

務	00	01	30年
(令和36年3月末まで保存)			

外事 第45号
令和5年7月7日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行等について

令和4年12月9日に公布された国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第97号。以下「改正法」という。)については、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第187号)により、令和5年6月1日に施行された。

また、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第189号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則(令和5年国家公安委員会規則第10号)が制定され、令和5年6月1日に施行された。

改正の背景及び概要等は別紙1のとおりであるほか、同特別措置法等の解釈運用基準については別紙2のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の解釈運用基準について」(平成27年11月9日付け青警本外第87号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の施行等について」(平成27年11月9日付け青警本外第88号)は廃止する。

担当 外事課外事第二係

【凡例】

- 「改正法」 : 國際的な不正資金等の移動等に対処するための國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）
- 「旧法」 : 改正法による改正前の國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「法」 : 改正法による改正後の國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「改正令」 : 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第189号）
- 「令」 : 改正令による改正後の國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号）
- 「改正規則」 : 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第10号）
- 「施行規則」 : 改正規則による改正後の國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号）
- 「施行日政令」 : 國際的な不正資金等の移動等に対処するための國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第187号）
- 「意見聴取規則」 : 改正規則による改正後の國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第17号）
- 「外為法」 : 外國為替及び外國貿易法（昭和24年法律第228号）

第1 改正の背景

旧法は、国家公安委員会により公告された国際テロリストが、金銭の贈与、貸付け等の一定の行為をする場合には、都道府県公安委員会の許可を受けなければならぬこととするなど、国際テロリストによる国内取引を規制していた。

こうした中、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融対策に関する国際協力を推進する政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）から、令和3年8月に公表された第4次対日審査報告書において、大量破壊兵器関連計画等関係者が行う対外取引は外為法により規制されているものの、国内取引については規制がなく、仮に将来的に日本の居住者が指定された場合、これに対処できないという指摘を受けていたことから、旧法等を改正することとしたものである。

第2 改正の概要

1 改正法

- (1) 大量破壊兵器関連計画等関係者（特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者）が、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千七百三十七号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の事項を官報により公告するものとし、公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者について、公告国際テロリストに対する現行規制と同様、特定の財産を処分しその対価の支払を受けること等の特定の行為を都道府県公安委員会の許可に係らしめるなど財産の凍結等の措置の対象とすることとした（法第3条、第9条、第17条等関係）。
- (2) 金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務の履行を受けること及び当該財産に係る債権の譲渡しを、財産凍結等対象者が許可を受けるべき行為に追加することとした（法第9条関係）。
- (3) 題名を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改正することとした。

2 改正令

- (1) 大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議及び大量破壊兵器関連計画等関係者の名簿を作成する委員会の設置根拠となる国際連合安全保障理事会決議を規定することとした（令第2条関係）。
- (2) 規制対象財産（金銭、有価証券、貴金属、土地、建物、自動車等）として、新たに電子決済手段を規定することとした（令第5条関係）。
- (3) 暗号資産等をめぐる現下の情勢を踏まえ、金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務として、暗号資産交換業者が管理する暗号資産及び電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段の移転に係る債務を規定することとした（令第7条関係）。

(4) 国際連合安全保障理事会決議の内容等を踏まえ、公告大量破壊兵器関連計画等関係者から規制対象財産の処分等に係る許可の申請があった場合における許可の要件である大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがないことに関し、当該大量破壊兵器等の開発等の内容について、北朝鮮の関係者、イランの関係者並びに北朝鮮及びイランの関係者の区分に応じて規定することとした(令第8条関係)。

3 改正規則

大量破壊兵器関連計画等関係者が国際連合安全保障理事会決議により設置された委員会の作成する名簿に記載された際の国家公安委員会による公告事項を規定する(施行規則第1条関係)。

第3 留意事項

改正法の施行に当たり次の点に取り組むとともに、法は、財産権等の基本的人権に深く関わるものであることから、その運用に当たってはこうした権利に十分配意し、いやしくもこれを不当に侵害することのないようにすること。

- 1 警察職員に対し、テロ資金供与対策及び大量破壊兵器等の開発等に係る資金供与対策の重要性並びに法、外為法等の関係法令の内容等について指導教養を徹底すること。
- 2 法を適切かつ効果的に運用するためには、テロ資金供与及び大量破壊兵器等の開発等に係る資金供与の活動の疑いのある事案に関する情報収集・分析が不可欠であることから、こうした取組を引き続き徹底すること。
- 3 前記2の活動の疑いのある事案に関する情報の収集に当たっては、金融機関を始めとする民間事業者の協力が不可欠であることから、テロ資金供与対策及び大量破壊兵器等の開発等に係る資金供与対策の重要性について的確な情報発信に努めること。
- 4 前記2の活動の疑いのある事案に関する情報の収集に当たっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づく疑わしい取引に関する情報や事件・事故の取扱い等の各種警察活動を通じて把握した情報が部門を超えて的確に活用されること。

(参考資料)

- 改正法の官報の写し及び新旧対照条文
- 施行日政令の官報の写し
- 改正令の官報の写し及び新旧対照条文
- 改正規則の官報の写し

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第九十七号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正)

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法

目次中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

第一条中「求めてること」の下に「並びに同理事会決議第千二百三十一号その他の同理事会決議が国際連合の全ての加盟国に対し特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等(当該特定の国又は地域による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができる物資の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用をいう。以下同じ。)に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者(以下「大量破壊兵器関連計画等関係者」という。)の財産の凍結等の措置をとることを求めていたこと」を加え、「当該措置」を「財産の凍結等の措置」に、「が当該行為」を「が国際的なテロリストの行為及び大量破壊兵器等の開発等」に改める。

第二条中「の行為」の下に「及び大量破壊兵器等の開発等」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

第三条の見出しを「(国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の公告)」に改め、同条第一項中「附則第二条において」を「以下」に、「単に「名簿」を「国際テロリスト名簿」に改め、「記載されたとき」の下に「既に国際テロリスト名簿に記載されていた国際テロリストについて、第千二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされたときは」とを加え、同項後段を削り、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「名簿」を「国際テロリスト名簿又は大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。」がその効力を失った場合」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国際連合安全保障理事会決議第千二百三十一号その他の政令で定める同理事会決議(以下「第千二百三十一号等決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている大量破壊兵器関連計画等関係者が、同理事会決議第千二百三十一号等決議により設置された委員会の作

又は第三十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものとしたとき。」に改め、同項第二十四号中「第二十七条第八項（一）の下に「同条第十三項又は第十四条の規定によりみなしして適用する場合及び」を「第二十八条第七項」の下に「（同条第八項又は第九項の規定によりみなしして適用する場合を含む。次号において同じ。）」を加え、「又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。」に改め、同項第二十五号中「第二十七条第十項（二）の下に「（同条第十三項又は第十四条の規定によりみなしして適用する場合及び）を加え、「又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項若しくは第二十八条第九項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。」に改め、同項第二十六号中「第四項まで」の下に「（第二十七条第十三項若しくは第十四項又は第二十八条第八項若しくは第九項の規定によりみなしして適用する場合を含む。）」を加え、「者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。」に改め、「（第二十九条第五項）の下に「（第二十七条の二第六項若しくは第七項又は第二十八条第六項若しくは第七項の規定によりみなしして適用する場合を含む。）」を加え、「者（第二十七条の二第六項又は第二十八条第六項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第八項若しくは第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「（とき）」に改め、「第二十九条第五項」の下に「（第二十七条の二第六項若しくは第七項又は第二十八条第六項若しくは第七項の規定によりみなしして適用する場合を含む。）」を加え、「者（第二十七条の二第六項又は第二十八条第六項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第八項若しくは第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「（とき）」に改め、同項第二十七号から第三十六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十七条の二中「第十八条の六」を「第十八条の六第一項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七十一条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第五十五条の五第一項」の下に「（同条第二項又は第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。）」を加え、「者（同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第七号から第九号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 第五十五条の九の四第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十一条の二中「隠ぺいする」を「隠蔽する」に、第十八条の六を「第十八条の六第一項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第三条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の处罚に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律」に改める。

第九条第一項中「五年」を「十年」に改める。

第十条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に、「五年」を「十年」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第十一条中「三年」を「七年」に、「一百万円」を「三百万円」に改める。

第十三条第一項中「不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを」を削る。

第十六条第一項中「が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これ」を削る。

第二十二条第一項中「若しくは第十一条」を削る。

第三十六条第一項中「金銭債権」の下に「（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）」を加える。

第四十二条第一項及び第五十九条第一項第一号中「若しくは第十一条」を削る。

第六十条第一項後段を削り、同条第二項中「及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条各号に掲げる財産を没収するための保全」を削る。

別表第二中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三第三号を次のように改める。

八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項
(公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為) 又は第三

三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

別表第四第一号中イを削り、口をイとし、ハからホまでを口からニまでとし、ヘを削る。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第四条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「三年」を「七年」に、「一百万円」を「三百万円」に改める。

（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律の一部改正）

第六条第一項中「五年」を「十年」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第七条中「三年」を「七年」に、「一百万円」を「三百万円」に改める。

（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律の一部改正）

第五条 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）の一部を次のように改訂する。

第一条中「二イ 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又はその航行に危険を生じさせる行為」を「二イ 航空機又は船舶に係る次に掲げる行為

2 この法律において「特定犯罪行為」とは、次の各号のいずれかに該当する犯罪行為をいう。

一 國際的に保護される者（國際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約第一條に規定する國際的に保護される者をいう。第五号において同じ。）を殺害し、若しくは凶器の使用その他の身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害し、又はその者を略取し、若しくは誘拐し、若しくは人質にする行為

二 人を殺害し、又は凶器の使用その他の身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害する行為であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 航行中の民間航空機（民間航空の用に供する航空機をいう。以下この項において同じ。）の人に対して行われるもの（當該民間航空機の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。）

口 航行中の民間船舶（公用に供する船舶以外の船舶をいう。以下この項において同じ。）内に對して行われるもの（當該民間船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。）

ハ 國際空港（航空法（昭和二十七年法律第三百三十一号）第二条第十九項に規定する國際航空運送事業の用に供される飛行場又はこれに相当する外国の飛行場をいう。以下このハ及び第八号ハにおいて同じ。）において行われるもの（當該國際空港における安全を損なうおそれがあるものに限る。）

二 固定プラットフォーム（大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書第一条3に規定する固定プラットフォームをいう。以下この二及び第十号ハにおいて同じ。）において行われるもの（當該固定プラットフォームの安全を損なうおそれがあるものに限る。）

三 公共施設等（前項第三号イからニまでに掲げるもの、同号ホに掲げるもの（公用又は公衆の利用に供するものに限る。）又は人若しくは物の運送に用いる航空機若しくは船舶であつて公用若しくは公衆の利用に供するものをいう。）において、次に掲げる方法のいずれかにより、人を殺害し、又は人の身体を傷害する行為（前二号に該当するものを除く。）

イ 爆発物を爆発させる方法
ロ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第一条に規定する火炎びんを使用する方法

ハ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第三項に規定する生物兵器又は同条第四項に規定する毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充填された

同条第一項に規定する生物剤又は同条第二項に規定する毒素を発散させる方法

二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第二項に規定する化学兵器を使用して、当該化学兵器に充填され、又は当該化学兵器の内部で生成された同条第一項に規定する毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させる方法

ホ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等を発散させる方法

四 放射線を発散させる等の方法（放射性物質（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第二条第三項に規定する放射性物質をいう。）をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置（同条第四項に規定する原子核分裂等装置をいう。）をみだりに操作することにより、又はその他不當な方法で、核燃料物質

（同条第一項に規定する核燃料物質をいう。）の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線（同条第二項に規定する放射線をいう。）を発散させる方法をいう。第九号において同じ。）により、人を殺害し、又は人の身体を傷害する行為（第一号及び第二号に該当するものを除く。）

五 次のイからホまでに掲げる行為であつて、國際的に保護される者の用に供する当該イからホまでに定めるものに関して行われ、当該國際的に保護される者の身体又は自由を害するおそれがあるもの

イ 前項第二号イに掲げる行為 同号イに規定する航空機

ロ 前項第二号ロに掲げる行為 同号ロに規定する船舶

ハ 前項第二号ハに掲げる行為 同号ハに規定する航空機又は船舶

ニ 前項第二号ニに掲げる行為 同号ニに規定する航空機又は船舶

ホ 前項第三号に掲げる行為（同号イ、ロ又はホに係る部分に限る。） 同号イ、ロ又はホに掲

げるもの

六 前項第二号イ又はハに掲げる行為であつて、民間航空機に関する行為（前号（同号

イ及びハに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）

を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「暗号資産の移転に係る通知義務」）

「監督を受けている状態」という。)にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うため必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在暗号資産交換業者が、外国所在暗号資産交換業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

（暗号資産の移転に係る通知義務）

第十条の五 暗号資産交換業者は、顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の暗号資産交換業者等」という。）の顧客として暗号資産の管理を当該他の暗号資産交換業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項第三号において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に委託するときは、当該依頼を行つた顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2 暗号資産交換業者は、他の暗号資産交換業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けて暗号資産の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該移転を受取顧客に對して行うとき、又は受取顧客に對する当該移転を他の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

第十二条の見出し中「本人特定事項の確認等」を「取引時確認等」に改め、同条第一項中「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認」を「取引時確認」に改め、「から第四十九号まで」を削り、

同条第二項中「本人特定事項の確認」を「取引時確認」に改める。

第十三条第一項中「若しくは第十一条 及び「若しくは第七条」を削る。

第十八条第一項中「第三項」を「第四項」に、「第十条の三」を「第十条の五」に改める。

第二十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に関する行政庁は、同項に定める行政庁及び財務大臣とする。

一 第九条に規定する特定事業者（第一条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九条及び第十条に定める事項

二 電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項（電子決済手段等取引業者が顧客である者に限る。）に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための電子決済手段の移転（委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によつて行われるものと含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係るものと除く。）

三 暗号資産交換業者に係る第十条の四に定める事項及び第十条の五に定める事項（暗号資産交換業者が顧客から受取顧客（他の暗号資産交換業者の顧客である者に限る。）に対する暗号資産の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための暗号資産の移転（委託又は再委託を受けた暗号資産交換業者によつて行われるものと含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係るものと除く。）

第二十三条第一項第二号中「前条第一項に規定する特定事業者に係る同項に規定する」を「前条第二項各号に掲げる」に改める。

第三十条第一項中「第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）」を「暗号資産交換業者」に改める。

別表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「〔昭和二十六年法律第四号〕」を削り、同表第二条第二項第四十九号に掲げる者の項中「〔昭和二十六年法律第二百三十七号〕」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項第二号イの改正規定、第三条から第五条までの規定及び第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三条第一項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条及び第十五条（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第三条第十二号の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中外国為替及び外国貿易法の目次の改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第二十二条の三の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第七十一条第十二号を同条第十三号とする改正規定、同法第六章の二第一項において「号を加える改正規定、同法第七十一条第十二号を同条第十一号とする改正規定及び同条第九号の次に二号とする改正規定、同法第七十二条において「外国為替及び外国貿易法の目次の改正規定」という。）並びに第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条の改正規定、同法第七条第二項の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十八条の改正規定（第三項）を「第四項」に改める部分に限る。）及び同法別表の改正規定（附則第八条第一項において「犯罪収益移転防止法第四条等の改正規定」という。）並びに附則第四条、第五条、第八条及び第十四条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿（第一条の規定による改正後の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項に規定する大量破壊兵器関連計画等関係者名簿をいう。）に記載され、かつ、同項に規定する第千七百八十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者についての同項の適用については、同項中「記載されたとき（既に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載されていた大量破壊兵器関連計画等関係者について、第千七百八十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされたときを含む。）」あるのは、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十九十七号）の施行の際現に記載されているとき」とする。

第三条 この法律の施行の日（次条第一項において「施行日」という。）から附則第一条第二号に掲げた規定の施行の日（次条及び附則第八条において「第二号施行日」という。）の前日までの間ににおける第二条の規定（外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の外国為替及び外国貿易法第十六条の二、第二十二条の二及び第七十条の規定の適用については、同法第十六条の二の表の一の項の上欄中「〔第五十五条の三第二項及び第五十五条の九の二第一項第一号〕」あるのは、「及び第五十五条の三第二項」と、同表の二の項の上欄中「〔をいう。〕」あるのは、「〔をいう。〕」と、同表の三の項の上欄中「〔をいう。〕」あるのは、「〔をいう。〕」と、同表の四の項の

上欄中「をいう。第五十五条の二第一項第四号において同じ」とあるのは「をいう」と、同法

第三十二条の二第一項中「次項及び第五十五条の九の二第一項」とあるのは「次項」と、同法第七十条第一項第五号中「第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項」とあるのは「及び十七条の四第一項」とする。

規定による改正後の外国為替及び外國貿易法第十七条の四第一項（施行日前においては、第二条の規定による改正前の外国為替及び外國貿易法第十七条の四。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為に係る命令又は業務の停止若しくは業務の内容の制限の処分については、なお従前の例による。

前項の規定によじたお従前の例によることとされる業務の停止又は業務の内容の範囲の除外に係る
第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「新外為法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新外為法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 第三条の規定による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（次項において「新組織的犯罪处罚法」という。）第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定（組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（次項において「旧組織的犯罪处罚法」という。）第十二条又は第四条の規定による改正前の国際的な協力の下に規制薬物等の規制による改正前の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（次項において「旧規制法」という。）

に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第七条の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものと含む。）により罪に当たるものと含む。

生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して同号に掲げる規定の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第一条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 新組織的犯罪処罰法第六十条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請についても、適用する。ただし、同号に掲げる規定の施行の際現に旧組織的犯罪処罰法第六十条第二項（不動産若しくは動産又は金銭債権以外の日組織的犯罪処罰法第

十三条第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る部分に限り、に規定する共助の要請に係る追徴保全命令が発せられている場合（その後当該追徴保全命令が取り消されたときを除く。）に

は、
当該共助の要請において犯されたとされている犯罪に係る外国の刑事事件に関する没収の確定裁判の執行に係る共助の要請については、なお従前の例による。

第七条 置刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において

「刑法施行日」という。の前日までの間における第五条の規定による改正後の公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第二項後段及び第五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第八条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この条において「**犯罪収益移転防止法**」といふ）

う。)第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者(次項及び第四項において「司法書士等」という。)が、第二号施行日前の取引の際に第六条の規定(犯罪収益移転防止法第四条等)の改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正前の犯罪収益移転防止法(以下この条において「旧犯罪収益移転防止法」という。)第四条第一項又は第二項の規定による確認(当該確認について犯罪収益移転防止法第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行つている犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等(第六条の規定による改正後の犯罪収益移転防止法(以下この条において「新犯罪収益移転防止法」という。)第四条第五項に規定する国等(第四項において「国等」という。)を除く。)との間で行う第二号施行日以後の取

引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む）であつて政令で定めるものについての新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。

司法書士等が第二号施行日前の取引の際に旧犯罪収益移転防止法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認(当該確認について犯罪収益移転防止法第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る)を行つてゐる犯

罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等（人格のない社団又は財団に限る。）との間で行う第二号施行日以後の取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについての新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定の適用については、同条第五項（同条

第一項に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、同条第一項中「次に」とあるのは「第二号及び第三号に」と、同項第三号中「当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容」とあるのは「事業の内容」とする。

3 前二項の場合においては、犯罪収益移転防止法第四条第三項中「同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは、「国際的な不正資金等の移動等に対するための国際連合安全保章理事会大議会二五六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際

テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十七号)以下「改正法」という。)附則第八条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定では前項(第一項の規定による読み替えとして適用する場合)一、司馬夷へ負う(第一

の規定又は前項（第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と同条第六項中「第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は」とあるのは「改正法附則第八条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定又

は第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む）若しくは」と犯罪収益移転防止法第六条第二項中「確認記録」とあるのは「確認記録（改正法附則第八条第一項及び第二項に規定する保存に係る確認記録を含む。次条第二項において同じ。）」と、新犯罪収益移転防止法第十八条中

〔第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）〕とあるのは「改正法附則第八条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第四条第一項の規定又は同条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」

4 と、「又は」とあるのは「若しくは」とする。
司書法士等が、第一号施行日前の取引の際に旧犯罪収益移転防止法第四条第一項(二)の規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定による確認(当該確

認について犯罪収益移転防止法第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)及び新犯罪収益移転防止法第四条第一項(第一号に係る部分を除き、同条第五項の規定により売又替えて適用する場合を含む。)又は第二条(同条第二項第一号に係る部分並びに資産

及び収入の状況に該する部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認に相当する確認(当該確認について犯罪収益移転防止法第六条第一項に規定する確認

記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行つてゐる犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等(国等(人格のない社団又は財團を除く。)との間で行う第二号施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であつて政令で定めるものについては、新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号の二中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に、「第一条」を「第一条第一項」に改め、「規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為」の下に「若しくは同条第二項に規定する特定犯罪行為」を加え、「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為等」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改める。

(警察法の一部改正)

第十二条 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

(資金決済に関する法律の一部改正)

第十二条 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に、「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正)

第十三条 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条

第三号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に、「第三条第一項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者」を「第九条に規定する財産凍結等対象者」に、「国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

(第二十一条第三項第一号ハ)を次のように改める。

ハ 財産凍結等対象者

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)

第十四条 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号中「第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出」を「第八条第一項の規定による届出」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改める。

第三条第十一号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

内閣総理大臣	岸田 文雄
総務大臣	松本 剛明
法務大臣	齋藤 健一
厚生労働大臣	加藤 勝信
経済産業大臣	西村 康稔

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目 次

本則

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（抄）（第一条関係） | 1
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）（第二条関係） | 17
○ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）（抄）（第三条関係） | 42
○ 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の条例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）（第四条関係） | 49
○ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の处罚に関する法律（平成十四年法律第六十七号）（抄）（第五条関係） | 50
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）（第六条関係） | 58

附則

- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（附則第十条関係） | 72
○ 警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）（抄）（附則第十一條関係） | 73
○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）（附則第十二条関係） | 74
○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄）（附則第十三条関係） | 76
○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）（附則第十四条関係） | 78
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則第十五条関係） | 79

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法

目次

第一章・第二章（略）
第三章 財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置
第一節～第三節（略）
第四章・第五章（略）

附則

（目的）

第一条 この法律は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百七十三号その他他の同理事会決議が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために当該行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置をとることを求めていること並びに同理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第二千二百三十一号その他の同理事会決議が国際連合の全ての加盟国に対し特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等

現行

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

目次

第一章・第二章（略）
第三章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置
第一節～第三節（略）
第四章・第五章（略）

附則

（目的）

第一条 この法律は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百七十三号その他他の同理事会決議が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために当該行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めるこにより、外為替及び外貿法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による措置と相まって、我が国が

(当該特定の国又は地域による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができる物資の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用をいう。以下同じ。)に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者(以下「大量破壊兵器関連計画等関係者」という。)の財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する財産の凍結等の措置について必要な事項を定めることにより、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)による措置と相まって、我が国が国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

(国 の 責 務)

第二条 国は、次章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等の防止及び抑止に関する国際的な情報交換その他の協力を推進するとともに、これらの行為の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の公告)

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定め

当該行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

(国 の 責 務)

第二条 国は、次章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止に関する国際的な情報交換その他の協力を推進するとともに、当該行為の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(公 告)

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定め

る同理事会決議（以下「第千二百六十七号等決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿（以下「国際テロリスト名簿」という。）に記載されたとき（既に国際テロリスト名簿に記載されていた国際テロリストについて、第千二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされた委員会の作成する名簿（以下単に「名簿」という。）に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の國家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。

2 国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第二千二百三十一号その他の政令で定める同理事会決議（以下「第千七百十八号等決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている大量破壊兵器関連計画等関係者が、同理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千七百三十七号その他他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿（以下「大量破壊兵器関連計画等関係者名簿」という。）に記載されたとき（既に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載されていた大量破壊兵器関連計画等関係者について、第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされたときを含む。）は、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の國家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。

（新設）
る同理事会決議（附則第二条において「第千二百六十七号等決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿（以下単に「名簿」という。）に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の國家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。この場合において、当該公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めることにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

のとする。

3| 前二項の規定により公告をした場合において、これらの規定により公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

4| 第一項又は第二項の規定により公告された事項に変更があつたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨を官報により公告するものとする。この場合において、当該変更に係る者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該変更があつた旨を通知するものとする。

5| 前項の規定は、第一項又は第二項の規定により公告された者が国際テロリスト名簿又は大量破壊兵器関連計画等関係者名簿から抹消された場合及び当該公告された者に対する財産の凍結等の措置をとることを求める国際連合安全保障理事会決議（国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がその効力を失つた場合について準用する。

（国際テロリストの指定）

第四条 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号（以下この項及び附則第二条において「第千三百七十三号決議」という。）に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の各号のいずれにも該当する者（前条第一項の規定によ

（新設）

2| 前項の規定により公告された事項に変更があつたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨を官報により公告するものとする。この場合において、当該変更に係る者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該変更があつた旨を通知するものとする。

3| 前項の規定は、第一項の規定により公告された者が名簿から抹消された場合について準用する。

（指定）

第四条 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号（以下この項及び附則第二条において「第千三百七十三号決議」という。）に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の各号のいずれにも該当する者（前条第一項の規定によ

り公告された者（現に国際テロリスト名簿に記載され、かつ、第千二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者に限る。第九条において同じ。）を除く。）を、第千三百七十九号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間を定めて指定するものとする。

一 （略）
二 次のいずれかに該当する者

イ 公衆等脅迫目的の犯罪行為（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条第一項に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為をいう。以下同じ。）を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかにおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの

2
（略）
4

第三章 財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置

（財産凍結等対象者に対する行為の制限）

第九条 財産凍結等対象者（第三条第一項の規定により公告された者若しくは指定（仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）又は

り公告された者（現に名簿に記載されている者に限る。第九条において同じ。）を除く。）を、第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間を定めて指定するものとする。

一 （略）
二 次のいずれかに該当する者

イ 公衆等脅迫目的の犯罪行為（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為をいう。以下同じ。）を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかにおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの

2
（略）
4

第三章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

（公告国際テロリストに対する行為の制限）

第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定（仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。）を受けている者は、次に掲げる行為をしよう

第三条第二項の規定により公告された者（現に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載され、かつ、第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者に限る。以下「公告大量破壊兵器関連計画等関係者」という。）をいう。以下同じ。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

一（三）（略）

四 預貯金に係る債務その他の金銭及び金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務のうち政令で定めるもの（第十五条第四号において「預貯金等債務」という。）の履行を受けること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

五 この条（前二号に係る部分に限る。）の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならぬ債権（以下「特定債権」という。）を譲り渡すこと。

一（三）（略）

四 預貯金に係る債務その他の政令で定める金銭債務（第十五条第四号において「預貯金等債務」という。）の履行を受けること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

五 この条（前二号に係る部分に限る。）の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならぬ金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）を譲り渡すこと。

とするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第十条 財産凍結等対象者は、前条の許可を受けようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該財産凍結等対象者の住所地又は居所地（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地。以下「住所地等」という。）を管轄する公安委員会（日本国内に当該財産凍結等対象者の住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する公安委員会）に、次に掲げる事項を記

（許可の申請）

第十条 公告国際テロリストは、前条の許可を受けようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリストの住所地又は居所地（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地。以下「住所地等」という。）を管轄する公安委員会（日本国内に当該公告国際テロリストの住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する公安委員会）に、次に掲げる事項を記

載した申請書を提出しなければならない。

一（三）（略）

四 前条第五号に掲げる行為にあつては、当該行為に係る特定債権を当該行為の相手方に対する債務の履行に充てることその他の当該行為の目的

五 （略）

2 （略）

（許可の基準）

第十一條 公安委員会は、財産凍結等対象者から第九条第一号から第四号までに掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る取得財産が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可をしなければならない。

一 当該財産凍結等対象者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること。

二・三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる財産凍結等対象者の区分に応じ、当該イからハまでに定める行為のために使用されるおそれがないこと。

イ 公告国際テロリスト（ハに掲げる者を除く。）

ロ 公衆等脅迫目的の犯罪行為
口 公告大量破壊兵器関連計画等関係者（ハに掲げる者を除く。）
大量破壊兵器等の開発等（政令

項を記載した申請書を提出しなければならない。

一（三）（略）

四 前条第五号に掲げる行為にあつては、当該行為に係る特定金銭債権を当該行為の相手方に対する債務の履行に充てることその他の当該行為の目的

五 （略）

2 （略）

（許可の基準）

第十一条 公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第一号から第四号までに掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る取得財産が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可をしなければならない。

一 当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること。

二・三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないこと。

で定めるものに限る。ハにおいて同じ。)

ハ 公告国際テロリストであつて公告大量破壊兵器

関連計画等関係者であるもの

公衆等脅迫目的の

犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等

2

公安委員会は、財産凍結等対象者から第九条第五号に掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該行為に係る特定債権が当該行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられると認めるときその他当該行為が同条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による当該財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（許可の条件）

第十二条（略）

2 前項の条件は、第九条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限の確実な実施を図るため必要な最小限度のものでなければならない。

（許可証の交付等）

第十三条（略）

2 許可証の交付を受けた財産凍結等対象者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可証の交付を受けた財産凍結等対象者は、次の各

2 公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第五号に掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該行為に係る特定金銭債権が当該行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられるると認めるときその他当該行為が同条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による当該公告国際テロリストに対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（許可の条件）

第十二条（略）

2 前項の条件は、第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限の確実な実施を図るため必要な最小限度のものでなければならない。

（許可証の交付等）

第十三条（略）

2 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、次の各

号のいずれかに該当することとなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

一（三）（略）

（財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限）

第十五条 何人も、財産凍結等対象者を相手方として次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その相手方がそれぞれ当該各号に定める行為に係る許可証を提示した場合は、この限りでない。

一（四）（略）

五 特定債権を譲り受けること 第九条第五号に掲げる行為

（特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令）

第十六条 特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者（以下この条において「差押債権者」という。）が有する債権が仮装のものであると認められるときその他当該差押債権者が第九条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該差押命令を発し

各号のいずれかに該当することとなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

一（三）（略）

（公告国際テロリストを相手方とする行為の制限）

第十五条 何人も、公告国際テロリストを相手方として次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その相手方がそれぞれ当該各号に定める行為に係る許可証を提示した場合は、この限りでない。

一（四）（略）

五 特定金銭債権を譲り受けること 第九条第五号に掲げる行為

（特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令）

第十六条 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者（以下この条において「差押債権者」という。）が有する債権が仮装のものであると認められるときその他当該差押債権者が第九条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該差押命令を発し

た執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地)を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該特定債権の債務者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定債権に係る債務の履行をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対し、当該命令をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知するものとする。

3 2

(略)

一 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

二 第一項の財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなつたとき。

一 第一項の財産凍結等対象者と差押債権者との関係その他事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る債務の履行を受けたとしても当該債務の目的たる財産が次のイからハまでに掲げる財産凍結等対象者の区分に応じ、当該イからハまでに定める行為のために使用されるおそれがないと認めるとき。

イ 公告国際テロリスト(ハに掲げる者を除く。)

ロ 公衆等脅迫目的の犯罪行為
口 公告大量破壊兵器関連計画等関係者(ハに掲げる者を除く。)
口 大量破壊兵器等の開発等(政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。)

令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地)を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対し、当該命令をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知するものとする。

3 2

(略)

一 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

二 第一項の公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたとき。

一 第一項の公告国際テロリストと差押債権者との関係その他事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る金銭の支払を受けたとしても当該金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないと認めるとき。

ハ 公告国際テロリストであつて公告大量破壊兵器
関連計画等関係者であるもの 公衆等脅迫目的の
犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等

第十七条 財産凍結等対象者が所持している規制対象財産（土地、建物、自動車その他携帶することができない財産として政令で定めるものを除く。以下この条、第二十四条及び第二十九条第三号において同じ。）の一部が、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該財産凍結等対象者又はこれに代わつて当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 前項又はこの項の規定による規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者の住所地等が他の公安委員会の管轄区域内にあることが判明した場合において、第四項又は第五項の規定による当該規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、当該規制対象財産を当該他の公安委員会に引き継ぐことができる。この場合において、その引継ぎを受けた公安委員会は、引き続き当該規制対象財産を仮領置した上で

第十七条 公告国際テロリストが所持している規制対象財産（土地、建物、自動車その他携帶することができない財産として政令で定めるものを除く。以下この条、第二十四条及び第二十九条第三号において同じ。）の一部が、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリスト又はこれに代わつて当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 前項又はこの項の規定による規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者の住所地等が他の公安委員会の管轄区域内にあることが判明した場合において、第四項又は第五項の規定による当該規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、当該規制対象財産を当該他の公安委員会に引き継ぐことができる。この場合において、その引継ぎを受けた公安委員会は、引き続き当該規制対象財産を仮領置した上で

、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかに、当該財産凍結等対象者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前二項の規定による仮領置に係る規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該仮領置をしている公安委員会に対し、その全部又は一部の返還を申請することができる。

4 公安委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、財産凍結等対象者が所持する規制対象財産の減少その他の第一項の規定による仮領置をした後的事情の変化により、当該申請に係る規制対象財産の全部又は一部が第十一條第一項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、国家公安委員会規則で定めることにより、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による仮領置をした公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を所持している財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなければならない。

6 前項の場合において、第三条第五項において準用する同条第四項の規定による公告があつた日、指定の有效期間が満了した日又は第七条第二項において準用する第五条第一項の規定による公告があつた日から起算して一年を経過してもなお規制対象財産の返還を受け

で、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかに、当該公告国際テロリストに対し、その旨を通知するものとする。

3 前二項の規定による仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該仮領置をしている公安委員会に対し、その全部又は一部の返還を申請することができる。

4 公安委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、公告国際テロリストが所持する規制対象財産の減少その他の第一項の規定による仮領置をした後の事情の変化により、当該申請に係る規制対象財産の全部又は一部が第十一條第一項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、国家公安委員会規則で定めることにより、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による仮領置をした公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を所持している公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなり、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなければならない。

6 前項の場合において、第三条第三項において準用する同条第二項の規定による公告があつた日、指定の有效期間が満了した日又は第七条第二項において準用する第五条第一項の規定による公告があつた日から起算して一年を経過してもなお規制対象財産の返還を受け

るべき者の所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安委員会が置かれている都道府県に帰属する。

7 第五項の規定により財産凍結等対象者でなくなった者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し当該規制対象財産を返還しようとする場合において、その者が財産凍結等対象者であるときは、公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該規制対象財産のうちその者について第十二条第一項各号のいずれにも該当しないと認められる部分については引き続き仮領置するものとし、その他の部分についてはその者に返還するものとする。この場合において、公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、引き続き仮領置する旨を通知するものとする。

8 (略)

(財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮)
第十八条前二節の規定による措置は、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするように留意しつつ、国際的協調の下に、国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等の防止及び抑止の効果が十分に發揮されるように実施しなければならない。

(立入検査等)

第二十条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実

るべき者の所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安委員会が置かれている都道府県に帰属する。

7 第五項の規定により公告国際テロリストでなくなった者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し当該規制対象財産を返還しようとする場合において、その者が公告国際テロリストであるときは、公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該規制対象財産のうちその者について第十二条第一項各号のいずれにも該当しないと認められる部分については引き続き仮領置するものとし、その他の部分についてはその者に返還するものとする。この場合において、公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、引き続き仮領置する旨を通知するものとする。

8 (略)

(財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮)
第十八条前二節の規定による措置は、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするように留意しつつ、国際的協調の下に、国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等の防止及び抑止の効果が十分に發揮されるように実施しなければならない。

(立入検査等)

第二十条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実

施するため必要があると認めるときは、財産凍結等対象者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に関する命令)

第二十二条 (略)

2 前項の規定による場合のほか、第十五条の規定に違反した者が再び同条の規定に違反するおそれがあると認められる場合において、同条の規定による財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限の確実な実施を図るために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、再び同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

(損失補償)

第二十四条 第十五条各号に掲げる行為の行為者が、当該行為をすることをその相手方に約した後（当該行為のうちその相手方の請求があつた場合に限りすることが約されているものにあつては、当該相手方が当該行為者にその請求をし、又はその請求をすることを当該行為者以外の者に約した後）に当該相手方が第三条第

施するため必要があると認めるときは、公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に関する命令)

第二十二条 (略)

2 前項の規定による場合のほか、第十五条の規定に違反した者が再び同条の規定に違反するおそれがあると認められる場合において、同条の規定による公告国際テロリストを相手方とする行為の制限の確実な実施を図るために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、再び同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

(損失補償)

第二十四条 第十五条各号に掲げる行為の行為者が、当該行為をすることをその相手方に約した後（当該行為のうちその相手方の請求があつた場合に限りすることが約されているものにあつては、当該相手方が当該行為者にその請求をし、又はその請求をすることを当該行為者以外の者に約した後）に当該相手方が第三条第

一項若しくは第二項の規定により公告され、若しくは指定を受けたため、当該行為ができなくなつたことにより当該相手方以外の者が損失を受けた場合又は規制対象財産を所持したる者若しくは同条第一項若しくは第二項の規定により公告され、若しくは指定を受け、第七条第一項の規定により当該規制対象財産が仮領置されたため、当該規制対象財産を所持していた者以外の者が損失を受けた場合においては、国は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(適用範囲)

2 第二十五条 (略)

該当する行為が、外国為替及び外國貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課される資本取引(同法第二十条に規定する資本取引をいう。以下この項において同じ。)、役務取引等(同法第二十五条第六項に規定する役務取引等をいう。以下この項において同じ。)若しくは輸出に係るものである場合には、当該財産凍結等対象者が行う第九条各号に掲げる行為に該当する行為については、この法律の規定は、適用しない。財産凍結等対象者を相手方として行う第五条各号に掲げる行為に該当する行為が、外国為替及

一項の規定により公告され、若しくは指定を受けたため、当該行為ができなくなつたことにより当該相手方以外の者が損失を受けた場合又は規制対象財産を所持している者が同項の規定により公告され、若しくは指定を受け、第十七条第一項の規定により当該規制対象財産が仮領置されたため、当該規制対象財産を所持していた者以外の者が損失を受けた場合においては、国は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(適用範囲)

2 第二十五条 (略)

に該当する行為が、外国為替及び外國貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課される資本取引(同法第二十条に規定する資本取引をいう。以下この項において同じ。)、役務取引等(同法第二十五条第六項に規定する役務取引等をいう。以下この項において同じ。)若しくは輸出に係るものである場合には、当該公告国際テロリストが行う第九条各号に掲げる行為に該当する行為については、この法律の規定は、適用しない。公告国際テロリストを相手方として行う第五条各号に掲げる行為に該当する行為が、外国為替及

び外国貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受けた者は輸入義務を課される資本取引、役務取引等若しくは輸入に係るものである場合における当該財産凍結等対象者を相手方として行う第十五条各号に掲げる行為に該当する行為についても、同様とする。

附 則

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、第千二百六十七号等決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）及び第千三百七十三号決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）及び第千七百十八号等決議（大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がいずれもその効力を失つたときは、速やかに、廃止するものとする。

為替及び外国貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受けた者は輸入に係るものである場合における当該公告国際テロリストを相手方として行う第十五条各号に掲げる行為に該当する行為についても、同様とする。

附 則

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、第千二百六十七号等決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）及び第千三百七十三号決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がいずれもその効力を失つたときは、速やかに、廃止するものとする。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章の第六章	（略）
第六章の二	報告等（第五十五条—第五十五条の九）
第六章の二の二	外国為替取引等取扱業者遵守基準（第五十五条の九の二—第五十五条の九の四）

第六章の三の第九章	（略）
-----------	-----

附則

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一の八	（略）
-----	-----

九の一	「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう
-----	------------------------

イ	電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。第十六条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。）
---	---

ロ	暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十六条の二の表
---	---

現 行

目次

第一章の第六章	（略）
第六章の二	報告等（第五十五条—第五十五条の九）

第六章の三の第九章	（略）
-----------	-----

附則

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一の八	（略）
-----	-----

九の一	「暗号資産」とは、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。
-----	--

の五の項の下欄において同じ。)

2 十六 (略)

(支払等の制限)

第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受けた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行ふと認めることは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第二十一条第三項において同じ。）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいい、同法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる者を含む。以下同じ。）がその顧客の支払に係る為替取引を行う場合における当該為替取引によつてされるもの及び電子決済手段等取引業者等（次の表の上欄に掲げる者をいう。以下同じ。）がその顧客の支払に係る電子決済手段等の移転等（同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める行為をいう。以下同じ。）を行う場合における当該電子決済手段等の移転等によつてされるものを除く。）及び居住者と非居住者との間でする支払等（銀行等又は資金移動業者がその顧客の支払等に係る為替取引を行う場合におけ

2 十六 (略)

(支払等の制限)

第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受けた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行ふと認めることは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第二十一条第三項において同じ。）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいい、同法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる者を含む。以下同じ。）が行う為替取引によつてされるもの及び暗号資産交換業者（同法第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）がその顧客の支払に係る暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が同法第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該外国暗号資産交換業者の顧客に對して行う支払に係るものと除く。）及び居住者と非居住者との間でする支

る当該為替取引によつてされるもの及び電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合における当該電子決済手段等の移転等によつてされるものその他政令で定めるものを除く。)について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

一 電子決済手段	等取引業者(資 金決済に関する 法律第二条第十 二項に規定する 法 律第六十二 同法第六十二 条の八第二項の 規定により電子 決済手段等取 業者とみなされ る者を含む。以 國へ向けた支払を除く。
一 げ る行 為	引 業者(顧客が次に掲 げる者のいづれかとの間で 行う支払等(本邦から外 へ向けた支払を除く。

払等(銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるもの及び暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合(当該暗号資産の移転が当該暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の他の顧客又は他の暗号資産交換業者若しくは同法第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該他の暗号資産交換業者若しくは外国暗号資産交換業者の顧客との間で行う支払等に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。第七条の四及び第十八条の六において同じ。)における当該暗号資産の移転によつてされるものその他政令で定めるものを除く。)について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

(新設)

一項第二号におい	五条の二第	をいう。第五十	決済等取扱業者	に規定する電子	第二条第十八項	第二条第十八項	電子決済等取扱業者（銀行法	二	下この条、第五	十五条の三第二	十五条の三第五	项及び第五十五	条の九の二第一	項第一号におい	て同じ。）
イ	当該電子決済手段等	取引業者に電子決済手段等	他の電子決済手段等	取引業者に電子決済手段等	他の電子決済手段等	取引業者に電子決済手段等	当該電子決済手段等	二	イ	当該電子決済手段等	取引業者に電子決済手段等	他の電子決済手段等	取引業者に電子決済手段等	当該電子決済手段等	口
号に掲げる行為	銀行法第二条第十七項第一	との間で行う支払等	決済手段等取引業者の顧客	子決済手段の管理を委託する法律第二条第十	三項に規定する外国電子	引業者の顧客が資金決済	当該電子決済手段等取	段等取引業者の顧客	る当該他の電子決済手段等	取引業者に電子決済手段等	段の管理を委託してい	る当該電子決済手段等	取引業者に電子決済手段等	当該電子決済手段等	イ

五	暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下この条及び第五十五条の三第二項において同じ。）	暗号資産の移転（当該暗号資産の移転が次に掲げる支払等のいずれかに係るものである場合その他政令で定める場合に限る。）	暗号資産の移転（当該暗号資産の移転が次に掲げる支払等のいずれかに係るものである場合その他政令で定める場合に限る。）	一	当該暗号資産交換業者の顧客が次に掲げる者のいずれかとの間で行う支払等（本邦から外国へ向けた支払を除く。）	イ	当該暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の他の顧客	口	他の暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該他の暗号資産交換業者の顧客
二	当該暗号資産交換業者の顧客が資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理	二	当該暗号資産交換業者の顧客が資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理	二	当該暗号資産交換業者の顧客が資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理	二	当該暗号資産交換業者の顧客が資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理	二	当該暗号資産交換業者の顧客が資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理

を委託している当該外国
暗号資産交換業者の顧客
との間で行う支払等

(確認のための是正措置等)

第十七條の二 財務大臣は、銀行等が前条の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行い、又は当該為替取引（第五十五条の九の二第二項第三号に掲げるものを除く。）を行うおそれがあると認めるときは、当該銀行等に対し、前条の確認が適切に行われるための措置をとることを命ずることができる。

2
(略)

(電子決済手段等取引業者等への準用)

第十七条の四 第十七条及び第十七条の二の規定は、電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合について準用する。この場合において、第十七条中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「為替取引」とあるのは「電子決済手段等の移転等」と、第十七条の二第一項中「為替取引」とあるのは「電子決済手段等の移転等」と、同条第二項中「外国為替取引」とあるのは「電子決済手段等の移転等」と読み替えるものとする。

(新設)

(確認のための是正措置等)
第十七条の二 財務大臣は、但

第十七条の二 財務大臣は、銀行等が前条の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行い、又は行うおそれがあると認めるとときは、当該銀行等に対し、同条の確認が適切に行われるための措置をとることを命ずることができる。

(略)

(暗号資産交換業者への準用)

第十七条の四 第十七条及び第十七条の二の規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十七条中「顧客と」とあるのは「顧客の」と、「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、第十七条の二第一項中「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、同条第二項中「外国為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と読み替えるものとする。

2 電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、銀行等又は資金移動業者が発行する電子決済手段を移転するとき及び銀行等又は資金移動業者の委託を受けてその顧客の支払等に係る第十六条の二の表の一の項から

四の項までの下欄に定める行為（電子決済手段の移転を除く。第十八条の六第二項において同じ。）を行うときは、当該銀行等又は資金移動業者に対しては、前三条の規定は、適用しない。

（銀行等の本人確認義務等）

第十八条条（略）

2・3（略）

4顧客（前項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この項から第二十二条の三までにおいて同じ。）及び代表者等は、銀行等が本人確認を行う場合において、当該銀行等に対して、顧客又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。

（電子決済手段等取引業者等への準用）

第十八条の六 第十八条から第十八条の四までの規定は、電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「係る電子決済手段等の移転等」と、「特定為替取引」とあるのは「電子決済手段等移転等取引」と、同条第二項及び第三項、第十八条の二、第十八条の三第二項並びに第十八条の四中「特定為替取引」とあるのは「電子決済手段等移転等取引」と読み替えるものとする。

2 電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、銀行

（銀行等の本人確認義務等）

第十八条条（略）

2・3（略）

4顧客（前項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、銀行等が本人確認を行う場合において、当該銀行等に対して、顧客又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。

（暗号資産交換業者への準用）

第十八条の六 第十八条から第十八条の四までの規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「係る為替取引」とあるのは「係る暗号資産の移転」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と、同条第二項及び第三項、第十八条の二、第十八条の三第二項並びに第十八条の四中「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と読み替えるものとする。

（新設）

等又は資金移動業者が発行する電子決済手段を移転するとき及び銀行等又は資金移動業者の委託を受けてその顧客の支払等に係る第十六条の二の表の一の項から四の項までの下欄に定める行為を行うときは、当該銀行等又は資金移動業者に対しても、第十八条から前条までの規定は、適用しない。

(資本取引とみなす取引)

第二十条の二 次の各号に掲げる取引は、当該各号に定める資本取引とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

一 居住者と非居住者との間の電子決済手段等の管理に関する契約に基づく当該電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引（以下この条において「電子決済手段等の移転を求める権利の発生等に係る取引」という。） 前条第一号に掲げる資本取引

二 居住者と非居住者との間の電子決済手段等の貸借契約又は電子決済手段等を移転する義務の保証契約に基づく電子決済手段等の移転を求める権利の発生等に係る取引 前条第二号に掲げる資本取引

三 居住者と非居住者との間の電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に関する契約に基づく電子決済手段等の移転を求める権利の発生等に係る取引 前条第三号に掲げる資本取引

(資本取引とみなす取引)

第二十条の二 次の各号に掲げる取引は、当該各号に定める資本取引とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

一 居住者と非居住者との間の暗号資産の管理に関する契約に基づく当該暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引（以下この条において「暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引」という。） 前条第一号に掲げる資本取引

二 居住者と非居住者との間の暗号資産の貸借契約又は暗号資産を移転する義務の保証契約に基づく暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引 前条第二号に掲げる資本取引

三 居住者と非居住者との間の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関する契約に基づく暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引 前条第三号に掲げる資本取引

(銀行等その他の金融機関等の本人確認義務等)
第二十二条の二 銀行等、信託会社（信託業法（平成十

(銀行等その他の金融機関等の本人確認義務等)
第二十二条の二 銀行等、信託会社（信託業法（平成十

六年法律五百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外國信託会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。第五十五条の三において同じ。）及び電子決済手段等取引業者等（次項及び第五十五条の九の二第一項において「銀行等その他の金融機関等」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で第二十条に規定する資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（次項において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

2 (略)

（両替業務を行う者への準用）

第二十二条の三 第十八条第二項から第四項まで、第十八条の二から第十八条の四まで及び前条第一項の規定は、本邦において両替業務（業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者（第五十五条の九の二第一項において「両替業者」という。）が顧客と両替（政令で定める小規模のものを除く。）を行う場合について準用する。

（定義）

六年法律五百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外國信託会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。第五十五条の三において同じ。）及び暗号資産交換業者（次項において「銀行等その他の金融機関等」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で第二十条に規定する資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（次項において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

2 (略)

（両替業務を行う者への準用）

第二十二条の三 第十八条第二項から第四項まで、第十八条の二から第十八条の四まで及び前条第一項の規定は、本邦において両替業務（業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者が顧客と両替（政令で定める小規模のものを除く。）を行う場合について準用する。

（定義）

第二十六条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項

各号に掲げる対内直接投資等又は第三項に規定する特定取得を行うものをいう。

四 組合等（民法）

組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。以下この号及び次項第七号において「任意組合」という。）若しくは投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び次項第七号において「投資事業有限責任組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この号及び次条第十三項において「特定組合類似団体」という。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、第一号に掲げるもののその他政令で定めるものによる出資の金額の合計の当該組合等の総組合員（特定組合類似団体にあつては全ての構成員）による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの又は同号に掲げるもののその他政令で定めるものが当該組合等の業務執行組合員（任意組合の業務の執行の委任を受けた組合員若しくは投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は特定組合類似団体のこれらに類似するものをいう。）の過半数を占めるもの（以下「特定組合等」という。）

第二十六条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項

各号に掲げる対内直接投資等又は第三項に規定する特定取得を行うものをいう。

四 組合等（三）

組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。以下この号及び次項第七号において「任意組合」という。）若しくは投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び次項第七号において「投資事業有限責任組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この号及び次条第十三項において「特定組合類似団体」という。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、第一号に掲げるもののその他政令で定めるものによる出資の金額の合計の当該組合等の総組合員（特定組合類似団体にあつては全ての構成員）による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの又は同号に掲げるもののその他政令で定めるものが当該組合等の業務執行組合員（任意組合の業務の執行の委任を受けた組合員若しくは投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は特定組合類似団体のこれらに類似するものをいう。第七十条第一項及び第七十一条第六号において同じ。）の過半数を占めるもの（以下「特定組

合等」という。)

2
5
4
（略）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第二十七条 外国投資家（前条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで及び第五十五条の五において同じ。）は、対内直接投資等（前条第二項に規定する対内直接投資等をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十九条の二第二項及び第七十条第一項において同じ。）のうち第三項の規定による審査が必要となる場合により、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2
5
14
（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三
（略）

2 銀行等、金融商品取引業者及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に限る。以下この条において同じ。）は、前項第三号（第二十条の二の規定により資本取引とみなされる

2
5
4
（略）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第二十七条 外国投資家（前条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五及び第九章において同じ。）は、対内直接投資等（前条第二項に規定する対内直接投資等をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十九条の二第二項及び第七十条第一項において同じ。）のうち第三項の規定による審査が必要となる場合により、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2
5
14
（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三
（略）

2 銀行等、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者は、前項第三号（第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。第四項において同じ。）、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、第

場合に限る。第四項において同じ。）、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

（略）

4 3 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第三号、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、金融商品取引業者又は電子決済手段等取引業者等であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

5 銀行等、金融商品取引業者、電子決済手段等取引業者及び届出者は、それぞれ、銀行等、金融商品取引業者等及び電子決済手段等取引業者等については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定にかかるはず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について財務省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に係る資本取引に関する事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならぬ。

6 7 （略）

取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めることにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

（略）

4 3 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第三号、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、金融商品取引業者又は暗号資産交換業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

5 銀行等、金融商品取引業者、暗号資産交換業者及び届出者は、それぞれ、銀行等、金融商品取引業者等及び暗号資産交換業者については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定にかかるはず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について財務省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に係る資本取引に関する事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6 7 （新設）

(外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定等)

第五十五条の九の二 主務大臣は、主務省令で、銀行等
 その他の金融機関等、資金移動業者及び両替業者のうち、次項各号に掲げる取引又は行為に該当するかどうかを確認するための態勢を整備することが特に必要と認められる者として政令で定める者（以下「外国為替取引等取扱業者」という。）が支払等、その顧客の支払等に係る為替取引（電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合を含む。次項第三号及び次条において同じ。）、資本取引（第二十一条第一項に規定する資本取引をいい、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合を含む。）又は特定資本取引（第三項及び次条において「外国為替取引等」という。）を行うに当たつて遵守すべき基準（以下「外国為替取引等取扱業者遵守基準」という。）を定めなければならない。

一 電子決済手段等取扱業者 資金決済に関する法律
 第二条第十項第四号に掲げる行為

二 電子決済等取扱業者 銀行法第二条第十七項各号に掲げる行為

三 信用金庫電子決済等取扱業者 信用金庫法第八十条の三第二項各号に掲げる行為

四 信用協同組合電子決済等取扱業者 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為

五 外國為替取引等取扱業者遵守基準は、次に掲げる取

引又は行為に該当するかどうかを確認するためには必要な事項について定めるものとする。

- 一 第十六条第一項及び第三項の規定に基づき主務大臣の許可を受ける義務が課された支払等
- 二 第十六条第五項に規定する支払等（政令で定める取引又は行為に係る支払等に限る。）
- 三 顧客の支払等（前二号に掲げるものに限る。）に係る為替取引
- 四 第二十一条第一項の規定に基づき財務大臣の許可を受ける義務が課された資本取引
- 五 第二十四条第一項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受ける義務が課された特定資本取引
- 六 外国為替取引等取扱業者は、外国為替取引等取扱業者遵守基準に従い、外国為替取引等を行わなければならぬ。

（指導及び助言）

- 第五十五条の九の三 主務大臣は、外国為替取引等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるとき（外国為替取引等取扱業者が第十七条（第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行つたと認める場合を除く。）は、外国為替取引等取扱業者に対し、外国為替取引等取扱業者遵守基準に従つた外国為替取引等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

（新設）

第五十五条の九の四 主務大臣は、前条の規定による指

導又は助言をした場合において、外国為替取引等取扱業者がなお外国為替取引等取扱業者遵守基準に違反していると認めるときは、当該外国為替取引等取扱業者に対し、外国為替取引等取扱業者遵守基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2| 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3| 第十七条の二第二項の規定は、前項の規定による命令（第五十五条の九の二第二項第三号に掲げるものに係るものに限る。）を銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取扱業者等に対してする場合について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十五条の九の四第二項」と、「外国為替取引」とあるのは「外国為替取引又は電子決済手段等の移転等」と読み替えるものとする。

第六十九条の六 次の各号のいづれかに該当するときは、その違反行為をした者は、七年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項又は第四項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づく命令の規定で定める取引をしたとき。

（新設）

第六十九条の六 次の各号のいづれかに該当する者は、七年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項又は第四項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をしたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をしたとき。

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をしたとき又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をしたとき。

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

3 (略)

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をしたとき。

二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をしたとき。

三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をしたとき。
四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をしたとき。
五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をしたとき。

2 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。
一 第八条の規定に違反して支払等をしたとき。
二 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反し

3 (略)

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をした者

三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者
四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者
五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

2 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。
一 第八条の規定に違反して支払等をした者
二 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反し

て取引、行為又は支払等をしたとき。

三 第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第五項の規定に違反して支払等をしたとき。

四 第十六条の二の規定による支払等の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をしたとき。

五 第十七条の二第二項（第十七条の三、第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引又は電子決済手段等の移転等に係る業務を行つたとき。

六 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入したとき。

七 第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をしたとき。

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をしたとき。

九 第二十二条第二項の規定に違反して経理したとき。

十 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対外直接投資を行つたとき。

十一 第二十三条第三項又は第五項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行

て取引、行為又は支払等をした者

三 第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第五項の規定に違反して支払等をした者

四 第十六条の二の規定による支払等の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者

五 第十七条の二第二項（第十七条の三及び第十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行つた者

六 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

七 第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

九 第二十二条第二項の規定に違反して経理した者

十 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対外直接投資を行つた者

十一 第二十三条第三項又は第五項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行

つたとき。

十二 第二十三条第七項の規定に違反して対外直接投資を行つたとき。

十三 第二十三条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行つたとき。

十四 第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をしたとき。

十五 第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をしたとき。

十六 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をしたとき。

十七 第二十五条第五項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をしたとき。

十八 第二十五条第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行つたとき。

十九 第二十五条の二第一項又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は輸出をしたとき。

二十 第二十五条の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をしたとき。

二十一 第二十五条の二第四項の規定による役務取引

つた者

十二 第二十三条第七項の規定に違反して対外直接投資を行つた者

十三 第二十三条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行つた者

十四 第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十五 第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十六 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をした者

十七 第二十五条第五項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者

十八 第二十五条第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行つた者

十九 第二十五条の二第一項又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は輸出をした者

二十 第二十五条の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十一 第二十五条の二第四項の規定による役務取引

等の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等をしたとき。

二十二 第二十七条第一項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条第一項（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。

二十三 第二十七条第二項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条第二項（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反して、第二十九条第六項に規定する禁止期間中に対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。

二十四 第二十七条第八項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合及び第二十八条第七項（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。

二十二 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十三 第二十七条第二項又は第二十八条第二項の規定に違反して、第二十九条第六項に規定する禁止期間中に対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十四 第二十七条第八項（第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十五 第二十七条第十項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合及び第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしてとき。）

二十六 第二十九条第一項から第四項まで（第二十七条第十三項若しくは第十四項又は第二十八条第八項若しくは第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき又は第二十九条第五項（第二十七条の二第六項若しくは第七項又は第二十八条の二第六項若しくは第七項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二十七 第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をしたとき。

二十八 第三十条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定によ

て準用する場合を含む。）の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十六 第二十九条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）又は第二十九条第五項の規定による命令に違反した者（第二十七条の二第六項又は第二十八条の二第六項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条の二第七項又は第二十八条の二第七項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十七 第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者

二十八 第三十条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定によ

り延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間中に技術導入契約の締結等をしたとき。

二十九 第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をしたとき。

三十 第三十条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をしたとき。

三十一 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をしたとき。

三十二 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術を内容とする情報の送信の禁止に違反して輸出又は取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をしたとき。

三十三 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をしたとき。

三十四 第五十三条第三項又は第四項の規定による命令に違反したとき。

三十五 第六十七条第一項の規定により付した第二十五条第一項若しくは第四項又は第四十八条第一項の許可の条件に違反したとき。

三十六 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項、第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による許可又は

り延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間中に技術導入契約の締結等をした者

二十九 第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十 第三十条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十一 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

三十二 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術を内容とする情報の送信の禁止に違反して輸出又は取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をした者

三十三 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十四 第五十三条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

三十五 第六十七条第一項の規定により付した第二十五条第一項若しくは第四項又は第四十八条第一項の許可の条件に違反した者

三十六 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項、第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による許可又は

承認を受けたとき。

2
(略)

第七十条の二 第十八条の四（第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入したとき。

二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第五十五条の五第一項（同条第二項又は第三項の

承認を受けた者

2
(略)

第七十条の二 第十八条の四（第十八条の五、第十八条の六、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、

規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

又は虚偽の報告をした者(同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所持し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第五十五条の九の四第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十三 第六十八条第一項の規定による質問に対しても答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

第七十一条の二 本人特定事項を隠蔽する目的で、第八条第四項(第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

又は虚偽の報告をした者(同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所持し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(新設)

十 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者

十一 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第六十八条第一項の規定による質問に対しても答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十一条の二 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第八条第四項(第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第八条第四項(第十八条の五、第十八条の六、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一（三）（略）

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項（資金等の提供）の罪又はこれらの中の未遂罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとされる、又は提供しようとした財産）により提供した財産

3（7）（略）

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三

現 行

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一（三）（略）

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項（資金等の提供）の罪又はこれらの中の未遂罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとされる、又は提供しようとした財産）により提供した財産

3（7）（略）

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三

号及び同条第四項において同じ。）、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。）の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

254（略）

（犯罪収益等隠匿）

第十条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこ

号及び同条第四項において同じ。）、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。）の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

254（略）

れを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2・3 （略）

（犯罪収益等收受）

第十一條 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（犯罪収益等の没収等）

第十三条 次に掲げる財産は、没収することができる。

2・5 （略）

（追徴）

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産を没収する

を併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2・3 （略）

（犯罪収益等收受）

第十一條 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（犯罪収益等の没収等）

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができる。

2・5 （略）

（追徴）

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若

ことができないときは、又は当該財産の性質、その使用的状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(没収保全命令)

第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2・6 (略)

(第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）の債務者（以下「第三債務者」という。）は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分の送达を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を

しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用的状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(没収保全命令)

第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2・6 (略)

(第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権の債務者（以下「第三債務者」という。）は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分の送达を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

債務の履行地の供託所に供託することができる。

2
5

(略)

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追従保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2
5 (略)

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの）を除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされる犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合にお

2
5 (略)

(追従保全命令)

第四十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十二条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追従の裁判の執行をすることができるなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追従保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2
5 (略)

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの）を除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追従の確定裁判の執行又は没収若しくは追従のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされる犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合にお

いて、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たるものでないとき。

二〇七（略）

2・3（略）

（追徴とみなす没収）

第六十条 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産（以下この条において「不法財産等」という。）に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

別表第二（第二条関係）
一〇三十二（略）
(削る)

いて、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たるものでないとき。

二〇七（略）

2・3（略）

（追徴とみなす没収）

第六十条 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産（以下この条において「不法財産等」という。）に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

別表第二（第二条関係）
一〇三十二（略）
三十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の

提供等の処罰に関する法律第五条（公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等）の罪

三十三ヶ三十七　（略）

三十四ヶ三十八　（略）

別表第三（第六条の二関係）

一ヶ八十二　（略）

八十三ヶ公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

八十四ヶ九十二　（略）

別表第三（第六条の二関係）

一ヶ八十二　（略）

八十三ヶ公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで若しくは第四条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

八十四ヶ九十二　（略）

別表第四（第六条の二関係）

一ヶ別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ　（削る）
イ　（削る）
二ヶ六　（略）

別表第四（第六条の二関係）

一ヶ別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ　（削る）
ロ　（本）
二ヶ六　（略）
ヘ　（麻薬特例法第七条（薬物犯罪収益等収受）の罪）

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（薬物犯罪収益等隠匿）

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事實を仮装した者も、同様とする。

2・3 （略）

（薬物犯罪収益等隠匿）

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事實を仮装した者も、同様とする。

2・3 （略）

（薬物犯罪収益等収受）

第七条 情を知つて、薬物犯罪収益等を收受した者は、七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（薬物犯罪収益等収受）

第七条 情を知つて、薬物犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

○ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律

（定義）

第一条 この法律において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」とは、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外國政府等（外国の政府若しくは地方公共団体又は条約その他の国際約束により設立された国際機関をいう。）を脅迫する目的をもつて行われる犯罪行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 （略）

二 航空機又は船舶に係る次に掲げる行為

イ 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又はその航行に危険を生じさせる行為

（略）

三 （略）

2 この法律において「特定犯罪行為」とは、次の各号のいずれかに該当する犯罪行為をいう。

一 国際的に保護される者（国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約第一条に規定する国際的に保護される者

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律

（定義）

第一条 この法律において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」とは、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外國政府等（外国の政府若しくは地方公共団体又は条約その他の国際約束により設立された国際機関をいう。）を脅迫する目的をもつて行われる犯罪行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 （略）

二 イ 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又はその航行に危険を生じさせる行為

（略）

三 （略）

（新設）

をいう。第五号において同じ。) を殺害し、若しくは凶器の使用その他その身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害し、又はその者を略取し、若しくは誘拐し、若しくは人質にする行為

二 人を殺害し、又は凶器の使用その他人の身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害する行為であつて、次のいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)

イ 航行中の民間航空機(民間航空の用に供する航空機をいう。以下この項において同じ。)内の人に対しても行われるもの(当該民間航空機の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。)

ロ 航行中の民間船舶(公用に供する船舶以外の船舶をいう。以下この項において同じ。)内的人に對して行われるもの(当該民間船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。)

ハ 国際空港(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される飛行場又はこれに相当する外国の飛行場をいう。以下このハ及び第八号ロにおいて同じ。)において行われるもの(当該国際空港における安全を損なうおそれがあるものに限る。)

ニ 固定プラットフォーム(大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書第一条3に規定する固定プラットフォームをいう。以下このニ及び第十号ハにおいて同じ。)において行われるもの(当該固定プ

ラットフォームの安全を損なうおそれがあるものに限る。)

三|

公共施設等（前項第三号イからニまでに掲げるもの、同号亦に掲げるもの（公用又は公衆の利用に供するものに限る。）又は人若しくは物の運送に用いる航空機若しくは船舶であつて公用若しくは公衆の利用に供するものをいう。）において、次に掲げる方法のいずれかにより、人を殺害し、又は人の身体を傷害する行為（前二号に該当するものを除く。）

イ 爆発物を爆発させる方法

ロ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第一条に規定する火炎びんを使用する方法

ハ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生

産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）

第二条第三項に規定する生物兵器又は同条第四項に規定する毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充填された同条第一項に規定する生物剤又は同条第二項に規定する毒素を発散させる方法

二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第二項に規定する化学兵器を使用して、当該化学兵器に充填され、又は当該化学兵器の内部で生成された同条第一項に規定する毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させる方法

ホ サリン等による人身被害の防止に関する法律（

平成七年法律第七十八号 第二条に規定するサリ

四
ン等を発散させる方法

放射線を発散させる等の方法（放射性物質（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第二条第三項に規定する放射性物質をいう。）をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置（同条第四項に規定する原子核分裂等装置をいう。）をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質（同条第一項に規定する核燃料物質をいう。）の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線（同条第二項に規定する放射線をいう。）を発散させる方法をいう。第九号において同じ。）により、人を殺害し、又は人の身体を傷害する行為（第一号及び第二号に該当するものを除く。

五 次のイからホまでに掲げる行為であつて、国際的に保護される者の用に供する当該イからホまでに定めるものに関して行われ、当該国際的に保護される者の身体又は自由を害するおそれがあるものイ 前項第二号イに掲げる行為 同号イに規定するハ 前項第二号ハに掲げる行為 同号ハに規定する二 航空機又は船舶 前項第二号ニに掲げる行為 同号ニに規定する航空機又は船舶

- ホ 前項第三号に掲げる行為（同号イ、ロ又はホに係る部分に限る。） 同号イ、ロ又はホに掲げるもの
- 六 前項第二号イ又はハに掲げる行為であつて、民間航空機に關して行われるもの（前号（同号イ及びハに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）
- 七 前項第二号ロ又はハに掲げる行為であつて、民間船舶に関して行われるもの（第五号（同号ロ及びハに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）
- 八 前項第二号ニに掲げる行為であつて、次のいずれかに該当するもの（第五号（同号ニに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）
- イ 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約第二条(b)の規定により業務中の民間航空機とみなされる民間航空機（ロにおいて「業務中の民間航空機」という。）に關して行われるもの
- ロ 国際空港にある民間航空機（業務中の民間航空機に該当するものを除く。）に關して行われるもの（当該国際空港における安全を損なうおそれがあるものに限る。）
- 九 ハ 航行中の民間船舶に關して行われるもの
- 十 前項第二号ニ又は同項第三号に掲げる行為であつて、放射線を発散させる等の方法により行われるもの（第五号（同号ニ及びホに係る部分に限る。）及び前号に該当するものを除く。）
- ハ 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他次のいからハまでに掲げるものに重大な危害を及ぼす方法により、これを破壊し、その他これに重大な損傷を与える。

れる行為のうち、当該イからハまでに定めるおそれがあるもの

イ 民間航空機の運航の用に供する飛行場の設備又は航空保安施設 民間航空機の安全な航行を損なうおそれ

ロ 民間船舶の運航の用に供する航路標識（航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識をいう。） 民間船舶の安全な航行を損なうおそれ
ハ 固定プラットフォームの安全を損なうおそれ

当該固定プラットフォ

（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）

第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為又は特定犯罪行為（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）を行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十二年以下の懲役若しくは千二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）

第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行を容易にする

（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）

第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 (略)

（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）

第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする

る目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十二年以下の懲役又は千二百万円以下の罰金に処する。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為等に係る前項の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫

脅迫目的の犯罪行為等の実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為等に係る同項の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。

3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

4 (略)

第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 第三条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

(自首)

第六条 第二条から前条までの罪を犯した者が当該罪に係る公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行の着手前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 第三条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者も、前項と同様とする。

3 (略)

(自首)

第六条 第二条から前条までの罪を犯した者が当該罪に係る公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一（四）（略）

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあっては、前項各号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第

現 行

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあっては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一（四）（略）

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあっては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取

一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行つた際に採つた当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項又は第二項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一〇三 (略)

5 3
• 4 (略)

特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たつている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

		第一項	國等（人 格のない 社団又は 財団を除 く。）
第二項	(略)		
前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転をする	(略)	次に	
	(略)	第一号に	

引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行つた際に採つた当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一〇三 (略)

5 3
• 4 (略)

特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たつている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

		第一項	國等（人 格のない 社団又は 財団を除 く。）
第二項	(略)		
前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合に	(略)	次の各号（第二条第 二項第四十六号から 第四十九号までに掲 げる特定事業者にあ つては、第一号）	
	(略)	第一号	

6			人 格 の な い 社 団 又 は 財 團		
(略)		第二項 (略)	第一項 (略)		
) 各号に掲げる特定事業者については、前項にあつては、前項に掲げる特定事業者にあつては、前項に掲げる特定事業者は、資産及び収入は、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に) 各号に掲げる特定事業者については、前項にあつては、前項に掲げる特定事業者にあつては、前項に掲げる特定事業者は、資産及び収入は、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に	次に) 各号に掲げる事項にあつては、前項に掲げる特定事業者にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に
(略)	(略)	(略)	(略)	までに	第一号から第三号

(取引記録等の作成義務等)

第七条 (略)

2 第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を行つた場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行つた期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 (略)

(疑わしい取引の届出等)

第八条 (略)

2 第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等について、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪处罚法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行つてゐる疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に

(取引記録等の作成義務等)

第七条 (略)

2 第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行つた期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 (略)

(疑わしい取引の届出等)

第八条 (新設)

(略)

定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者

政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二条

認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項に

おいて準用する場合を含む。）

三 第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者

理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十
八条

3| 前二項の規定による判断は、第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）に係る取引時確認の結果、当該取引等の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従つて当該取引等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他主務省令で定める方法により行わなければならない。

4| 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項又は第二項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行おうとすること又は行つたことを当該者との関係者に漏らしてはならない。

5| • 6| （略）

（外国為替取引に係る通知義務）

第十一条 特定事業者は、顧客と本邦から外国（政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）

2| 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条

第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他主務省令で定める方法により行わなければならない。

3| 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行おうとすること又は行つたことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

4| • 5| （略）

（外国為替取引に係る通知義務）

第十一条 特定事業者は、顧客と本邦から外国（政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）

へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客及び当該顧客の支払の相手方に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

254（略）

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二条第二項第二号において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一年に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結

へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

254（略）

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二条第二項において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一年に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結

を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一・二 (略)

(電子決済手段の移転に係る通知義務)

第十条の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の電子決済手段等取引業者等」という。）の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項第二号において同じ。）に対しても行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行つた顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならぬ。

2
(略)

するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一・二 (略)

(電子決済手段の移転に係る通知義務)

第十条の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の電子決済手段等取引業者等」という。）の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）に対しても行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行つた顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2
(略)

第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことの内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在暗号資産交換業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体

制を整備していること。

二 当該外国所在暗号資産交換業者が、外国所在暗号資産交換業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

(暗号資産の移転に係る通知義務)

第十条の五 暗号資産交換業者は、顧客から依頼を受けた暗号資産の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の暗号資産交換業者等」という。）の顧客として暗号資産の管理を当該他の暗号資産交換業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項第三号において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に委託するときは、当該依頼を行つた顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならぬ。
2 暗号資産交換業者は、他の暗号資産交換業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定に

(新設)

よる通知を受けて暗号資産の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該移転を受取顧客に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならぬ。

（弁護士等による取引時確認等に相当する措置）

第十二条 弁護士等による取引時確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う取引時確認に相当する措置について準用する。
3 （略）

（捜査機関等への情報提供等）

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第一百九条第一項の規定による届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を

（弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置）

第十二条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。
3 （略）

（捜査機関等への情報提供等）

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第一百九条第一項の規定による届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を

行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるとときはこれを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(是正命令)

第十八条 行政府は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項から第四項まで又は第九条から第十条の五までの規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十二条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるとときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(是正命令)

第十八条 行政府は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項から第三項まで又は第九条から第十条の三までの規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(行政庁等)

第二十二条 (略)

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に関する

行政庁は、同項に定める行政庁及び財務大臣とする。

一 第九条に規定する特定事業者（第二条第二項第十
五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九条及
び第十条に定める事項

二 電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定め
る事項及び第十条の三に定める事項（電子決済手段
等取引業者が顧客から受取顧客（他の電子決済手段
等取引業者の顧客である者に限る。）に対する電子
決済手段の移転の依頼を受けた場合であつて、その
ための電子決済手段の移転（委託又は再委託を受け
た電子決済手段等取引業者によつて行われるものを
含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係る
ものを除く。）

三 暗号資産交換業者に係る第十条の四に定める事項
及び第十条の五に定める事項（暗号資産交換業者が
顧客から受取顧客（他の暗号資産交換業者の顧客で
ある者に限る。）に対する暗号資産の移転の依頼を
受けた場合であつて、そのための暗号資産の移転（
委託又は再委託を受けた暗号資産交換業者によつて
行われるものと含む。）が本邦内においてのみ行わ
れるときに係るものと除く。）

3
3
10 (略)

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおり

(行政庁等)

第二十二条 (略)

前項の規定にかかわらず、第九条に規定する特定事
業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除
く。）に係る第九条及び第十条に定める事項並びに電
子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項
及び第十条の三に定める事項（電子決済手段等取引業
者が顧客から受取顧客（他の電子決済手段等取引業者
の顧客である者に限る。）に対する電子決済手段の移
転の依頼を受けた場合であつて、そのための電子決済
手段の移転（委託又は再委託を受けた電子決済手段等
取引業者によつて行われるものと含む。）が本邦内に
おいてのみ行われるときに係るものと除く。）に関する
行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする

3
3
10 (略)

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおり

とする。

一 (略)
二 前条第二項各号に掲げる事項 前号イからハまで
に定める大臣及び財務大臣

2 (略)
三・四 (略)

第三十条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

別表（第四条関係）
(略)
(略)
(略)

2 (略)

とする。

一 (略)
二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

2 (略)
三・四 (略)

第三十条 他人になりすまして第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）との間ににおける暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

別表（第四条関係）
(略)
(略)
(略)

2 (略)

第二条第 二項第四 十七号に 掲げる者	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第二条第 二項第四 十七号に 掲げる者	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一（三）（略）

三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条第一項に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為若しくは同条第二項に規定する特定犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）、公衆等脅迫目的の犯罪行為等の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者

現 行

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一（三）（略）

三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条第一項に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）、公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者

三の三（十）（略）

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p style="text-align: center;">（経費）</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一九 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（経費）</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一九 （略）</p>
2 ・ 3	<p>十 ・ 別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章 を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特 別の規定による措置に要する経費</p> <p>十一 ・ 十三 （略）</p> <p>（略）</p>	<p>十 ・ 別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章 を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の 凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百 二十四号）第三章の規定による措置に要する経費</p> <p>十一 ・ 十三 （略）</p> <p>（略）</p>

○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）（附則第十二条関係）

(傍線部分は改正部分)

		現 行	
		(定義)	
第二条 (略)		第二条 (略)	
18	2 17 (略)	18 2 17 (略)	この法律において「為替取引分析業」とは、複数の金融機関等（銀行等その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該金融機関等の行為替取引（これに準ずるものとして主務省令で定めるものを含む。以下この項及び第四章において同じ。）に関し、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
19	31 (略)	19 31 (略)	一 (略) 二 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十九号）第九条に規定する財産凍結等対象者その他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。
19	31 (略)	19 31 (略)	一 (略) 二 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第九条に規定する公告国際テロリストその他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。
第六十三条の二十五	(略)	(許可の基準)	第六十三条の二十五 (略)

主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。

一（四）（略）

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ（ハ）（略）

ニ この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保障理事會決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ
（略）

主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。

一（四）（略）

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ（ハ）（略）

ニ この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保障理事會決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ
（略）

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄）（附則第十
三条関係）
(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(欠格事由) 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。	(欠格事由) 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。
1 イ・ロ (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
2 (略)	四〇七 (略)	四〇七 (略)
3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、同項の認定をしなければならない。 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。	(認定) 第二十一条 (略)	(認定) 第二十一条 (略)
3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、同項の認定をしなければならない。 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。	(認定) 第二十一条 (略)	(認定) 第二十一条 (略)

4
• 二
5 二 ハ
 (略) へ 財產凍結等對象者
(略) (略)

4
• 二
5 二 ハ
 (略) へ 國際テロリスト
(略) (略)

○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2 四 （略）	<p>（犯罪収益移転防止規程）</p> <p>第五十六条 犯罪収益移転防止規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 疑わしい取引の届出（犯罪収益移転防止法第八条第一項の規定による届出をいう。）に係る判断の方</p> <p>法に関する事項</p>	<p>（犯罪収益移転防止規程）</p> <p>第五十六条 犯罪収益移転防止規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 疑わしい取引の届出（犯罪収益移転防止法第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出をいう。）に係る判断の方法に関する事項</p>
2 四 （略）		

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則
第十五条関係）
(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

（工場抵当法等の一部改正）
第三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（工場抵当法等の一部改正）
第三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一（十）（略）

一（十）（略）

十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで、第四条第一項及び第五条第一項

十三（二十二）（略）

十三（二十二）（略）

（自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正）

正

第一百三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改
正）

一（十）（略）

第一百三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一（十）（略）

十一 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第二

十九条から第三十一条まで
十二 （略）

十一 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第二十九条から第三十一条まで

十二 （略）

十一 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第二十九条から第三十一条まで

十二 （略）

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百八十七号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年六月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
法務大臣 齋藤 健
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 加藤 勝信
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 岡田 直樹

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百八十九号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第二項、第九条第一号及び第四号、第十一条第一項第四号口並びに第十六条第三項第二号口の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令

第一条第一項中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)」に改め、同条第二項中「名簿」を「国際テロリスト名簿」に改める。第八条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条中「金銭債務」を「債務」に改め、同条に次の二号を加える。

四 電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいい、同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む)が管理する電子決済手段の移転に係る債務

五 暗号資産交換業者(資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者をいう)が管理する暗号資産の移転に係る債務

第六条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(大量破壊兵器等の開発等)

第八条 法第十一条第一項第四号口及び第十六条第三項第二号口の政令で定める大量破壊兵器等の開発等は、次の各号に掲げる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 第千七百十八号等決議(法第三条第二項に規定する第千七百十八号等決議をいい、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号を除く。第三号において同じ。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者(第三号に掲げる者を除く。)北朝鮮による核兵器、軍用の化学生薬剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるとされる者(次号に掲げる者を除く。)イランによる核兵器又はこれを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用(次号において「北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等」という。)

二 国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者(次号に掲げる者を除く。)イランによる核兵器又はこれを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用(次号において「北朝鮮による核兵器等の開発等」という。)

三 第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされ、かつ、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者(次号に掲げる者を除く。)北朝鮮による核兵器等の開発等及びイランによる核兵器等の開発等

第五条を第六条とする。

第四条中「暗号資産」を「電子決済手段」に、「いう。」前払式支払手段(資金決済に関する法律)を「いう。第七条第四号において同じ。」暗号資産(同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第七条第五号において同じ。)前払式支払手段(同法)に、「第七条」を「第九条」に改め、同条を第五条とする。

第三条の表第十五条第一項の項中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改め、同表第十六条の項中「国際テロリスト財産凍結等特別措置法」を「財産凍結等特別措置法」に改め、同表第十六条の項中「国際テロリスト財産凍結等特別措置法」を「財産凍結等特別措置法」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等)

第二条 法第三条第二項の大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十八号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第二千八十七号、同理事会決議第二千九十四号、同理事会決議第

二千二百三十一号、同理事会決議第二千二百七十号、同理事会決議第二千三百二十一号、同理事会決議第二千三百五十六号、同理事会決議第二千三百七十一号、同理事会決議第二千三百七十五号及び同理事会決議第二千三百九十七号とする。

法第三条第二項の大量破壊兵器関連計画等関係者名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千七百十八号及び同理事会決議第千七百三十七号とする。

附 則

(施行期日)

この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

(警察法施行令等の一部改正)

次に掲げる政令の規定中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

一 警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第二条第十号
二 警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)第三十七条第八号
三 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令(平成二十九年政令第二百八十二号)別表第二第三十六号

内閣総理大臣 岸田 文雄

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号） 1
- 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号） 7
- 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号） 8
- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号） 9

○

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令
(平成二十七年政令第三百五十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令

(国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等)

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千三百九十九号、同理事会決議第千五百三十三号及び同理事会決議第二千二百五十五号とする。

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千三百九十九号、同理事会決議第千五百三十三号及び同理事会決議第二千二百五十五号とする。

2 法第三条第一項の国際テロリスト名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千五百三十三号及び同理事会決議第二千二百五十五号とする。

2 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千五百三十三号及び同理事会決議第二千二百五十五号とする。

議第千九百八十九号及び同理事会決議第一千二百五十三号とする。

九号及び同理事会決議第一千二百五十三号とする。

(大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等)

第二条 法第三条第二項の大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第二千八十七号、同理事会決議第二千九十四号、同理事会決議第二千二百三十一号、同理事会決議第二千二百七十号、同理事会決議第二千三百二十一号、同理事会決議第二千三百五十六号、同理事会決議第二千三百七十一号、同理事会決議第二千三百七十五号及び同理事会決議第二千三百九十七号とする。

(新設)

2 法第三条第二項の大量破壊兵器関連計画等関係者名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千七百十八号及び同理事会決議第千七百三十七号とする。

(国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国)

第三条 (略)

(行政手続法の規定を準用する場合の技術的読替え)

(国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国)

第二条 (略)

(行政手続法の規定を準用する場合の技術的読替え)

第四条 法第八条第四項の規定により行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句
第十五条第一項	（略）
第二十六条 （略） 財産凍結等特別措置法第八条第五項の規定による指定	（略） 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（以下「財産凍結等特別措置法」といいう。）第八条第一項の規定による指定（以下「仮指定」という。）を受けた者

読み替える行政手續法の規定	読み替えられる字句
第十五条第一項	（略）
第二十六条 （略） 国際テロリスト財産凍結等特別措置法第八条第五項の規定による指定	（略） 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結等特別措置法」という。）第八条第一項の規定による指定（以下「仮指定」という。）を受けた者

（金銭等に類する財産）
第五条 法第九条第一号の政令で定める財産は、電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五

項に規定する電子決済手段をいう。第七条第四号において同じ。

）、暗号資産（同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）、前払式支払手段（同法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみ又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第九条において同じ。）及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）において同じ。）とする。

（規制対象財産の基準となる額）

第六条（略）

（預貯金等債務）

第七条 法第九条第四号の政令で定める債務は、次に掲げる債務とする。

一・三（略）

四 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいい、同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされ

る法律第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみ又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第七条において同じ。）及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。第七条において同じ。）とする。

（規制対象財産の基準となる額）

第五条（略）

（預貯金等債務）

第六条 法第九条第四号の政令で定める金銭債務は、次に掲げる債務とする。

一・三（略）

（新設）

る者を含む。）が管理する電子決済手段の移転に係る債務

五 暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十六条項に規定する暗号資産交換業者をいう。）が管理する暗号資産の移転に係る債務

（大量破壊兵器等の開発等）

第八条 法第十一一条第一項第四号ロ及び第十六条第三項第二号ロの政令で定める大量破壊兵器等の開発等は、次の各号に掲げる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 第千七百十八号等決議（法第三条第二項に規定する第千七百十八号等決議をいい、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号を除く。第三号において同じ。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者（第三号に掲げる者を除く。）北朝鮮による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（第三号において「北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等」という。）

二 國際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者（次号に掲げる者を除く。）イランによる核兵器又はこれを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（次号において「イランによる核兵器

（新設）

等の開発等」という。)

三 第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされ、かつ、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者 北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等及びイランによる核兵器等の開発等

(携帯することができない財産)

第九条 (略)

(方面公安委員会への権限の委任)

第十条 (略)

(携帯することができない財産)

第七条 (略)

(方面公安委員会への権限の委任)

第八条 (略)

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一九 （略）</p> <p>十 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に必要な旅費、物件費その他の経費</p> <p>一一十三 （略）</p>	<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一九 （略）</p> <p>十 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に必要な旅費、物件費その他の経費</p> <p>一一十三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（警備企画課）</p> <p>第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）の施行に関すること。</p> <p>九・十 （略）</p>	<p>（警備企画課）</p> <p>第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）の施行に関すること。</p> <p>九・十 （略）</p>

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二（第三条関係） 一〇三十五（略）	別表第二（第三条関係） 一〇三十五（略）
三十六 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏ま え我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二 十六年法律第二百二十四号）	三十六 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏ま え我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特 別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）

○国家公安委員会規則第十号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保険理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十六日

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則

国家公安委員会委員長 谷 公一

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。）

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のようないかに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	前

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則

目次

第一章 【略】

第二章 財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置

【第一節～第三節 略】

第三章 【略】

附則

（名簿記載に係る公告事項）

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一名簿（法第三条第一項に規定する国際テロリスト名簿又は法第三条第二項に規定する大量破壊兵器関連計画等関係者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載された者（以下この条において「名簿記載者」という。）が自然人である場合、名簿に記載された旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者の公告に係る番号（以下「名簿記載者公告番号」という。）並びにその他参考となるべき事項

二 【略】

（公告事項の通知の方法）

第二条 法第三条第三項の規定による通知は、別記様式第一号の公告事項通知書を送付して行うものとする。

二 【同上】

（公告事項の通知の方法）

第二条 法第三条第一項の規定による通知は、別記様式第一号の公告事項通知書を送付して行うものとする。

(公告事項の変更に係る通知の方法)

第三条 法第二十三条第四項の規定による通知は、別記様式第二号の公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

(名簿からの抹消等に係る通知の方法)

第四条 法第二十三条第五項において準用する同条第四項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書又は別記様式第三号の二の決議失効通知書を送付して行うものとする。

第二章 財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置

(債務履行禁止命令の方法)

第二十三条 法第十六条第一項の規定による命令(以下「債務履行禁止命令」という。)は、別記様式第十五号の債務履行禁止命令書を交付して行うものとする。

(債務履行禁止命令に係る通知事項)

第二十四条 法第十六条第一項の規定による命令(以下「債務履行禁止命令」という。)は、別記様式第十五号の債務履行禁止命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名、債務履行禁止命令の内容及び有効期間並びに債務履行禁止命令をした理由とする。

(債務履行禁止命令に係る通知の方法)

第二十五条 法第十六条第一項の規定による通知は、別記様式第十六号の債務履行禁止命令通知書を送付して行うものとする。

(仮領置書)

第二十七条 [略]

2 前項の場合において、公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者が財産凍結等対象者(法第九条に規定する財産凍結等対象者をいう。以下同じ。)に代わって当該規制対象財産を管理する者であり、かつ、当該財産凍結等対象者の所在が判明しているときは、当該財産凍結等対象者に対し、前項の仮領置書の写しを送付するものとする。

(財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令の方法)

第三十六条 [略]

(国家公安委員会への報告事項等)

第三十七条 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 財産凍結等対象者の氏名又は名称に変更があつたと認めたこと。

二 財産凍結等対象者の住所又は所在地に変更があつたと認めたこと。

三 財産凍結等対象者の居所地が判明したこと。

四 財産凍結等対象者が規制対象財産(法第九条第一号に規定する規制対象財産をいう。次条の表第四号において同じ。)を取得した(法の規定により取得した場合を除く。次条の表第四号において同じ。)と認めたこと。

五 特定債権(法第九条第五号に規定する特定債権をいう。以下この条及び次条の表において同じ。)が発生したと認めたこと。

(公告事項の変更に係る通知の方法)

第三条 法第三条第二項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書を送付して行うものとする。

(名簿からの抹消に係る通知の方法)

第四条 法第三条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書を送付して行うものとする。

第二章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

(支払禁止命令の方法)

第二十三条 法第十六条第一項の規定による命令(以下「支払禁止命令」という。)は、別記様式第十五号の支払禁止命令書を交付して行うものとする。

(支払禁止命令に係る通知事項)

第二十四条 法第十六条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、支払禁止命令をした旨、支払禁止命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名、支払禁止命令の内容及び有効期間並びに支払禁止命令をした理由とする。

(支払禁止命令に係る通知の方法)

第二十五条 法第十六条第一項の規定による通知は、別記様式第十六号の支払禁止命令通知書を送付して行うものとする。

(仮領置書)

第二十七条 [同上]

2 前項の場合において、公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者が公告国際テロリスト(法第九条に規定する公告国際テロリストをいう。以下同じ。)に代わって当該規制対象財産を管理する者であり、かつ、当該公告国際テロリストの所在が判明しているときは、当該公告国際テロリストに対し、前項の仮領置書の写しを送付するものとする。

(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令の方法)

第三十六条 [同上]

(国家公安委員会への報告事項等)

第三十七条 [同上]

一 公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があつたと認めたこと。

二 公告国際テロリストの住所又は所在地に変更があつたと認めたこと。

三 公告国際テロリストの居所地が判明したこと。

四 公告国際テロリストが規制対象財産(法第九条第一号に規定する規制対象財産をいう。次条の表第四号において同じ。)を取得した(法の規定により取得した場合を除く。次条の表第四号において同じ。)と認めたこと。

五 特定金銭債権(法第九条第五号に規定する特定金銭債権をいう。以下この条及び次条の表において同じ。)が発生したと認めたこと。

〔六・十四 略〕

十五 特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたこと。

十六 特定債権に対する差押えが法第九条(同条第三号及び第四号に係る部分に限る。次条の表第二十号において同じ。)の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせた目的でされたと認めたこと。

十七 債務履行禁止命令に違反する行為があつたと認めたこと。

〔十八・二十三 略〕

二十四 法第二十条第一項の規定により財産凍結等対象者に対し報告又は資料の提出を求めたこと。

二十五 法第二十条第一項の規定により警察職員に財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたこと。

〔二十六・二十九 略〕

第三十八条 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
一 財産凍結等対象者の氏名又は名称に変更があつたと認めたとき。	一 当該財産凍結等対象者の変更前及び変更後の氏名又は名称並びに名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号(以下この表において「指定番号等」という。) 〔二・三 略〕
二 財産凍結等対象者の住所又は所在地に変更があつたと認めたとき。	一 当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 〔二・四 略〕
三 財産凍結等対象者の居所地が判明したとき。	一 当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 〔二・三 略〕
四 財産凍結等対象者が規制対象財産を取得したと認めたとき。	一 当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 〔略〕
四 財産凍結等対象者が規制対象財産を取得した年月日	三 当該財産凍結等対象者が規制対象財産を取得した年月日 四 当該財産凍結等対象者が規制対象財産を取得したと認めた理由

〔六・十四 同上〕

十五 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたこと。

十六 特定金銭債権に対する差押えが法第九条(第三号及び第四号に係る部分に限る。次条の表第二十号において同じ。)の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせた目的でされたと認めたこと。

十七 支払禁止命令に違反する行為があつたと認めたこと。

〔十八・二十三 同上〕

二十四 法第二十条第一項の規定により公告国際テロリストに対し報告又は資料の提出を求めたこと。

二十五 法第二十条第一項の規定により警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたこと。

〔二十六・二十九 同上〕

第三十八条 「同上」

報告する場合	事項
一 公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があつたと認めたとき。	一 当該公告国際テロリストの変更前及び変更後の氏名又は名称並びに名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号(以下この表において「指定番号等」という。) 〔二・三 同上〕
二 公告国際テロリストの住所又は所在地に変更があつたと認めたとき。	一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 〔二・四 同上〕
三 公告国際テロリストの居所地が判明したとき。	一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 〔二・三 同上〕
四 公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めたとき。	一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 〔二・三 同上〕
四 公告国際テロリストが規制対象財産を取得した年月日	三 当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得した年月日 四 当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めた理由

五 特定債権が発生したと認めたとき。

一 特定債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
二 特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三 特定債権の内容
四 特定債権が発生した年月日
五 特定債権が発生したと認めた理由

〔六・十八 略〕

十九 特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたとき。

一 特定債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
二 特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三 略
四 特定債権の内容
五 略

〔五・七 略〕

二十 特定債権に対する差押えが法第九条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認められたとき。

一 特定債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
二 特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三 略
四 特定債権の内容
五 略

二十一 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。

一 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。
二 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。
三 命令に係る特定債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
四 命令に係る特定債権の内容
五 略

五 特定金銭債権が発生したと認めたとき。

一 特定金銭債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
二 特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三 特定金銭債権の内容
四 特定金銭債権が発生した年月日
五 特定金銭債権が発生したと認めた理由

〔六・十八 同上〕

十九 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたとき。

一 特定金銭債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
二 特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三 同上
四 特定金銭債権の内容
五 同上

二十 特定金銭債権に対する差押えが法第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたとき。

一 特定金銭債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
二 特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三 同上
四 特定金銭債権の内容
五 同上

二十一 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。

一 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。
二 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。
三 命令に係る特定金銭債権の債務者の氏名又は名称及び指定番号等
四 命令に係る特定金銭債権の内容
五 同上

二十二 債務履行禁止命令に違反する行為があつたと認めたとき。

〔一・二 略〕

三 命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等

四 命令に係る特定債権の内容

〔五・七 略〕

二十三 法第十六条第三項の規定により命令を取り消したとき。

〔一・二 略〕

三 命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等（法第十六条第三項第一号に掲げる場合にあつては、直近に財産凍結等対象者であつたときの指定番号等）

四 命令に係る特定債権の内容

〔五・八 略〕

二十四 法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。

〔一・二 略〕

二 財産凍結等対象者に代わつて規制対象財産を管理する者がある場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 「略」

四 財産凍結等対象者が所持している規制対象財産が法第十二条第一項各号のいずれにも該当しないと認めた理由

二十五 法第十七条第一項の規定により命令をしたとき。

一 命令を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等（その者が財産凍結等対象者に代わつて規制対象財産を管理する者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地））

〔二・四 略〕

二十二 支払禁止命令に違反する行為があつたと認めたとき。

〔一・二 同上〕

三 命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等

四 命令に係る特定金銭債権の内容

〔五・七 同上〕

二十三 法第十六条第三項の規定により命令を取り消したとき。

〔一・二 同上〕

三 命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等（法第十六条第三項第一号に掲げる場合にあつては、直近に公告国際テロリストであつたときの指定番号等）

四 命令に係る特定金銭債権の内容

〔五・八 同上〕

二十四 法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。

〔一・二 同上〕

二 公告国際テロリストに代わつて規制対象財産を管理する者がある場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 「同上」

四 公告国際テロリストが所持している規制対象財産が法第十二条第一項各号のいずれにも該当しないと認めた理由

二十五 法第十七条第一項の規定により命令をしたとき。

一 命令を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等（その者が公告国際テロリストに代わつて規制対象財産を管理する者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地））

〔二・四 同上〕

二十六 「略」

二十七 法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があつたと認めたとき。

一 違反行為をした者が財産凍結等対象者である場合にあつては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）

二 違反行為をした者が財産凍結等対象者に代わって規制対象財産を管理する者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）

〔二十八・三十一 略〕

三十二 法第十七条第五項の規定により返還をしたとき。

一 返還を受けた者の氏名又は名称及びその者が直近に財産凍結等対象者であつたときの指定番号等（返還を受けた者が財産凍結等対象者でなくなつた者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに財産凍結等対象者でなくなつた者との関係）

〔二・三 略〕

三十三 法第十七条第七項の規定により仮領置したとき。

一 「略」
二 仮領置に係る規制対象財産を所持している者であつて、財産凍結等対象者でなくなつたものの氏名又は名称及びその者が直近に財産凍結等対象者であつたときの指定番号等

〔三・五 略〕

二十七 法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があつたと認めたとき。

一 違反行為をした者が公告国際テロリストである場合にあつては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）

〔二十八・三十一 同上〕

三十二 法第十七条第五項の規定により返還をしたとき。

一 返還を受けた者の氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであつたときの指定番号等（返還を受けた者が公告国際テロリストでなくなつた者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公告国際テロリストでなくなつた者との関係）

〔二・三 同上〕

三十三 法第十七条第七項の規定により仮領置したとき。

一 「同上」
二 仮領置に係る規制対象財産を所持している者であつて、公告国際テロリストでなくなつたものの氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであつたときの指定番号等

〔三・五 同上〕

三十四 法第十七条第七項の規定により返還をしたとき。

一 「略」
二 返還に係る規制対象財産を所持していた者であつて、財産凍結等対象者でなくなつたものの氏名又は名称及びその者が直近に財産凍結等対象者であったときの指定番号等

三十五 「略」

三十六 法第二十条第一項の規定により財産凍結等対象者に対し報告又は資料の提出を求めたとき。

一 当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等
〔二・三 略〕

三十七 法第二十条第一項の規定により警察職員に財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたとき。

一 当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等
〔二・五 略〕

三十八 法第二十条第一項の規定により警て報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があつたと認めたとき。

一 違反行為をした者が財産凍結等対象者である場合にあつては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）

二 違反行為をした者が財産凍結等対象者以外の者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）

〔三十九～四十三 略〕

三 「略」

三十四 法第十七条第七項の規定により返還をしたとき。
一 「同上」
二 返還に係る規制対象財産を所持していた者であつて、公告国際テロリストでなくなりたものの氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであつたときの指定番号等

〔三・五 略〕

三十五 「同上」

三十六 法第二十条第一項の規定により公告国際テロリストに対し報告又は資料の提出を求めたとき。

一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等
〔二・三 同上〕

三十七 法第二十条第一項の規定により警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたとき。

一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等
〔二・五 同上〕

三十八 法第二十条第一項の規定により警て報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があつたと認めたとき。

一 違反行為をした者が公告国際テロリストである場合にあつては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）

二 違反行為をした者が公告国際テロリスト以外の者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）

〔三十九～四十三 同上〕

三 「同上」

（民間事業者等への情報の提供等）
第四十条 国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為並びに北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）第八条第一号に規定する北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等をいう。）及びイランによる核兵器等の開発等（同条第二号に規定するイランによる核兵器等の開発等をいう。）の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深め、もつて法第二章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、民間事業者その他の者に対し、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

(裏)

出生地	
国籍	
旅券番号	
住所又は所在地	
名簿に記載された年月日	年 月 日
名簿に記載された旨を公告した年月日	年 月 日
名簿記載者公告番号	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 名簿に記載された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
 3 名簿に記載された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
 4 既に名簿に記載されていた國際テロリスト又は大量破壊兵器閑連計画等関係者が、第千三百六十七号等決議又は第千三百八十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされた場合は、「名簿に記載された年月日」欄には第千三百六十七号等決議又は第千三百八十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされた年月日を、「名簿に記載された旨を公告した年月日」欄には第千三百六十七号等決議又は第千三百八十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされた旨を公告した年月日を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号(第2条関係)

(表)

氏名又は名称	
別名	
旧名称	
称号	
役職	
生年月日	

別記様式第1号(第2条関係)

(表)

氏名又は名称	
別名	
旧名称	
称号	
役職	
生年月日	

(裏)

出生地	
国籍	
旅券番号	
住所又は所在地	
名簿に記載された年月日	年 月 日
名簿に記載された旨を公告した年月日	年 月 日
名簿記載者公告番号	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 名簿に記載された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
 3 名簿に記載された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第4条関係）

名簿抹消通知書	
第 号 年 月 日	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号	
名簿から抹消された年月日	年 月 日
名簿から抹消された旨を公告した年月日	年 月 日

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第3条関係）

公 告 事 項 変 更 通 知 書		
第 号 年 月 日		
氏名又は名称		
名簿記載者公告番号		
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第4条関係）

名簿抹消通知書	
第 号 年 月 日	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号	
名簿から抹消された年月日	年 月 日
名簿から抹消された旨を公告した年月日	年 月 日

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第3条関係）

公 告 事 項 変 更 通 知 書		
第 号 年 月 日		
氏名又は名称		
名簿記載者公告番号		
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第7条関係）

(表)

指 定 通 知 書		第 号
		年 月 日
國		
家 公 安 委 員 會 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第4条第1項の規定により、下記の者を指定したので、同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。		
記		
氏名又は名称		
別名		
旧名称		
称号		
役職		
生年月日		

別記様式第3号の2（第4条関係）

第 号

決議失効通知書		第 号
		年 月 日
國		
家 公 安 委 員 會 団		
公告事項通知書（ 年 月 日 第 号）に係る者に対する財産の凍結等の措置をとることを求める国際連合安全保障理事会決議がその効力を失ったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第5項において準用する同法第4項の規定により、下記のとおり通知する。		
記		
氏名又は名称		
名簿記載者公告番号		
効力を失った決議		
決議が効力を失った年月日	年 月 日	
決議が効力を失った旨を公告した年月日	年 月 日	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第7条関係）

(表)

指 定 通 知 書		第 号
		年 月 日
國		
家 公 安 委 員 會 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第4条第1項の規定により、下記の者を指定したので、同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。		
記		
氏名又は名称		
別名		
旧名称		
称号		
役職		
生年月日		

「様式を加える。」

別記様式第5号（第8条関係）

指定公告事項変更通知書	
年 月 日	
氏名又は名称	
指定番号	
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日
変更の内容	変更前 変更後

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

出生地	
国籍	
旅券番号	
住所又は所在地	
指定番号	
指定をした理由	
指定をした年月日	年 月 日
指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
3 指定された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第8条関係）

指定公告事項変更通知書	
年 月 日	
氏名又は名称	
指定番号	
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日
変更の内容	変更前 変更後

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

出生地	
国籍	
旅券番号	
住所又は所在地	
指定番号	
指定をした理由	
指定をした年月日	年 月 日
指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
3 指定された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第14条関係）

第 号 指 定 取 消 通 知 書 〔年 月 日〕	
國 國家公安委員会	
指定通知書（ 年 月 日第 号）に係る者に關し、国際連合安全保険理事会決議第2百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、指定を取り消したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
指定番号	
指定の取消しの根拠となる条項	国際連合安全保険理事会決議第2百六十七号等を踏まえ 我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第7条 第1項第 号
指定を取り消した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第11条関係）

第 号 指 定 有 效 期 間 延 長 通 知 書 〔年 月 日〕	
國 國家公安委員会	
指定通知書（ 年 月 日第 号）に係る者に關し、国際連合安全保険理事会決議第2百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第6条第1項の規定により、指定の有効期間を延長したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
指定番号	
指定の有効期間を延長した理由	
指定の有効期間を延長した年月日	年 月 日
延長後の指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第14条関係）

第 号 指 定 取 消 通 知 書 〔年 月 日〕	
國 國家公安委員会	
指定通知書（ 年 月 日第 号）に係る者に關し、国際連合安全保険理事会決議第2百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、指定を取り消したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
指定番号	
指定の取消しの根拠となる条項	国際連合安全保険理事会決議第2百六十七号等を踏まえ 我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する 特別措置法第7条第1項第 号
指定を取り消した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第11条関係）

第 号 指 定 有 效 期 間 延 長 通 知 書 〔年 月 日〕	
國 國家公安委員会	
指定通知書（ 年 月 日第 号）に係る者に關し、国際連合安全保険理事会決議第2百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第6条第1項の規定により、指定の有効期間を延長したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
指定番号	
指定の有効期間を延長した理由	
指定の有効期間を延長した年月日	年 月 日
延長後の指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

出生地	
国籍	
旅券番号	
住所又は所在地	
仮指定番号	
仮指定をした理由	
仮指定をした年月日	年 月 日
仮指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 仮指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
 3 仮指定された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号（第15条関係）

(表)

仮指定通知書	
第号	年月日
記	国家公安委員会
氏名又は名称	
別名	
旧名称	
称号	
役職	
生年月日	

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第8条第1項の規定により、下記の者を仮指定したので、仮指定に係る同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。

(裏)

出生地	
国籍	
旅券番号	
住所又は所在地	
仮指定番号	
仮指定をした理由	
仮指定をした年月日	年 月 日
仮指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 仮指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
 3 仮指定された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号（第15条関係）

(表)

仮指定通知書	
第号	年月日
記	国家公安委員会
氏名又は名称	
別名	
旧名称	
称号	
役職	
生年月日	

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第1項の規定により、下記の者を仮指定したので、仮指定に係る同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。

別記様式第10号（第15条、第18条関係）

第 号	
仮 指 定 取 消 通 知 書	
年 月 日	
國	
國家公安委員会	
<p>仮指定通知書（ 年 月 日 第 号）に係る者に関し、<u>（仮指定に係る）国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法</u><u>（第7条第1項）</u>の規定により、仮指定を取り消したので、<u>（仮指定に係る同条第2項において準用する同法第5条第3項）</u>の規定により、下記の同法施行規則 第18条第3項とおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
氏名又は名称	
仮指定番号	
仮指定の取消しの根拠となる条項	<u>（仮指定に係る）国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法</u> <u>（第7条第1項第 号）</u> <u>（第8条第7項）</u>
仮指定を取り消した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号（第15条関係）

第 号		
仮 指 定 公 告 事 項 変 更 通 知 書		
年 月 日		
國		
國家公安委員会		
<p>仮指定通知書（ 年 月 日 第 号）に係る者に関し、公告された事項に変更があったので、仮指定に係る国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第5条第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
氏名又は名称		
仮指定番号		
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日	
	変更前	変更後
変更の内容		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第15条、第18条関係）

第 号	
仮 指 定 取 消 通 知 書	
年 月 日	
國	
國家公安委員会	
<p>仮指定通知書（ 年 月 日 第 号）に係る者に関し、<u>（仮指定に係る）国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法</u><u>（第7条第1項）</u>の規定により、仮指定を取り消したので、<u>（仮指定に係る同条第2項において準用する同法第5条第3項）</u>の規定により、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
氏名又は名称	
仮指定番号	
仮指定の取消しの根拠となる条項	<u>（仮指定に係る）国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法</u> <u>（第7条第1項第 号）</u> <u>（第8条第7項）</u>
仮指定を取り消した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号（第15条関係）

第 号		
仮 指 定 公 告 事 項 変 更 通 知 書		
年 月 日		
國		
國家公安委員会		
<p>仮指定通知書（ 年 月 日 第 号）に係る者に関し、公告された事項に変更があったので、仮指定に係る国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第5条第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
氏名又は名称		
仮指定番号		
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日	
	変更前	変更後
変更の内容		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

申請に係る行為の相手方の住所	
申請に係る行為の相手方との関係	
取得財産の使用目的	
取得財産の取得方法	
特定債権の譲渡の目的	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 申請に係る行為の相手方が法人その他の団体である場合には、「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 取得財産がない場合には、「取得財産の使用目的」及び「取得財産の取得方法」欄の記載は要しない。
 4 特定債権を譲渡しない場合には、「特定債権の譲渡の目的」欄の記載は要しない。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号(第17条関係)

(表)

許可申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第10条第1項の規定により、次のとおり許可を申請します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る行為の内容	
申請に係る行為をしようとする年月日	年 月 日
申請に係る行為をしようとする場所	
申請に係る行為の相手方の氏名又は名称	

(裏)

申請に係る行為の相手方の住所	
申請に係る行為の相手方との関係	
取得財産の使用目的	
取得財産の取得方法	
特定金銭債権の譲渡の目的	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 申請に係る行為の相手方が法人その他の団体である場合には、「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 取得財産がない場合には、「取得財産の使用目的」及び「取得財産の取得方法」欄の記載は要しない。
 4 特定金銭債権を譲渡しない場合には、「特定金銭債権の譲渡の目的」欄の記載は要しない。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号(第17条関係)

(表)

許可申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際デコリストの財産の凍結等に関する特別措置法第10条第1項の規定により、次のとおり許可を申請します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る行為の内容	
申請に係る行為をしようとする年月日	年 月 日
申請に係る行為をしようとする場所	
申請に係る行為の相手方の氏名又は名称	

別記様式第13号（第21条関係）

許可証再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第13条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
許可年月日	年 月 日
許可を受けた行為の内容	
許可番号	
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した時期	
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した場所	
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した経緯	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第12号（第20条関係）

許可証	
年 月 日	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第9条の規定により、次のとおり許可する。	
公安委員会 殿	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
許可に係る行為の内容	
許可番号	
許可に係る行為の相手方の氏名又は名称	
許可に係る行為の相手方の住所	
許可の条件	

備考 1 許可に係る行為の相手が法人その他の団体である場合には、「許可に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第13号（第21条関係）

許可証再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第13条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
許可年月日	年 月 日
許可を受けた行為の内容	
許可番号	
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した時期	
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した場所	
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した経緯	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第12号（第20条関係）

許可証	
年 月 日	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第9条の規定により、次のとおり許可する。	
公安委員会 殿	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
許可に係る行為の内容	
許可番号	
許可に係る行為の相手方の氏名又は名称	
許可に係る行為の相手方の住所	
許可の条件	

備考 1 許可に係る行為の相手が法人その他の団体である場合には、「許可に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15号（第23条関係）

第 号 債務履行禁止命令書	
年 月 日	
國	公安委員会
氏名又は名称	命令を受ける者
住所	
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第18条第1項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命令の内容	
命令の有効期間	
命令をする理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第14号（第22条関係）

許可証返納理由書	
年 月 日	
國	公安委員会
届出者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第13条第3項の規定により、次のとおり許可証を返納します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
許可年月日	年 月 日
許可を受けた行為の内容	
許可番号	
返納理由発生年月日	年 月 日
返納理由	1 許可が取り消された。 2 許可を受けた行為をしないこととなった。 3 亡失した許可証を発見し、又は回復した。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15号（第23条関係）

第 号 支払禁止命令書	
年 月 日	
國	公安委員会
氏名又は名称	命令を受ける者
住所	
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第18条第1項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命令の内容	
命令の有効期間	
命令をする理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第14号（第22条関係）

許可証返納理由書	
年 月 日	
國	公安委員会
届出者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第13条第3項の規定により、次のとおり許可証を返納します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
許可年月日	年 月 日
許可を受けた行為の内容	
許可番号	
返納理由発生年月日	年 月 日
返納理由	1 許可が取り消された。 2 許可を受けた行為をしないこととなった。 3 亡失した許可証を発見し、又は回復した。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第17号（第28条関係）

規制対象財産提出命令書	
年	月
命 令 を 受ける者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号 住 所
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第12百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記のとおり規制対象財産の提出を命ずる。	
記	
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号
規制対象財産の 種類、価額及び 特徴	
命令をする理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受ける者が財産凍結等対象者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「住所」欄の記載は不要しない。
 3 命令を受ける者が財産凍結等対象者以外の者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は不要しない。
 4 命令を受ける者が財産凍結等対象者以外の者である場合であつて、その者が法人その他の団体であるときは、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号（第25条関係）

債務履行禁止命令通知書	
年	月
命 令 を 受けた者	氏名又は名称 住 所
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第12百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第18条第1項の規定により、下記のとおり命令したので、同項の規定により通知する。	
記	
命令の内容	
命令の有効期間	
命令をした理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受けた者が法人その他の団体である場合には、「命令を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第17号（第28条関係）

規制対象財産提出命令書	
年	月
命 令 を 受ける者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号 住 所
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第12百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記のとおり規制対象財産の提出を命ずる。	
記	
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号
規制対象財産の 種類、価額及び 特徴	
命令をする理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受ける者が公告国際テロリストである場合には、「命令を受ける者」欄中の「住所」欄の記載は不要ない。
 3 命令を受ける者が公告国際テロリスト以外の者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は不要ない。
 4 命令を受ける者が公告国際テロリスト以外の者である場合であつて、その者が法人その他の団体であるときは、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号（第25条関係）

支払禁止命令通知書	
年	月
命 令 を 受けた者	氏名又は名称 住 所
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第12百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第18条第1項の規定により、下記のとおり命令したので、同項の規定により通知する。	
記	
命令の内容	
命令の有効期間	
命令をした理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受けた者が法人その他の団体である場合には、「命令を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第19号（第28条関係）

第 号 仮 領 置 財 産 引 繙 書 年 月 日		
公安委員会 聞 公安委員会 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の規制対象財産を引き継ぐ。 記		
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴		
仮領置 年月日	年 月 日	
引継理由		
その他参考となるべき事項		
上記のとおり引継ぎを受けた。 年 月 日 公安委員会 団		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第18号（第27条関係）

第 号 仮 領 置 書 年 月 日		
公安委員会 聞 公安委員会 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記の規制対象財産を仮領置した。 記		
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象 財産の提 出者	氏名又は名称	
	住 所	
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴		
その他参考となるべき事項		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 規制対象財産の提出者が規制対象財産の所持者と同一である場合には、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその旨を記載し、「住所」欄の記載は要しない。
3 規制対象財産の提出者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、法人その他の団体であるときは、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第19号（第28条関係）

第 号 仮 領 置 財 産 引 繙 書 年 月 日		
公安委員会 聞 公安委員会 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の規制対象財産を引き継ぐ。 記		
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴		
仮領置 年月日	年 月 日	
引継理由		
その他参考となるべき事項		
上記のとおり引継ぎを受けた。 年 月 日 公安委員会 団		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第18号（第27条関係）

第 号 仮 領 置 書 年 月 日		
公安委員会 聞 公安委員会 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記の規制対象財産を仮領置した。 記		
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象 財産の提 出者	氏名又は名称	
	住 所	
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴		
その他参考となるべき事項		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 規制対象財産の提出者が規制対象財産の所持者と同一である場合には、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその旨を記載し、「住所」欄の記載は要しない。
3 規制対象財産の提出者が公告国際テロリスト以外の者である場合であって、法人その他の団体であるときは、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第21号（第30条関係）

仮領置財産返還申請書	
年 月 日	
公安委員会 聞	
申請者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を申請します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴	
返還を申請する理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第20号（第29条関係）

仮領置財産引継通知書	
年 月 日	
公安委員会 印	
下記の仮領置に係る規制対象財産の引継ぎを受け、これを引き続き仮領置したので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知する。	
規制対象財産の所持者	氏名又は名称
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産の種類、価額及び特徴	
引継ぎをした都道府県公安委員会の名称	
引継ぎをした都道府県公安委員会が仮領置した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第21号（第30条関係）

仮領置財産返還申請書	
年 月 日	
公安委員会 聞	
申請者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を申請します。	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴	
返還を申請する理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第20号（第29条関係）

仮領置財産引継通知書	
年 月 日	
公安委員会 印	
下記の仮領置に係る規制対象財産の引継ぎを受け、これを引き続き仮領置したので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知する。	
規制対象財産の所持者	氏名又は名称
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産の種類、価額及び特徴	
引継ぎをした都道府県公安委員会の名称	
引継ぎをした都道府県公安委員会が仮領置した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第23号（第32条関係）

継続仮領置書		第 号
		年 月 日
殿		
公安委員会 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、下記の規制対象財産を引き続き仮領置するので、同条第7項の規定により通知する。		
記		
規制対象財産の返還を受ける権利を有する者	氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号		
規制対象財産を所持していた者	氏名又は名称	
直近の名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号		
引き続き仮領置する規制対象財産の種類、価額及び特徴		
引き続き仮領置する理由		
その他参考となるべき事項		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22号（第31条関係）

仮領置財産返還受領書		年 月 日
		公安委員会 殿
受領者の氏名又は名称及び住所		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を受けました。		
氏名又は名称		
返還を受けた者	名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
住所		
返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要な文字は、横線で消すこと。
3 返還を受けた者が財産凍結等対象者である場合には、「返還を受けた者」欄中の「住所」欄の記載は不要しない。
4 返還を受けた者が財産凍結等対象者以外の者である場合には、「返還を受けた者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は不要ない。
5 返還を受けた者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、その者が法人その他の団体であるときは、「返還を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第23号（第32条関係）

継続仮領置書		第 号
		年 月 日
殿		
公安委員会 団		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、下記の規制対象財産を引き続き仮領置するので、同条の規定により通知する。		
記		
規制対象財産の返還を受ける権利を有する者	氏名又は名称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号		
規制対象財産を所持していた者	氏名又は名称	
直近の名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号		
引き続き仮領置する規制対象財産の種類、価額及び特徴		
引き続き仮領置する理由		
その他参考となるべき事項		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22号（第31条関係）

仮領置財産返還受領書		年 月 日
		公安委員会 殿
受領者の氏名又は名称及び住所		
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を受けました。		
氏名又は名称		
返還を受けた者	名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
住所		
返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要な文字は、横線で消すこと。
3 返還を受けた者が公告国際テロリストである場合には、「返還を受けた者」欄中の「住所」欄の記載は不要しない。
4 返還を受けた者が公告国際テロリスト以外の者である場合には、「返還を受けた者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は不要ない。
5 返還を受けた者が公告国際テロリスト以外の者である場合であって、その者が法人その他の団体であるときは、「返還を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第25号（第34条関係）

提出資料目録				
年 月 日				
公安委員会 国				
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定により提出者が提出した下記目録の資料を受領した。				
記				
提出者	氏名又は名称			
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号			
提出を受けた年月日	年 月 日			
目録				
番号	標目	数量	所有者の氏名及び住所	備考

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第24号（第33条関係）

資料提出等要請書	
年 月 日	
國	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第18条に基づき、下記の事項について協力を要請します。	
記	
【取扱所の所在地】〒	
【担当者氏名】 (電話)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第25号（第34条関係）

提出資料目録				
年 月 日				
公安委員会 国				
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際デコリストの財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定により提出者が提出した下記目録の資料を受領した。				
記				
提出者	氏名又は名称			
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号			
提出を受けた年月日	年 月 日			
目録				
番号	標目	数量	所有者の氏名及び住所	備考

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第24号（第33条関係）

資料提出等要請書	
年 月 日	
國	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際デコリストの財産の凍結等に関する特別措置法第18条に基づき、下記の事項について協力を要請します。	
記	
【取扱所の所在地】〒	
【担当者氏名】 (電話)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第27号（第35条関係）

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	官 職	
	氏 名	
上記の者は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
公安委員会 団		
85.8		

(裏)

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（抜粋）

(立入検査等)

第20条 略

2 前項の規定による立入検査又は質問をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第26号（第34条関係）

資 料 受 領 書		年 月 日		
公安委員会 殿 受領者の氏名又は名称及び住所				
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則第34条第2項の規定により、次のとおり提出した資料の返還を受けました。				
返還を 受けた者	氏名又は名称			
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは封鎖番号			
目 錄				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第27号（第35条関係）

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	官 職	
	氏 名	
上記の者は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
公安委員会 団		
85.8		

(裏)

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（抜粋）

(立入検査等)

第20条 略

2 前項の規定による立入検査又は質問をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第26号（第34条関係）

資 料 受 領 書		年 月 日		
公安委員会 殿 受領者の氏名又は名称及び住所				
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則第34条第2項の規定により、次のとおり提出した資料の返還を受けました。				
返還を 受けた者	氏名又は名称			
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは封鎖番号			
目 錄				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考
表中の「」の記載は注記である。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正)
第二条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成二十七年国家公安委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改

正

後

改

正

前

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 主宰者 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号。以下「法」という。)第八条第四項において準用する行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「準用行政手続法」という。)第十九条

第一条 [同上]
(定義)

一 主宰者 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(以下「法」という。)第八条第四項において準用する行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「準用行政手続法」という。)第十九条

別記様式第28号(第30条関係)

行 为 制 限 命 令 書		
第 号		
年 月 日		
殿		
公安委員会 國		
命 令 を 受ける者	氏名又は名称	
住 所		

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第22条(第1項)(第2項)の規定により、下記のとおり命令する。

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 3 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第28号(第30条関係)

行 为 制 限 命 令 書		
第 号		
年 月 日		
殿		
命 令 を 受ける者	氏名又は名称	
住 所		

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第22条(第1項)(第2項)の規定により、下記のとおり命令する。

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 3 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を国家公安委員会に提出してください。
- 意見の聴取の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、あなたの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 参考人として意見の聴取の期日に出席させたい者がある場合には、意見の聴取の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出席申出書を、意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出してください。
- あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、国家公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出席する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取の主宰者	職名 氏名 連絡先
意見の聴取の公開の有無	

別記様式第6号(第7条関係)

(表)

意見の聴取通知書 第号	
年月日	
殿	
国家公安委員会 国	
あなたに対する下記の事実を原因とする(仮指定に係る)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第8条第3項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。 記	
意見の聴取の件名	
根拠となる法令の条項	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第8条第1項
仮指定の原因となつた事実	
意見の聴取の期日	年月時分から
意見の聴取の場所	
意見の聴取に関する事務を所掌する組織	名称 所在地
注 事項	<p>1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」といいう。)を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該仮指定の原因となつた事実を証する資料の閲覧を求めるることができます。</p> <p>3 その他意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p>
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を国家公安委員会に提出してください。
- 意見の聴取の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、あなたの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 参考人として意見の聴取の期日に出席させたい者がある場合には、意見の聴取の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出席申出書を、意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出してください。
- あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、国家公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出席する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取の主宰者	職名 氏名 連絡先
意見の聴取の公開の有無	

別記様式第6号(第7条関係)

(表)

意見の聴取通知書 第号	
年月日	
殿	
国家公安委員会 国	
あなたに対する下記の事実を原因とする(仮指定に係る)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第3項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。 記	
意見の聴取の件名	
根拠となる法令の条項	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第1項
仮指定の原因となつた事実	
意見の聴取の期日	年月時分から
意見の聴取の場所	
意見の聴取に関する事務を所掌する組織	名称 所在地
注 事項	<p>1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」といいう。)を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該仮指定の原因となつた事実を証する資料の閲覧を求めるすることができます。</p> <p>3 その他意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p>
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

備考 表中の「」の記載は注記である。

2 [略]

第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第二百四条第一項（同法第二百四条の二の二第六項及び第七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第一項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項並びに第三十五条第三項及び第四項の規定による意見聴取、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項の規定による意見の聴取並びに国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第八条第三項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。）について、傍聴に関し主宰者のとる措置、傍聬人の遵守事項その他その秩序の維持に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条 聽聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改めること。

改	正	後
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第10号（第10条関係）

提 出 物 目 錄

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

(印)

国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第二百四条第一項において準用する行政手続法第二十条第二項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

意見の聴取の件名			
提出者	住 所		
	氏 名		
提出を受けた年月日			
目 錄			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者	職名	氏名	(印)

記載要領
不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第10条関係）

提 出 物 目 錄

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

(印)

国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第二百四条第一項において準用する行政手続法第二十条第二項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

意見の聴取の件名			
提出者	住 所		
	氏 名		
提出を受けた年月日			
目 錄			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者	職名	氏名	(印)

記載要領
不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 [同上]

第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第二百四条第一項（同法第二百四条の二の二第六項及び第七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第一項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項並びに第三十五条第三項及び第四項の規定による意見聴取、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項の規定による意見の聴取並びに国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第八条第三項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。）について、傍聴に関し主宰者のとる措置、傍聬人の遵守事項その他その秩序の維持に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法等の解釈運用基準

目次

- 第1 法の目的等（法第1条関係）
 - 1 旧法の制定経緯
 - 2 旧法の改正経緯
 - 3 法の目的
- 第2 国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の公告（法第3条関係）
- 第3 国際テロリストの指定・公告（法第4条から第8条まで関係）
 - 1 指定の要件（法第4条第1項関係）
 - 2 指定に当たっての協力等（法第4条第2項及び第3項関係）
 - 3 聴聞（法第4条第4項関係）
 - 4 指定の公告（法第5条関係）
 - 5 指定の有効期間及びその延長（法第4条第1項及び第6条関係）
 - 6 指定の取消し（法第7条関係）
 - 7 仮指定（法第8条関係）
- 第4 許可制による財産凍結等対象者に対する行為の制限（法第9条から第14条まで関係）
 - 1 許可を受ける義務（法第9条関係）
 - 2 許可申請（法第10条関係）
 - 3 許可の基準（法第11条関係）
 - 4 許可条件（法第12条関係）
 - 5 許可証の交付等（法第13条関係）
 - 6 許可の取消し（法第14条関係）
- 第5 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限（法第15条、第21条及び第22条関係）
 - 1 行為の制限（法第15条関係）
 - 2 情報の提供等（法第21条関係）
 - 3 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令（法第22条関係）
- 第6 特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令（法第16条関係）
 - 1 趣旨
 - 2 運用
- 第7 規制対象財産の仮領置（法第17条関係）
 - 1 趣旨
 - 2 仮領置の対象となる財産
 - 3 財産提出命令の対象となる者
 - 4 財産提出命令・仮領置の方法
 - 5 仮領置した財産の管理

- 6 仮領置した財産の引継ぎ
 - 7 仮領置した財産の返還
- 第8 資料の提出等の求め及び立入検査（法第19条及び第20条関係）
- 1 趣旨
 - 2 資料の提出等の求め（法第19条関係）
 - 3 立入検査（法第20条関係）
- 第9 国家公安委員会への報告（法第23条関係）
- 第10 損失補償（法第24条関係）
- 第11 適用範囲（法第25条関係）

【凡例】

- 「法」 : 國際的な不正資金等の移動等に対処するための國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）による改正後の國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「旧法」 : 國際的な不正資金等の移動等に対処するための國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）による改正前の國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「施行令」 : 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号）
- 「施行規則」 : 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号）
- 「外為法」 : 外國為替及び外國貿易法（昭和24年法律第228号）

第1 法の目的等（法第1条関係）

1 旧法の制定経緯

平成10年8月に発生したケニア及びタンザニアにおける米国大使館爆破事件の首謀者として米国から訴追されていたオサマ・ビン・ラーデン及びその関係者をタリバーンが支援しているとして、平成11年10月、タリバーン関係者に対し財産の凍結等の措置をとることを内容とする国際連合安全保障理事会決議（以下「安保理決議」という。）第1267号が採択された。また、平成12年12月には、オサマ・ビン・ラーデン及びその関係者に対し財産の凍結等の措置をとることを内容とする安保理決議第1333号が採択された。その後、翌平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件を受け、テロ資金供与対策の強化は国際的な最重要課題の一つとなり、同月、タリバーン関係者やアル・カイダ関係者に限らずテロリストに対し財産の凍結等の措置をとることを内容とする安保理決議第1373号が採択された。

こうした国際連合安全保障理事会の動きに併せ、同年11月、従来からマネー・ローンダリング対策に関する国際協力を推進してきた政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）は、関係する安保理決議に沿ってテロリストに対し財産の凍結等の措置をとることを求める勧告を含む「8の特別勧告（テロ資金供与対策に関する特別勧告）」を決定した。

我が国は、このような国際社会の取組に対応し、外為法により、安保理決議第1267号等を履行するためにタリバーン関係者及びアル・カイダ関係者に対する財産の凍結等の措置を、安保理決議第1373号を履行するためにいわゆるG7諸国が財産の凍結等の措置をとっているテロリスト等に対する財産の凍結等の措置を、それぞれ講ずることとなった。

しかし、外為法の措置は、外為法上の非居住者（日本に住所等を有していない者）が我が国の金融機関に預金口座を有している場合の預金の引出し、外国にいるテロリストに対する我が国からの送金等、対外取引を対象として規制しているため、我が国に居住しているテロリストが我が国の金融機関に預金口座を有している場合の預金の引出し、我が国に居住しているテロリストに対する我が国からの送金等については規制されていない状況にあった。この点、テロリストが我が国に居住していなければ実質的な問題は生じないが、少なくとも制度上に不備があるとしてFATFから指摘を受けていた。このため、旧法は、関係する安保理決議に関し、外為法で規制されてない部分に対応するために平成26年11月に成立し、平成27年10月に施行されたものである。

2 旧法の改正経緯

核兵器、化学兵器及び生物兵器といった大量破壊兵器及びそれらの運搬手段となり得る弾道ミサイル等の拡散に係る問題は、我が国及び地域の平和と安全を脅かすものであり、国際社会全体にとって引き続き大きな脅威となっている。

例えば、北朝鮮は、近年、前例のない頻度と新たな態様で弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、大量破壊兵器や弾道ミサイル開発の推進及び運用能力の向上を図ってきている。また、イランは、中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国及び欧州連合とイランとの間で妥結されたイランの核問題に関する包括的共同作業計画の合意内

容の一部を令和元年に停止して以来、停止範囲を順次拡大し、令和2年1月以降はウラン濃縮に係る全ての制限は遵守しないと表明するなど、核不拡散上の懸念が強まっている。

これまで、特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者（以下「大量破壊兵器関連計画等関係者」という。）に対する財産の凍結等の措置については、国際テロリストに対する措置と同様、関係する安保理決議に基づき加盟国が一致して進めている重要な取組であり、外為法により、居住者（日本に住所等を有している者）と非居住者との間の対外取引は規制されていたが、居住者間取引については、安保理決議の履行を担保する根拠法令が存在していなかった。この点、安保理決議及びそれに基づいて設置される制裁委員会が制裁対象として指定する者の中には、我が国居住者は含まれていなかつたものの、令和3年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査結果報告書において、安保理決議で指定された大量破壊兵器関連物資等の拡散に関わる我が国居住者が行う国内取引について措置が講じられておらず、仮に将来的に日本の居住者が指定された場合に対処できないという不備がある旨の指摘を受けていた。

このような中で、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）」が令和4年12月に成立し、旧法が改正されることとなった。

3 法の目的

国際テロ組織の活動には多額の資金を要すると指摘されているところ、国際的なテロリズムの行為を防止し、抑止するためには、国際テロリストに対し、テロリズムの手段となり得る資金その他の財産を与えることなく利用させないことが重要である。また、国際的なテロリズムの行為やこれを敢行する国際テロ組織のネットワークは国境を越えて存在しているため、一国のみが国際テロリストの資金の流れを断つための対策を講じてもその効果が十分に発揮されず、あらゆる国が協調してこうした対策を講ずることが必要となる。また、大量破壊兵器等の開発等についても、大量破壊兵器関連計画等関係者に対して資金その他の財産を与えることなく利用させないようにするほか、あらゆる国が協調して対策を講じていくことが必要である。安保理決議は、このような理念の下、国際連合に加盟する全ての国に対し、国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとることを求めており、法の目的規定において、こうした趣旨が規定されている。この財産の凍結等の措置とは、典型的には、預貯金口座の凍結、すなわち預貯金口座にある預貯金の引出し等を自由にできなくなることが挙げられるが（法第9条第4号）、具体的には法第3章の規定による措置がこれに該当することとなる。

第2 国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の公告（法第3条関係）

安保理決議第1267号並びにその後継決議である安保理決議第1333号、安保理決議第1390号（平成14年1月採択）、安保理決議第1988号（平成23年6月採択）、安保理決議第1989号（同月採択）、安保理決議第2253号（平成27年12月採択）及び安保理決議

第2255号（同月採択）（施行令第1条第1項）は、関連する安保理決議により設置された委員会の作成する名簿に記載された国際テロリストについて、各国がその財産の凍結等の措置をとるべきことを求めている。法第3条第1項は、こうした決議に対応し、関係する安保理決議により設置された委員会が、その作成する名簿に特定の国際テロリストを記載したときは、国家公安委員会が、遅滞なく、その氏名又は名称等の事項を官報により公告することを定めている。現在、安保理決議第1988号により設置されたタリバーン制裁委員会がタリバーン関係者を、安保理決議第1267号、安保理決議第1989号及び安保理決議第2253号に基づき設置されたISIL（ダーイシュ）及びアル・カイダ制裁委員会がアル・カイダ関係者等をそれぞれ指定している（施行令第1条第2項）。令和5年5月25日現在、タリバーン制裁委員会により135個人・5団体のタリバーン関係者が、ISIL（ダーイシュ）及びアル・カイダ制裁委員会により258個人・89団体のアル・カイダ関係者等がそれぞれ指定されているが、これらの情報は頻繁に追加・変更・削除が行われている。

また、安保理決議第1718号（平成18年10月採択）及びその後継決議である安保理決議第1874号（平成21年6月採択）、安保理決議第2087号（平成25年1月採択）、安保理決議第2094号（平成25年3月採択）、安保理決議第2270号（平成28年3月採択）、安保理決議第2321号（平成28年11月採択）、安保理決議第2356号（平成29年6月採択）、安保理決議第2371号（平成29年8月採択）、安保理決議第2375号（平成29年9月採択）及び安保理決議第2397号（平成29年12月採択）並びに安保理決議第2231号（平成27年7月採択）（施行令第2条第1項）は、関連する安保理決議により設置された委員会の作成する名簿に記載された北朝鮮及びイランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者について、各国がその財産の凍結等の措置をとるべきことを求めている。法第3条第2項は、法第3条第1項と同様、こうした決議に対応し、関係する安保理決議により設置された委員会が、その作成する名簿に特定の大量破壊兵器関連計画等関係者を記載したときは、国家公安委員会が、遅滞なく、その氏名又は名称等の事項を官報により公告することを定めている。現在、安保理決議第1718号により設置された制裁委員会が北朝鮮に係る大量破壊兵器関連計画等関係者を指定し、安保理決議第1737号により設置された制裁委員会により作成・維持された名簿において、イランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者が指定されている（施行令第2条第2項）。令和5年5月25日現在、80個人・75団体の北朝鮮に係る大量破壊兵器関連計画等関係者が、23個人・61団体のイランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者がそれぞれ指定されている。

令和5年5月25日現在、これらの制裁委員会により指定されている者が我が国に所在しているという情報は把握していない。

官報により公告する事項は、名簿に記載された者（以下「名簿記載者」という。）が自然人の場合は、名簿に記載された旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者の公告に係る番号（以下「名簿記載者公告番号」という。）並びにその他参考となるべき事項とし、名簿記載者が法人その他の団体の場合は、名簿に記載された旨、名簿記載者の名称、別名、旧名称及び所在地、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番号並びにその他参考となるべき事項としている（施行規則

第1条)。名簿記載者公告番号は次のように付すこととしている。

T^① I^② – 1^③

- ① 國際テロリスト、大量破壊兵器関連計画等関係者の区分

T (Taliban) : タリバーン関係者

Q (Al-Qaida) : ISIL (ダーイシュ) 及びアル・カイダ関係者

D (Democratic People's Republic of Korea) : 北朝鮮に係る大量破壊兵器関連計画等関係者

I (Islamic Republic of Iran) : イランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者

- ② 個人、団体の区分

I (Individual) : 個人、E (Entity) : 団体

- ③ 一連番号

①、②の区分毎の一連番号。当該者が削除された場合には欠番となる。

個人の別名の追加や団体の名称の変更等、公告事項が変更された場合には、その都度、官報によりその旨を公告する（法第3条第4項）ほか、公告された者が制裁委員会の名簿から抹消された場合又は当該公告された者に対する財産の凍結等の措置をとることを求める安保理決議（國際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がその効力を失った場合にも、その旨を官報により公告することとなる（法第3条第5項）。また、当該公告された者の所在が判明しているときは、法第3条第1項又は第2項の公告の場合は同条第3項に基づき公告事項通知書（施行規則別記様式第1号）を、同条第4項の変更の公告の場合は公告事項変更通知書（施行規則別記様式第2号）を、同条第5項の抹消の公告の場合は名簿抹消通知書（施行規則別記様式第3号）を、同条第5項の決議失効の公告の場合は決議失効通知書（施行規則別記様式第3号の2）を送付する方法により（施行規則第2条から第4条まで）、その者に対し、当該公告に係る事項等を通知することとなる。

なお、上記國際テロリスト若しくは第3に規定する國際テロリスト又は上記大量破壊兵器関連計画等関係者に係る事項が官報により公告された場合には、速やかに警察庁のウェブサイトにおいて、当該者の一覧表を掲載するとともに、都道府県警察に対し、公告事項について文書で通知することとする。また、これらの國際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者は従来から外為法による財産の凍結等の措置の対象となっており、公告事項に関する情報については、金融機関やそれ以外の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）上の特定事業者に対し通知することとしている（施行規則第40条）。

第3 國際テロリストの指定・公告（法第4条から第8条まで関係）

安保理決議第1267号並びにその後継決議である安保理決議第1333号、安保理決議第1390号、安保理決議第1988号、安保理決議第1989号、安保理決議第2253号及び安保理決議第2255号は、タリバーン制裁委員会及びISIL (ダーイシュ) 及びアル・カイダ制裁委員会が指定した國際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきことを求めているのに対し、安保理決議第1373号は、各国が独自に一定の要件を満たす國際テロリストを指定し、その財産の凍結等の措置をとるべきことを求めている。法第4条から

第8条までは、安保理決議第1373号を踏ました我が国としての国際テロリストの指定について規定している。

1 指定の要件（法第4条第1項関係）

指定をするためには、法第4条第1項第1号及び第2号の要件と共に満たさなければならず、第2号は、イ、ロ、ハの3つの要件のいずれかを満たす者であることを要件としている。

法第4条第1項第1号は、安保理決議第1373号の履行のために外為法により対外取引を規制されている者であることを要件としている。外為法では、法と同様に、安保理決議第1267号及びその後継決議の履行のため、タリバーン制裁委員会が指定したタリバーン関係者及びISIL（ダーイシュ）及びアル・カイダ制裁委員会が指定したアル・カイダ関係者等を外務省告示により指定し、その指定された者の対外取引を規制することとしているほか、安保理決議第1373号の履行のため、それらのタリバーン関係者やアル・カイダ関係者等に限らない国際テロリストについても、外務省告示により指定し、その指定された者の対外取引を規制することとしている。後者の外務省告示により指定された者が法第4条第1項第1号の要件に該当することとなる。法第4条柱書では、指定の対象者から「前条第1項の規定により公告された者」で「現に国際テロリスト名簿に記載され、かつ、第千二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者」を除くこととしているが、これは外為法上安保理決議第1373号の履行のために外為法により対外取引を規制されている者の一部については、タリバーン制裁委員会が指定したタリバーン関係者又はISIL（ダーイシュ）及びアル・カイダ制裁委員会が指定したアル・カイダ関係者等と重複しているため、これらの者については法第3条の公告の対象とし、法第4条第1項の指定の対象外にする旨規定したものである。令和5年5月25日現在、安保理決議第1373号の履行のため、国家公安委員会告示により7個人・26団体が指定されている（このうち、1団体は法第3条に基づいても公告されている。）。

なお、現時点において、これらの者が我が国に所在しているという情報は把握していない。

法第4条第1項第2号イ及びロは、国際テロリストの危険性に着目した要件を定めている。イに規定する「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条第一項に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為」とは、公衆、国又は地方公共団体等を脅迫する目的をもって行われる、人を殺害する行為、航行中の航空機を墜落させる行為、爆発物を爆発させるなどの方法により公共物を破壊する行為等である。これらは、必ずしも刑事事件で有罪とされた行為であることを要するものではなく、国家公安委員会が認定するものである。「公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて」と規定されているが、「行い」は既遂に相当する行為を、「行おうとし」は未遂に相当する行為を、「助けた」は帮助に相当する行為を、それぞれ意味する。「将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかにおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの」の認定には、将来公衆等脅迫目的の犯

罪行為が発生する客観的な蓋然性が顕著に存在することについて、高度な心証が要求されるものと解される。具体的には、「将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがある」かどうかについては、例えば、テロ行為を行うことを現に主張し、他者にも呼び掛けていること、テロ行為を行うに足りる物的・資金的能力を有していること、物資・資金の調達や訓練などテロ行為を行うための準備を現に行っていること等の事情を考慮し、これらの事情を「十分な理由」の下に認定し得るかどうかについては、例えば、継続的にテロ行為を行っているような物的証拠があること、直近の周辺者から確度の高い供述が得られていること、外国等から提供された信憑性の高い情報があること等の点を考慮し、これらを総合的に勘案して判断することとなる。イの要件は自然人のみを対象としている。

ロは、「イ又はこの口に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその活動に支配的な影響力を有する者」とあり、典型的には、イに該当する国際テロリストが100%出資する会社等が該当することが想定される。「その他の関係」とは、親族関係、政治的・宗教的イデオロギーによる主従関係等、金銭以外に支配的な影響力の基礎となり得るもののが該当する。したがって、イに該当する国際テロリストの親族やその者と支配関係がある者のほか、それらの者が実質経営する会社等もこうした要件に該当し得る。ロの要件は、イの要件と異なり、自然人及び法人その他の団体が対象となるが、将来のおそれの要件の考え方は、いずれもイの要件と同じである。

ハは、「第千三百七十三号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し、当該措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国として政令で定めるもののいずれかにより、この法律に相当する当該国の法令に従い、当該措置がとられている者」とあり、政令で定める国としては、いわゆるG 7諸国であるアメリカ合衆国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスを規定している（施行令第3条）。すなわち、これらのG 7諸国のはずれかが、その国の法令に従って、安保理決議第1373号が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置をとっている者であることが要件となっている。

法第4条第1項第2号イ又はロの要件については、例えば、我が国で国際テロが発生した場合等で、国際社会に先駆けて我が国が当該国際テロの実行者等を指定する場合等を想定している。

2 指定に当たっての協力等（法第4条第2項及び第3項関係）

国家公安委員会は、指定をするため必要があると認めるときは、外務大臣、外為法第16条第1項の主務大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることとしている（法第4条第2項）。外為法第16条第1項の主務大臣は、財務大臣及び経済産業大臣であり、関係行政機関としては、海上保安庁、公安調査庁等の国際テロリストに関する情報等を有する行政機関が想定される。関係地方公共団体の長としては、住民登録の事務を取り扱う市町村長が想定される。

また、外務大臣、外為法第16条第1項の主務大臣その他の関係行政機関の長又は

関係都道府県公安委員会は、国家公安委員会に対し、指定に関し意見を述べることができることとしている（法第4条第3項）。都道府県警察においては、国際テロリストの指定に資する情報を入手した場合には、自らが得た情報に基づき、都道府県公安委員会から主体的に意見を述べることができる。

3 憬聞（法第4条第4項関係）

指定は行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分に該当し、同法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分によれば、憧憬ではなく、弁明の機会の付与を行えば足りるところ、法では、当該区分にかかわらず、憧憬を行わなければならないこととしている（法第4条第4項）。行政手続法上の憧憬を行うに当たっては、憧憬を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、憧憬の期日及び場所並びに憧憬に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を書面により通知しなければならないこととされている（行政手続法第15条第1項）。不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、当該通知を、その者の氏名、憧憬の期日及び場所、憧憬に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地並びに行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされる（行政手続法第15条第3項）。このほか、憧憬の手続等については、行政手続法第15条から第28条までの規定によることとなる。

4 指定の公告（法第5条関係）

国家公安委員会は、指定をするときは、指定に係る者（以下「被指定者」という。）が自然人の場合は、指定をする旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定に係る番号（以下「指定番号」という。）、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項を公告し、被指定者が法人その他の団体の場合は、指定をする旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項を公告することとなる（法第5条第1項及び施行規則第5条）。

指定は、公告によってその効力が生ずる（法第5条第2項）。

指定番号は次のように付すこととしている。

D^①I^②-1^③

① 指定（Designation）であることを示す記号

② 個人、団体の区分

I (Individual) : 個人、E (Entity) : 団体

③ 一連番号

指定された国際テロリストに係る事項を官報に掲載した場合には、速やかに警察庁のウェブサイトにおいて、当該者の一覧表を掲載するとともに、都道府県警察に対し、公告事項について文書で通知することとする。以下に記載する指定の有効期間の延長や指定の取消しの場合も同様である。その他参考となるべき事項としては、

仮指定から引き続いて指定をした場合において仮指定をした年月日や仮指定に係る番号等を記載することが想定される。

指定をした場合において、当該指定を受けた者の所在が判明しているときは、指定通知書（施行規則別記様式第4号）を送付する方法により、その者に対し、当該指定をした旨、当該指定の有効期間等の事項を通知することとなる（法第5条第3項並びに施行規則第6条及び第7条）。また、公告された事項に変更があったときは、その旨を官報により公告することとなる。この場合において、当該変更に係る者の所在が判明しているときは、指定公告事項変更通知書（施行規則別記様式第5号）を送付する方法により、その者に対し、当該変更があった旨を通知することとなる（法第5条第4項及び施行規則第8条）。

5 指定の有効期間及びその延長（法第4条第1項及び第6条関係）

指定の有効期間について、3年を超えない範囲内で期間を定めることとされている（法第4条第1項）が、これは3年を限度として、将来のおそれが認められる範囲内で期間を定める趣旨である。この指定の有効期間が満了する時において、当該指定を受けた者が引き続き法第4条第1項に規定する要件に該当するときは、3年を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定の有効期間を延長するものとしている（法第6条第1項）。これは、指定の要件を満たす限り繰り返し行うことができる。

指定の有効期間の延長の際も、初回の指定と同様に關係行政機関の長との協力等に関する規定（法第4条第2項及び第3項）、聴聞の実施に関する規定（法第4条第4項）、公告、通知等に関する規定（法第5条第1項から第3項まで）は準用される（法第6条第2項）。有効期間の延長をする場合の公告事項は、自然人、法人その他の団体の区分を問わず、指定の有効期間を延長する旨、指定の有効期間の延長に係る者（以下「被延長指定者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、延長後の指定の有効期間、指定の有効期間の延長の根拠となる条項及びその他参考となるべき事項としている（施行規則第9条）。その他参考となるべき事項としては、初回の指定をした年月日やその有効期間等を記載することが想定される。指定の有効期間を延長する場合において、被延長指定者の所在が判明しているときは、指定有効期間延長通知書（施行規則別記様式第6号）を送付する方法により、指定の有効期間を延長した旨、被延長指定者の氏名又は名称等の事項を通知することとなる（施行規則第10条及び第11条）。

6 指定の取消し（法第7条関係）

指定を受けた者が死亡し、若しくは解散その他の事由により消滅し、又は指定を受けた者が法第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったときに該当するに至ったと認めるときは、有効期間内であっても指定を取り消さなければならない（法第7条第1項）。指定の取消しに關しても、關係行政機関との協力等に関する規定（法第4条第2項及び第3項）、公告、通知等に関する規定（法第5条第1項から第3項まで）は準用される（法第7条第2項）。

なお、指定の取消しは不利益処分には該当しないため、聴聞の実施に関する規定は準用されない。

指定の取消しをする場合の公告事項は、自然人、法人その他の団体の区分を問わず、

指定を取り消す旨、指定の取消しに係る者（以下「被指定取消者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項及びその他参考となるべき事項である（施行規則第12条）。また、指定の取消しをする場合において、被指定取消者の所在が判明しているときは、指定取消通知書（施行規則別記様式第7号）を送付する方法により、指定を取り消した旨、被指定取消者の氏名又は名称等の事項を通知することとなる（施行規則第13条及び第14条）。

7 仮指定（法第8条関係）

（1） 仮指定の要件

法第4条第4項の規定によれば、行政手続法の規定に従い、指定に先立ち事前に聴聞を行わなければならないところ、そのような手続を経ていては財産の隠匿その他の行為により指定後に法第3章の規定による措置の確実な実施を図ることが著しく困難になると認めるときは、聴聞を行わないで仮に指定をすることができる（法第8条第1項）。「その他の行為」とは、財産の移転等の行為が該当し得るが、具体的には、聴聞を実施している間に、預貯金口座にあった預貯金が引き出されてしまい、法第3章の規定による凍結等の措置が事実上実施できなくなるような事態が想定される。同要件に該当するかどうかは、指定に係る国際テロリストの所在地、財産の額やその所在地等の事情を総合的に考慮して判断されることとなる。

（2） 仮指定に係る公告等

仮指定をした場合には、指定の手続が準用され、仮指定に係る者の氏名、仮指定番号、仮指定の有効期間等の事項を官報で公告することとなる（施行規則第15条）。仮指定番号は次のように付すこととしている。

I D^① I^② – 1^③

① 仮指定（Interim Designation）であることを示す記号

② 個人、団体の区分

I (Individual) : 個人、E (Entity) : 団体

③ 一連番号

その他仮指定に係る手続についても、指定の手続が準用される。

（3） 意見の聴取

ア 実施方法

仮指定の効力は原則15日間とされ（法第8条第2項）、その間に、事後的に意見の聴取を行わなければならない（法第8条第3項）。意見の聴取の手続等については、基本的に行政手続法による聴聞と同様であり、聴聞に係る規定を読み替えて準用している（法第8条第4項及び施行令第3条）。意見の聴取の具体的な手続等については、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第17号）により定められている。意見の聴取の結果、仮指定が不当でないと認めるときは、法第4条第1項の指定に移行し（法第8条第5項及び第6項）、不当であると認めるときは、直ちにその仮指定を取り消さなければならない（法第8条第7項）。取り消した場合にも

官報により公告することとなる（施行規則第16条）。

イ 仮指定を受けた者の所在が不明である場合の手続

法第8条第4項において読み替えて準用される行政手続法第15条第3項の規定では、仮指定を受けた者の所在が判明しない場合においては、同条第1項の規定による聴聞の通知を、その者の氏名、聴聞の期日及び場所、聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地並びに同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができることとされており、この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされる。したがって、意見の聴取の実施が、仮指定の15日間の有効期間を超てしまうこととなることから、仮指定の効力を当該仮指定に係る意見の聴取の期日までとしている（法第8条第8項）。

第4 許可制による財産凍結等対象者に対する行為の制限（法第9条から第14条まで関係）

財産凍結等対象者（現にタリバーン制裁委員会若しくはISIL（ダーイシュ）及びアル・カーディア制裁委員会の名簿に記載され、法第3条第1項の規定により公告されている国際テロリスト若しくは法第4条第1項の規定による指定（仮指定を含む。）を受けている国際テロリスト（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）又は現に安保理決議第1718号若しくは安保理決議第1737号に基づき設置された制裁委員会の名簿に記載され、法第3条第2項の規定により公告されている大量破壊兵器関連計画等関係者（以下「公告大量破壊兵器関連計画等関係者」という。）についても、いずれも法第3章の規定による財産の凍結等の措置がとられることとなる。法第3章の規定による財産の凍結等の措置は、大きく規制対象財産等に係る行為の制限（法第9条から第16条まで）と規制対象財産の仮領置（法第17条）に分けられるが、前者については、更に許可制による財産凍結等対象者に対する行為の制限（法第9条から第14条まで）、財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限（法第15条）及び特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令（法第16条）に分けられる。

財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置については、いずれも都道府県公安委員会（以下単に「公安委員会」という。）の権限とされているが、他方で、こうした措置を適正かつ実効的に行うためには、全国から収集・分析された関連情報に基づき、全国的な調整の下で行われる必要性が高いことから、各都道府県警察本部の担当部課においては、法の運用に関する事務を行うに当たり、警察庁と緊密な連携を図る必要がある。

1 許可を受ける義務（法第9条関係）

財産凍結等対象者は、一定の行為をしようとするときは、公安委員会の許可を受けなければならない（法第9条）。これは、財産凍結等対象者による金銭等の規制対象財産を取得する行為等を許可制に係らしめることで、その者が当該財産を取得し、これをテロ行為又は大量破壊兵器等の開発等に利用することを防止し、抑止するものである。

（1）規制対象財産の種類

規制対象財産とは、金銭、有価証券、貴金属等、土地、建物、自動車（法第9条第1号）のほか、電子決済手段、暗号資産、前払式支払手段、手形、小切手、船舶及び航空機（施行令第5条）をいう。

「金銭」には、本邦通貨のほか外国通貨も含まれる。

「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。具体的には、国債証券、地方債証券、社債券、株券、投資信託の受益証券等のほか、いわゆる電子化されたこれらの証券も含まれる。

「貴金属等」とは、犯収法第2条第2項第43号に規定する貴金属等をいい、具体的には、金、白金、銀及びこれらの合金並びにダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠をいう（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第4条）。貴石とは、ダイヤモンド、ルビー、サファイア等が、半貴石とは水晶、さんご、こはく等がそれぞれ想定されている。

「建物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。したがって、井戸、橋、記念碑等はこれに当たらない。

「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。したがって、二輪自動車はこれに含まれる一方、原動機付自転車はこれに含まれない。

「電子決済手段」とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項に規定する電子決済手段をいい、具体的には、決済手段として広く流通する可能性のある法定通貨建てのステーブルコインをいう。

「暗号資産」とは、資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産をいい、不特定の者に対して代価の弁済に使用できるなどし、電子的な記録・移転が可能で、法定通貨建ての資産ではないものをいう。

「前払式支払手段」とは、資金決済法第3条第1項に規定する前払式支払手段をいい、

- ① 金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、証票、電子機器その他の物（証票等）に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること
- ② 証票等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること
- ③ 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証票等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号が発行されていること
- ④ 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証票等や番号、記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること

の4要件が全て備わっているものが該当する。具体的には、商品券・ギフト券、プリペイドカード等がこれに当たるが、上記①から④までの要件を満たしている場合でも乗車券、映画館等への入場券等はこれに当たらない（資金決済に関する法律施

行令（平成22年政令第19号）第4条第1項)。

「手形」とは、一定の金額を支払うべき旨の単純な委託又は約束を記載し、一定の形式で発行される有価証券のことをいい、具体的には、為替手形、約束手形をいう。

「小切手」とは、振出人が支払人である銀行にあてて受取人その他の所持人に対して一定金額の支払を委託する一覧払いの有価証券のことをいう。これには、旅行小切手も含むこととしている。

「船舶」とは、登記又は登録の対象となる船舶のことをいい、具体的には、総トン数20トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第2条に規定する小型船舶をいう。同条に規定する小型船舶とは、総トン数20トン未満の船舶のうち、日本船舶又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であって、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟等以外のものをいう。

「航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機のうち、飛行機及び回転翼航空機をいう。したがって、具体的には、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機及び回転翼航空機をいい、滑空機（いわゆるグライダー）及び飛行船等はこれに当たらない。

(2) 規制対象財産の価額

規制対象財産は、その価額が1万5,000円を超えるものである（施行令第6条）ところ、この価額は、金銭、小切手及び手形についてはその券面の額（これらが外国通貨又は外貨建てである場合は円に換算した額）、電子決済手段及び暗号資産については円に換算した額、前払式支払手段については代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した額（利用者に対し当該数量の物品を給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該利用者からその代価として通常取得すべき金額をいう。）、他の規制対象財産についてはその市場価格をいう。

公安委員会は、許可手続に係る財産の価額が1万5,000円以下である可能性があると認められる場合には、これが規制対象財産に該当するか否かを判断するために、必要に応じて、専門家等に依頼するなどして当該財産の価額を算定し、確実にこれが規制対象財産であることを確認することとする。

また、法第9条違反（無許可取引、法第29条第1号）で財産凍結等対象者を検挙するに当たっては、当該事案に係る財産が規制対象財産であること（当該財産の価額が1万5,000円を超えていること）を確実に確認しなければならない。

(3) 許可対象行為の捉え方

許可は、行為毎に受ける必要があることから、異なる行為が連續して行われる場合、同種の行為が複数回行われる場合等には、原則として、それぞれの行為について許可申請書の提出が必要である。ただし、財産凍結等対象者が、定期的、経常的に一定額の財産を取得するような場合には、当該財産の内容、性質等を踏まえ、その都度許可を受けることを要するか個別に判断する必要がある。したがって、例え

ば、財産凍結等対象者が賃貸借契約に基づいて毎月得る家賃収入等、一定期間中に行われる複数回の行為について、全体として1回の許可で足りると判断されるような場合であれば、当該収入を得る都度、許可を得る必要はないと解される。

なお、同一の行為に関して、複数の許可をすることは認められない。

(4) 許可対象行為の種類

許可の対象となる行為は、規制対象財産の贈与を受けること（法第9条第1号）、規制対象財産の貸付けを受けること（同条第2号）、規制対象財産（金銭を除く。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること（同条第3号）、預貯金等債務の履行を受けること（同条第4号）及び法第9条第3号又は第4号の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない債権（以下「特定債権」という。）を譲り渡すこと（同条第5号）である。

これらの行為は、直接・間接の別を問わず、実質的に財産凍結等対象者が行ったものと評価できるものであればこれに当たる。このため、例えば、財産凍結等対象者が他人名義の口座を利用して金銭の贈与を受ける行為や、財産凍結等対象者が別の者に指示をして代わりに金銭の贈与を受けさせる行為等は、許可の対象となる。

ア 規制対象財産の贈与を受けること

「贈与を受ける」とは、財産を無償でもらい受ける行為をいう。

実質的に贈与と評価し得る行為であれば、許可対象行為に該当するため、例えば、財産凍結等対象者が不当に高額の給料を得ていた場合、社会通念上、通常の労働の対価として認められる額を超える部分については贈与を受けたと認定することができる。また、上記のとおり、例えば、財産凍結等対象者が他人名義の口座を介して金銭の贈与を受ける行為、財産凍結等対象者が別の者に指示をして金銭の贈与を受けさせる行為等も、許可の対象となる。

なお、社会保障給付等の行政による規制対象財産の給付は、「贈与」には当たらない。

イ 規制対象財産の貸付けを受けること

「貸付けを受ける」とは、有償、無償を問わず、相手方にある金銭や物の使用及び収益をなした後に返還することを約して相手方から金銭や物を受け取ることをいう。

「貸付け」には、いわゆる信用の供与も含まれる。したがって、例えば、財産凍結等対象者がクレジットカードを使用して物を購入しようとする場合、クレジットカードが使用された店からクレジットカード会社に照会され、その使用が承諾された時点で、金銭の貸付けが行われたものと評価できると解される。また、例えば、財産凍結等対象者自らが経営する会社の口座を介して金銭の貸付けを受ける行為、財産凍結等対象者が別の者に指示をして金銭の貸付けを受けさせる行為等も、許可の対象となる。

ウ 規制対象財産（金銭を除く。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること

例えば、土地を売却し、その代金を受け取る行為や土地を貸し付けて、その賃料を受け取る行為等が該当する。法第9条第3号における「支払」とは金銭によ

るものに限られる。「その他の処分」とは、小切手の支払のための呈示、定期借地権の設定等が該当する。また、例えば、財産凍結等対象者が別の者に管理させている有価証券を売却させ、その代金を受け取らせる行為、財産凍結等対象者が別の者に管理させている土地を貸付けさせ、その賃料を受け取らせる行為等も、許可の対象となる。

エ 預貯金等債務の履行を受けること

「預貯金等債務」とは、預貯金に係る債務、保険契約等に基づく満期保険金等の支払に係る債務、金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段の移転に係る債務及び暗号資産交換業者が管理する暗号資産の移転に係る債務をいう（施行令第7条）。したがって、「預貯金等債務」の「履行を受ける」とは、具体的には、預貯金口座等からの金銭の引出し、預貯金口座から他の預貯金口座へ送金を行うこと、預貯金と同様に貯蓄性を有する保険契約等に基づく満期保険金等の支払を受けること、貸付金の返還を受けること、業者に管理させている電子決済手段や暗号資産を自らの口座又は他者の口座に移転させることがこれに当たる。また、例えば、別の者に指示をして満期保険金等の支払を受けさせる行為等も許可の対象となる。

(ア) 預貯金に係る債務

「預貯金に係る債務」の「履行を受けること」とは、典型的には、預貯金口座等からの引出し、預貯金口座から他の預貯金口座への送金がこれに当たる。出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）により、原則、何人も業として預金の受入れ等をしてはならないこととされているため、基本的には金融機関が預け先になるが、法第9条第4号の預貯金については、必ずしもこうした預金に限られるものではなく、広く金銭を預ける行為を包括的に含むものである。

預貯金には、定期積金、掛金及び預け金を含むこととしているが、一般的に、「預貯金」とは、銀行その他の金融機関に対する金銭の消費寄託のことをいう。「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第3項）。「掛金」とは、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額を給付することを約して、当該期間内に受け入れる金銭（銀行法第2条第4項）をいう。「預け金」とは、広く一般の個人相互間に行われる金銭の消費寄託をいう。

(イ) 保険契約等に基づく年金等の支払に係る債務

保険契約等に基づく「年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払に係る債務」の「履行を受けること」とは、預貯金と同様、貯蓄性を有する保険契約等で、顧客の生存を前提とすれば将来給付されることが確実である給付金の支払に係る債務の履行を受けることをいう。したがって、いわゆる掛け捨ての保険、将来の偶然的な事故に対する保険金の支払等は該当しない。

「保険業法第二条第一項に規定する保険業」とは、人の生存又は死亡に関し

一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険のうち、生命保険業免許又は損害保険業免許に係る保険に係る一定のものの引き受けを行う事業をいう。「共済」とは、一定の地域又は職域でつながるもののが団体を形成して相互に掛金を拠出し、団体構成員に災害等が発生した場合に一定の給付をなす仕組みをいう。

(ウ) 金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務

具体的には、財産凍結等対象者が他人に貸し付けていた金銭の返還を受ける行為がこれに該当する。施行令第7条第1号の「預け金」の返還に該当するか、同条第3号の「借入金」の返還に該当するかは、その契約形態等により判断されることとなる。

(エ) 電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段の移転に係る債務

具体的には、電子決済手段等取引業者に管理させている電子決済手段を自らの口座や他者の口座に移転させることがこれに当たる。本項目は、預貯金口座からの引出し、預貯金口座から他の預貯金口座への送金が規制されていることと同趣旨の規定である。

(オ) 暗号資産交換業者が管理する暗号資産の移転に係る債務

具体的には、暗号資産交換業者に管理させている暗号資産を自らの口座や他者の口座に移転させることがこれに当たる。本項目は、預貯金口座からの引出し、預貯金口座から他の預貯金口座への送金が規制されていることと同趣旨の規定である。

オ 特定債権を譲り渡すこと

特定債権を譲り渡すことを規制する趣旨は、財産凍結等対象者が、法第9条第4号の規定により自身の預貯金口座からの払戻しを受けることができないため、その預貯金債権を財産凍結等対象者ではない支援者等に譲り渡し、その支援者がその払戻しを受けるような脱法的行為を防止するためである。「譲り渡す」とは、有償、無償を問わない。

2 許可申請（法第10条関係）

(1) 許可申請書の受理

財産凍結等対象者が、法第9条の許可を受けようとするときは、許可申請書（施行規則別記様式第11号）を提出しなければならない（法第10条第1項及び施行規則第17条第1項）。

許可申請書を受理する公安委員会は、財産凍結等対象者の住所地又は居所地（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地。以下「住所地等」という。）を管轄する公安委員会（日本国内に当該財産凍結等対象者の住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する公安委員会）であり（法第10条第1項）、当該許可申請書は、住所地等を管轄する警察署長（日本国内に住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する警察署長）を経由して提出されることとなる（施行規則第17条第2項）。

「住所地」、「居所地」、「主たる事務所の所在地」とは、形式的に住民票の置か

れている地、登記地等をいうのではなく、申請者である財産凍結等対象者の居住実態、活動実態等から実質的に「住所地」、「居所地」、「主たる事務所の所在地」と考えられる地をいう。

「許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地」とは、行為地や履行地、関係する財産の所在地、関係する当事者の住所地等などの事情を踏まえて総合的に判断するものであるが、申請者である財産凍結等対象者が当該地について最も了知しているものと考えられることから、原則として、当該財産凍結等対象者が最も密接な関係がある地と判断した地を尊重することが望ましい。

許可申請書の提出を受けた公安委員会は、当該許可申請が管轄違いと認められる場合には、許可申請書を提出した財産凍結等対象者に対し適切な公安委員会を教示するとともに、関係公安委員会と連携を図り、新たな申請先において確実にこれが受理されるよう配意する必要がある。

なお、許可申請は郵送によって行うことも認められ、財産凍結等対象者が必ずしも我が国に所在している必要はない。

(2) 許可申請者

許可申請者は財産凍結等対象者である（法第10条第1項）が、この代理人が許可申請を行うことも可能である。この場合における留意点は次のとおりである。

- ① 代理人の権限を証する書類を許可申請書に添付させること（施行規則第19条第3号）。
- ② 許可申請書には、代理人の氏名、住所等及び当該申請を行う財産凍結等対象者の氏名、住所等を記載させること。
- ③ 許可申請書の補正に関し、代理人が事実関係について把握しているときは、当該代理人自身に補正させ、事実関係について把握していないときは、当該代理人の責任において、当該申請書の内容を再度確認させること。
- ④ 許可申請書の不明確な点に関し、内容について代理人が十分に回答できないときは、可能な限り、本人に直接説明させること。

代理人の権限を証する書類を有しない者が許可申請を行う場合、当該者は、代理権を与えられていないいわゆる使者と解される。この場合における留意点は以下のとおりである。

- ① 当該許可申請に係る本人との関係を明らかにさせること。この場合、当該関係については、当該使者の言辞、提示する書類等のほかに、各種情報等から総合的に判断し、許可申請に係る財産凍結等対象者の使者であるか否かについて判断すること。
- ② 許可申請書には、使者の氏名、住所等ではなく、本人の氏名、住所等を記載させること。
- ③ 許可申請書の補正に関し、本人に内容を再度確認させ、改めて許可申請させること（使者は自ら補正することはできない。）。
- ④ 許可申請書の不明確な点に関し、本人に内容を説明させ、改めて許可申請させること。

(3) 許可申請書の記載要領

許可申請書に記載すべき事項のうち、「申請に係る行為の内容」欄には、法第9条各号のいずれに該当する行為なのか、許可申請に係る行為により取得することとなる財産（以下「取得財産」という。）がある場合にはその種類、量、価額等が明らかになる程度に記載されている必要がある。具体的な記載要領は次の例によるものとする。

例：「〇〇円相当の銀〇〇グラムの贈与を受ける」

「〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号所在の土地（〇〇m²）を売却し、その代金として〇〇円の支払を受ける」

「申請に係る行為をしようとする年月日」欄は、当該行為をしようとする日が特定されていない場合には、一定程度の期間の幅がある記載も認められるが、その幅は当該行為の性質等に鑑み合理的な範囲のものとする。

「申請に係る行為をしようとする場所」欄は、必ずしも当該場所の番地等まで記載されている必要はなく、特定されている範囲で記載されれば足りる。また、申請時において当該場所が未定である場合はその旨を記載することも認めることとする。

なお、銀行口座への振込入金等の場合には当該口座のある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されている必要がある。

「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄は、当該相手方が法人その他の団体である場合には、その代表者の氏名も併せて記載されている必要がある。

「申請に係る行為の相手方の住所」欄は、当該相手方が自然人である場合は住所、法人その他の団体である場合は主たる事務所の所在地が記載されている必要がある。

「申請に係る行為の相手方との関係」欄は、例えば「実父」、「継続的な取引先」、「不動産業者の仲介による土地売却先」、「口座を有する銀行」等と許可の可否を判断することができる程度に当該相手方との関係が記載されている必要がある。したがって、単に「土地売却先」、「特定債権の譲渡先」等の申請に係る行為から当然に生じる関係が記載されているだけでは足りない。

「取得財産の使用目的」欄は、取得財産の使途先を明確にし、その使用目的が法第11条第1項各号のいずれかに該当するため、当該取得財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが明らかになる程度に記載されている必要がある。ただし、取得財産の使用目的が「生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられる」（法第11条第1項第1号）場合には、同欄にその旨が記載されれば足り、必ずしも取得財産の使途先が明確になっている必要はない（3（1）ア（ア）参照）。記載例は次のとおりである。

例：「〇月分の生活費の支払に充てるため」

「〇〇県の平成〇年〇月分の住民税の支払に充てるため」

「〇〇からの〇〇円の自動車購入の支払に充てるため」

「取得財産の取得方法」欄は、「手交」、「郵送」、「宅配」、「口座振込」、「口座引出し」等と記載されている必要がある。土地等を取得する場合には「登記」と記載するものとする。財産凍結等対象者の預貯金口座から他の預貯金口座へ送金を行う

場合には（法第9条第4号該当）、実質的に取得財産はないが、観念上は、規制対象財産を一時的に取得した上で送金すると解されるため、このような場合には「口座引出し（口座振替を行うことに伴うもの）」などと記載すれば足りる。

「特定債権の譲渡の目的」欄は、当該譲渡行為が脱法目的で行われるものでない、すなわち通常必要な取引行為として行われるものであることが明らかになる程度に記載されている必要がある。記載例は次のとおりである。

例：「〇〇に対する〇〇円の借金があり、〇〇までにその返済をしなければならないが、他に適當な資産を有していない」

「その他参考となるべき事項」欄は、例えば、自動車の贈与を受ける場合に、これを利用するために駐車場が確保されていることなど、当該申請に係る行為が真に行われることを疎明するに資する情報等を記載することが求められる。

許可申請書の記載事項に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合等は、公安委員会は、申請者に対して相当の期間を設けて当該申請の補正を求め、又は当該許可申請を拒否しなければならない（行政手続法第7条）。

(4) 許可申請書の添付書類

許可申請書の添付書類は様式を問わない。また、許可申請者である財産凍結等対象者が外国人又は外国の団体である場合に限り、必ずしも日本語で記載されたものであることを要しない。この場合において、許可申請書の提出を受けた公安委員会は、当該書類の真偽や記載内容について即座に判断することが困難であるときは、当該申請者から必要な事項を聴取するなどした上で、明らかに偽造と認められる場合を除き、これを受理し、その審査の過程で内容について判断する必要がある。

許可申請書及びその添付書類は、事後に行行政事件訴訟等において争われることもあり得ることから、その整理及び保存に留意し、適切に管理するものとする。

ア 法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可

法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可申請の場合にあっては、当該申請に係る取得財産が法第11条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を許可申請書に添付する必要がある（法第10条第2項及び施行規則第19条第1号）。

この書類としては、例えば、法第11条第1項第1号の場合は、見積書、戸籍等の親族関係を証明する書類等、同項第2号の場合は納税通知書、同項第3号の場合は訴状、訴訟費用見積書等が想定される。同項第4号の場合は、当該申請理由に応じて、その事実を証する書類が必要であり、例えば、大学の入学金の支払のための預貯金口座からの引出しについて許可申請を行う場合には、大学の合格証書、入学金の金額が分かる書類等の添付が必要となる。

イ 法第9条第5号に掲げる行為に係る許可

法第9条第5号に掲げる行為に係る許可申請の場合にあっては、当該行為が同条第3号又は第4号の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れる目的でされるものでないことを証する書類を許可申請書に添付する必要がある（施行規則第19条第2号）。

この書類としては、例えば、申請に係る特定債権の存在を証明する契約書や当

該特定債権が申請に係る行為の相手方に対する債務の履行に充てられることを証明する契約書等が想定される。

ウ 代理人の権限を証する書類

代理人の権限を証する書類（施行規則第19条第3号）とは、委任状等をいう。

委任状の様式は問わないが、委任する相手方の氏名、委任する内容、委任日、委任した本人の氏名が明らかになっている必要がある。

3 許可の基準（法第11条関係）

(1) 法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可

公安委員会は、財産凍結等対象者から法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可申請があった場合には、法第11条各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しなければならない（法第11条第1項）。

ア 第1号

取得財産が財産凍結等対象者及びその者と生計を一にする親族等の「生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられる」と認められるときは、公安委員会は当該行為を許可しなければならない。

(ア) 運用

許可は、原則として、行為毎に受ける必要がある（1(3)参照）ほか、許可申請書の「申請に係る行為の内容」欄においては取得財産の価額を、「取得財産の使用目的」欄においてはその使途先を、それぞれ明確にする必要がある（2(3)参照）こととしているが、「生活のために通常必要とされる費用」（食費、被服費、日用品費等）の支払は日常的に頻繁に行われることが想定され、個々の費用の額や使途先を事前に特定することは困難であると考えられる。このため、法第11条第1号の要件に関しては、原則毎月一定額を限度として、「生活のために通常必要とされる費用」の支払のためとして、使途先を明確にせずとも、財産凍結等対象者による規制対象財産の取得を許可することができるものとする。この場合の許可申請書の記載要領は、上記2(3)のとおりとするが、「取得財産の使用目的」欄は必ずしも、取得財産の使途先が明らかになっている必要はない。典型的には、財産凍結等対象者の預貯金口座から毎月一定額の預貯金の引出しを許可することが想定される。

特定の財産凍結等対象者について、「生活のために通常必要とされる費用」として毎月どの程度の額を限度として許可するかは、財産凍結等対象者の生活実態、親族等の有無・人数等を考慮して判断することとなる。生活実態については、当該財産凍結等対象者のそれまでの生活費の支出状況等について、財産凍結等対象者に対し報告や資料の提出を求めたり（法第19条）、立入検査を実施したり（法第20条）するなどして把握し、その上で妥当な額を判断するものとする。

「生活のために通常必要とされる費用」としての許可限度額は、財産凍結等対象者が本人及び被扶養者の生活費として、使途先を明らかにすることなく許可を受けることができる限度額である。したがって、ある月の生活費がかさみ、更に生活費としての許可を申請してきた場合には、必ずしも生活費に充てられ

るとは認められないため、公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないかどうかについて、個別に判断する必要がある。一方、許可限度額以内であれば、同じ月内で生活費として複数回許可することはできることとする。

他方、実際に「生活のために通常必要とされる費用」として自動的に毎月許可限度額を許可するわけではなく、実際に許可するかどうかを判断するに当たっては、生活実態等を考慮して判断した許可限度額に加え、手持ちの所持金額、現金収入の状況等を勘案して判断するものとする。したがって、例えば、毎月生活費として20万円（許可限度額）を要すると認められる場合であっても、許可申請時点で現金100万円の所持金があると認められる場合や、毎月20万円の現金収入があると認められる場合であれば、当月の生活費として許可することは認められない。

もっとも、財産凍結等対象者が「生活のために通常必要とされる費用」を超えて現金を所持している場合には、当該所持金が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認められる場合を除き、仮領置の対象となる（第7参照）。したがって、許可の運用に当たっては、仮領置の措置と組み合わせながら、財産凍結等対象者が手持ちの所持金が多額になることがないように許可をしていくことが求められる。手持ちの所持金としてどの程度の額を認めるかについては、民事執行法（昭和54年法律第4号）第131条第3号及び民事執行法施行令（昭和55年政令第230号）第1条において、差押えが禁止される金銭の額が、標準的な世帯の2月分の必要生活費を勘案して定められた66万円とされていることを考慮し、66万円を基準とする。

以上を踏まえた許可運用例は、次のとおりとなる。

【生活費として取得が許可される規制対象財産の価額の算出式】

生活費として取得が許可される金額

66万円－B ≥ A の場合：A

66万円－B < A の場合：66万円－B

A：許可限度額

B：許可申請者である財産凍結等対象者の手持ちの所持金額

【運用例】

	1月	2月	3月	4月
許可限度額	30万円	30万円	30万円	30万円
手持ちの所持金額	10万円	50万円	40万円	30万円
生活費の許可額	30万円	16万円	26万円	30万円

※ 毎月の定期的な現金収入はないものと想定

(イ) その他の留意点

財産凍結等対象者が法人その他の団体である場合にあっては、「生活のために通常必要とされる費用」としての規制対象財産の取得は認められない。

生活のために通常必要とされる費用の支払のためとして、金銭以外の規制対

象財産の取得について許可申請があった場合には、当該規制対象財産がそのまま生活費の支払に用いられるとは考えにくいため、当該許可申請と併せて、当該金銭以外の規制対象財産の売却等の処分の対価の支払を受けることの許可申請が行われ、これが生活費の支払に充てられることを見極める必要がある。例えば、生活のために通常必要となる費用の支払のために10万円の白金の贈与を受けることは、それ単独では認められず、同時に当該白金の売却の対価の支払を受けることの許可を得る必要がある。

生活のために通常必要とされる費用の支払に関する許可申請があった場合、当該申請に係る許可の可否を判断するに当たっては、当該申請の内容の性質上、可能な限り迅速に判断することが求められる点に留意するとともに、いやしくも当該判断が申請に係る財産凍結等対象者の最低限度の生活を営む権利を侵害するものとならないようにする必要がある。

「親族」とは、民法上の親族をいい、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族のことを指す。

「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある」と認めるに当たっては、その親族が申請者である財産凍結等対象者と生計を一にしている事実の有無、同居の有無及びその期間等を勘案した上で、本号が生存権の保障に関するものである点に配意しつつ、総合的に判断する必要がある。

イ 第2号

「公租公課」のうち、「公租」は国税、地方税等の租税を指し、「公課」は租税以外のもので、各種の負担金（道路負担金、河川負担金等）や社会保険料、賦課金、納付金等が該当する。交通違反の反則金、法令に基づく罰金等は「公課」には含まれない。

なお、仮に交通違反の反則金や法令に基づく罰金等の支払のために許可申請が行われたと認められる場合には、これが公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことから、第4号として許可することが考えられる。

ウ 第3号

「公権力の行使」は、本条の趣旨に照らし、広く解釈することが適當であると考えられる。したがって、行政処分はもとより、行政指導、事実の通知・公表といった行為についても、「公権力の行使」に当たる場合もあり得る。

なお、「公権力の行使に当たる行為に係る訴訟」以外の訴訟に関する費用の支払のために許可申請がなされた場合であっても、これが公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが認められる場合には、第4号として許可することが考えられる。

「訴訟に関する費用」とは、裁判所に納付すべき手数料その他の費用、弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬その他の費用のほか、社会通念上訴訟に関する費用として認められるものをいう。

エ 第4号

本号においては、財産凍結等対象者の区分に応じ、異なる許可基準を規定して

いる。すなわち、許可申請者が公告国際テロリストに該当する場合には、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないことが許可基準となり、許可申請者が公告大量破壊兵器関連計画等関係者に該当する場合には、大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが許可基準となる。

「大量破壊兵器等の開発等」の具体的な内容に関しては、安保理決議の内容を踏まえ、北朝鮮に係る安保理決議に基づき指定された者については、核兵器、化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器及びそれらの運搬手段となり得るロケット等の開発等を射程とし、イランに係る安保理決議に基づき指定された者については、拡散上機微な核活動を射程としている（施行令第8条）。

なお、許可申請者が公告国際テロリストと公告大量破壊兵器関連計画等関係者の両方に該当する場合には、公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが許可基準となる。

公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことの認定に当たっては、取得財産の使用目的、使用年月日、種類、価額、入手元、入手方法、使途先等から総合的に判断するものとする。例えば、

- 取得財産の使用目的が不明又は曖昧な場合や事実と異なる場合
- 取得財産の使用年月日が許可申請時から離れている場合であって、申請時期について正当な理由がないとき
- 取得財産の種類に比して、その価額が社会通念上著しく高い場合であって、その価額であることに正当な理由が認められないとき
- 取得財産の入手元が当該申請を行った財産凍結等対象者の関係者である場合やその関係が不明である場合

には、通常、当該取得財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれないと認めることは困難であると考えられる。他方で、取得財産の取得態様が、いわゆる凍結口座に対する振込である場合には、原則として、当該取得財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれないと認めることは可能であると考えられる。

(2) 法第9条第5号に掲げる行為に係る許可

公安委員会は、財産凍結等対象者から法第9条第5号に掲げる行為に係る許可申請があった場合には、当該行為が同条第3号及び第4号の規定による当該財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、許可しなければならない（法第11条第2項）。

「財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れる目的でされるものでない」と認められる場合とは、具体的には、特定債権が法第9条第5号に掲げる行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられると認める場合のほか、特定債権が適正な価格による売買であり、財産凍結等対象者と当該売買の相手方との関係に不審点がなく、かつ、当該譲渡に伴い財産凍結等対象者が取得する財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがない場合等が考えられる。

4 許可条件（法第12条関係）

公安委員会は、法第9条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる（法第12条）。この条件は、あくまで国際テロ又は大量破壊兵器等の開発等の未然防止のために行う財産凍結等の措置の実施のための必要最小限の範囲に限られるもので、許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。

条件として想定されるものとしては、

- ① 取得財産の使用目的等を疎明させるために、許可に係る行為を行った後にその事実を証明する領収書等を提出させること
- ② 許可の有効期間を設定すること
- ③ 所得財産（金銭）の入手方法をいわゆる凍結された口座への入金に限ること等が考えられる。

許可条件は、許可申請に係る行為の内容等に応じて、必要性を個別具体的に判断した上で付すものとするが、財産凍結等対象者が申請内容どおりの行為を行ったことを確認するため、取得財産が生活のために通常必要とされる費用の支払のために充てられると認められる場合を除き、上記①の条件を付加することが望ましい。

また、不許可処分により財産凍結等対象者が財産を取得する機会をいたずらに失わせることを避けるため、③の条件を付加することで許可する運用は考えられる。

なお、許可条件は変更することができる（法第12条）。

許可条件の付加やその変更を行う際には、原則として、弁明の機会の付与を行う必要がある（行政手続法第13条第1項第2号）が、許可された行為が行われようとする日時が切迫しているなど、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、これを行うことができないときは、この限りでない（同条第2項第1号）。

5 許可証の交付等（法第13条関係）

（1）許可証の交付

公安委員会は、許可をしたときは許可証（施行規則別記様式第12号）を交付しなければならない（法第13条第1項）。また、許可をしないこととなった場合は、その理由を書面で示さなければならない（行政手続法第8条）。

法第15条の規定により、何人も財産凍結等対象者から許可証の提示を受けない限り、財産凍結等対象者を相手方として預貯金等債務の履行等をしてはならないこととされているため、許可証は財産凍結等対象者の行為の相手方との関係で重要な意味をもつ。当該相手方は、その許可証が真正なものかどうかを判断することは困難であるため、許可をし、許可証を発行する公安委員会は、許可に際して、許可申請書に記載されている行為の相手方に対し、その旨を連絡するものとする。その場合において、許可証は、原則として、一つの行為に限り有効であり、これを用いて複数回同様の行為を行うことができるものではない旨等の許可に係る留意事項を教示することが求められる。

公安委員会は、許可をした場合には、当該許可に係る番号（以下「許可番号」という。）を付し、これを許可証に記載しなければならない。許可番号は、許可の同一性を担保するために付与されるものであるため、許可条件を変更した場合や許可証を再交付した場合においても、当該許可の内容が同一性を有している限り許可番号は変更されない。

許可番号の付し方は次のとおりとする。

許可公安委員会 県別コード2桁 一 名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号

許可順番(当該公安委員会における当該者に対する許可に係る一連番号)

(県別コード)

北海道	10	青森	20	岩手	21	宮城	22	秋田	23
山形	24	福島	25	東京	30	茨城	40	栃木	41
群馬	42	埼玉	43	千葉	44	神奈川	45	新潟	46
山梨	47	長野	48	静岡	49	富山	50	石川	51
福井	52	岐阜	53	愛知	54	三重	55	滋賀	60
京都	61	大阪	62	兵庫	63	奈良	64	和歌山	65
鳥取	70	島根	71	岡山	72	広島	73	山口	74
徳島	80	香川	81	愛媛	82	高知	83	福岡	90
佐賀	91	長崎	92	熊本	93	大分	94	宮崎	95
鹿児島	96	沖縄	97						

法における許可は、その性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、具体的な基準を一律に定めることが困難であることから、標準処理期間を定めることはできないが、申請を受けた公安委員会は、速やかに必要な調査を実施するなどして、許可をするまでの期間が不当に長期となることのないよう留意するものとする。

(2) 許可証の再交付

公安委員会は、許可証の交付を受けた財産凍結等対象者が当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときに、当該財産凍結等対象者の申請に基づいて、許可証を再交付することができる（法第13条第2項）。当該申請は、許可証再交付申請書（施行規則別記様式第13号）によって行われ、これは許可申請書を提出した警察署長を経由して提出されることとなる（施行規則17条第2項及び第21条）。

許可証を再交付した場合においても、当該許可の内容が同一性を有している限り許可番号は変更されないが、亡失した許可証を発見し、又は回復した場合に法第13条第3項の規定による返納を怠れば、許可証が2枚存在することになってしまったため、許可証番号の後に「(再交付)」と記載するものとする。

また、許可証を再交付した場合においても、当該再交付をした公安委員会は、許可申請書に記載されている行為の相手方に対し、その旨を連絡するものとする。

許可証の再交付に関する標準処理期間についても、財産凍結等対象者の性質に鑑み、当該再交付の申請に至った経緯の真偽等について、十分な調査を必要とするなど、当該経緯の内容等による処理に要する期間が変動することから、標準処理期間を定めることはできないが、申請を受けた公安委員会は、速やかに必要な調査を実施するなどして、許可証の再交付までの期間が不当に長期となることのないよう留意するものとする。

(3) 許可証の返納

許可証の交付を受けた財産凍結等対象者は、①法第14条の規定により許可が取り

消されたとき、②法第9条の許可を受けた行為をしないこととなったとき、③法第13条第2項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、その許可証（③の場合は発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない（法第13条第3項）。これに違反した場合には30万円以下の罰金に処することとされている（法第32条）。

「遅滞なく」とは、事由が発生した後概ね10日程度が目安になると考えられるが、財産凍結等対象者のその間の状況等を考慮し、「遅滞なく」返納したと言い得るかどうかを社会通念に基づき適切に判断するものとする。

許可証の返納は、許可証返納理由書（施行規則別記様式第14号）に当該許可証を添えて、当該許可証を交付した公安委員会に提出して行わなければならない（施行規則第22条第1項）が、これは許可申請書の提出を受けた警察署長を経由して提出されることとなる（施行規則第17条第2項、第21条第2項及び第22条第2項）。

6 許可の取消し（法第14条関係）

公安委員会は、法第9条の許可を受けた者について、当該者に係る取得財産が法第11条第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるとき、又は偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を受けた行為をする前に限り、その許可を取り消すものとする（法第14条）。

「偽り」は「不正の手段」の例示であり、「不正の手段」（法第14条第2号）とは、法第9条の許可を可能とする行為であって、社会通念上不正と認められる全てのものをいう。例えば、許可申請書、添付書類に公安委員会の判断を誤らせるような虚偽の事項を記載した場合がこれに当たる。

公安委員会は、法第9条の許可を取り消そうとする場合には、当該許可を受けた者に対し、聴聞を行わなければならない（行政手続法第13条第1項第1号イ）。ただし、許可された行為の行われる日時が切迫しているなど、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、これを行うことができないときは、この限りでない（同条第2項第1号）。

法第9条の許可を取り消したときは、許可を受けた者に対して、原則として、書面を交付してその旨を通知するものとする。この場合、同書面には許可を取り消した理由も併せて示さなければならない（行政手続法第14条第3項）。

第5 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限（法第15条、第21条及び第22条関係）

1 行為の制限（法第15条関係）

何人も、許可証の提示を受けた場合を除き、財産凍結等対象者を相手方として法第15条各号に掲げる行為をしてはならない（法第15条）。法第9条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限と表裏の関係にある規制である。

本条による行為の制限は、金融機関等の事業者のみならず、何人も同条各号に掲げる行為をしてはならないとされている。その違反については、相手方が財産凍結等対象者であることを認識しているかどうかは問わないが、2及び3に記載するとおり、法第22条第2項の規定による場合を除き、命令、罰則といった違反に対する直接の制裁は設けられていない。

この許可証の「提示」は、許可証の真正性を確保する必要があるため、面前による実物の提示に限られ、写真や複写物の利用又はインターネット等を用いた非対面による提示は含まれないものと解される。

2 情報の提供等（法第21条関係）

公安委員会は、法第15条の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業者その他の関係者に対し、同条の規定による行為の制限に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする（法第21条）。

1に記載されているとおり、法第15条の規定による行為の制限は、金融機関等の事業者のみならず、何人も同条各号に掲げる行為をしてはならないとされているが、あらゆる人がその行う取引の相手方が官報や警察庁ウェブサイトに掲載されている財産凍結等対象者であることを認識することは困難であるため、法第21条は、違反する前における情報の提供等のほか、違反した後においても、情報の提供等により更なる周知に努めることを想定した規定を設けている。

違反する前における情報の提供等については、典型的には、財産凍結等対象者と取引をする可能性のある近隣の金融機関等の事業者その他の関係者に対し、あらかじめ財産凍結等対象者に関する必要な情報を提供したり、財産凍結等対象者を相手方として特定の行為をしてはならない旨を指導又は助言したりすることが求められる。実際に、金融機関等の事業者については、国際的な送金等が容易になれる可能性があり、財産凍結等対象者に関する情報をあらかじめ提供しておく必要があるため、警察庁では、財産凍結等対象者の氏名又は名称等の情報を、金融機関やそれ以外の犯収法上の特定事業者に対し通知することとしている（施行規則第40条）。

次に、違反した後における情報の提供等については、実際に違反行為をした事業者その他の関係者に対し、相手方となった財産凍結等対象者の情報を提供したり、今後違反行為を再び行わないようにきめ細やかに指導若しくは助言したりすることが求められる。1に記載されているとおり、法第15条の規定による行為の制限に係る違反に対し直接の制裁は設けられていないが、これは、こうした違反があった場合には、制裁ではなく、指導又は助言によって再び違反を起こさないような措置を講ずる趣旨である。

指導又は助言は、口頭又は書面のいずれの方法によっても行うことができるが、指導を口頭で行った場合で、その相手方から当該指導の趣旨及び内容並びに責任者等を記載した書面の交付を求められたときは、特別の支障がない限り、これを交付しなければならない（行政手続法第35条第3項）。この書面の交付については、事務処理の都合等により必ずしもその場において行わなければならないものではなく事後的でもよいが、可能な限り速やかに交付することが求められる。

3 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令（法第22条関係）

（1）趣旨

法第15条の規定に違反して法第21条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者が再び法第15条の規定に違反した場合において、更に反復して同条の規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該違

反行為に最も密接な関係がある地)を管轄する公安委員会は、その者に対し、更に反復して同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる(法第22条第1項)。また、法第15条の規定に違反した者が再び同条の規定に違反するおそれがあると認める場合において、同条の規定による財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限の確実な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等を管轄する公安委員会は、その者に対し、再び同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる(法第22条第2項)。

第1項の命令に関しては、少なくとも二度の違反がされていることが要件とされ、第2項の命令に関しては、少なくとも一度の違反がされていることが要件とされている。

(2) 命令の主体

法第22条に規定する財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令(以下「行為制限命令」という。)は、法第15条の規定に違反した者の住所地等(日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該違反行為に最も密接な関係がある地)を管轄する公安委員会が行うとされているところ、「違反行為に最も密接な関係がある地」とは、当該違反行為の行為地、違反行為に係る規制対象財産の所在地等をいう。

(3) 命令の要件

行為制限命令は、いずれも法第15条の規定に「違反するおそれがある」ことが要件となっているが、このおそれの認定に当たっては、違反行為を行った者が、当該違反行為を行うに当たり、当該行為の相手方が財産凍結等対象者であるとの認識を有していたか否かなどの違反行為の態様や違反した者と財産凍結等対象者との関係等の事情を勘案して総合的に判断することとなる。

法第22条第1項の行為制限命令については、法第15条の規定に違反した者が、法第21条の規定による指導・助言を受けたのにもかかわらず、更に法第15条の規定に違反する行為をした場合が対象となるが、1回目の違反行為の相手方と同一の財産凍結等対象者との間で2回目の違反行為をした場合には、「更に反復して同条の規定に違反するおそれがある」と認められやすいものと考えられる一方で、相手方が財産凍結等対象者であると知らずに偶然に1回目の違反行為の相手方である財産凍結等対象者とは別の財産凍結等対象者を相手方として違反行為をしてしまったような場合には、当該おそれの認定をすることは難しい。この場合は、更なる情報の提供又は指導・助言によって対応することとなる。

法第22条第2項の行為制限命令における「財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限の確実な実施を図るため特に必要がある」とは、典型的には、相手方が財産凍結等対象者であることを知りながら同条の規定に違反する行為をした場合や極めて多額の規制対象財産を贈与する行為をした場合等がこれに該当するが、違反行為の態様、違反した者と財産凍結等対象者との関係、指導・助言等により更なる違反行為を防止することができる可能性等の事情を勘案した上で総合的に判断するものとする。

(4) 命令の方法

行為制限命令は、行為制限命令書（施行規則別記様式第28号）を交付して行うものとする（施行規則第36条）。行為制限命令書を交付し、又はその受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

なお、行為制限命令をする場合には、原則として、命令の相手方に対して弁明の機会の付与を行わなければならない（行政手続法第13条第1項第2号）が、公益上、緊急に命令をする必要があるため、こうした手続をとることができないときは、この限りでない（同条第2項第1号）。

(5) 命令の取消し

公安委員会は、行為制限命令を取り消したときは、当該命令を受けた者に対してその旨を書面を送付して通知するものとする。この送付の方法は、原則として、普通郵便で行うものとする。ただし、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

第6 特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令（法第16条関係）

1 趣旨

特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者（以下「差押債権者」という。）が法第9条（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地）を管轄する公安委員会は、当該特定債権の債務者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定債権に係る債務の履行をしてはならない旨を命ずることができる（法第16条第1項）。

この命令（以下「債務履行禁止命令」という。）は、法第9条第5号の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限と同様の趣旨の規制であり、具体的には、法第9条第4号の規定により財産凍結等対象者自身が預貯金の払戻しを受けることができないため、財産凍結等対象者ではない自らの支援者がその特定債権を差し押さえ、その払戻しを受けるような脱法的行為を防ぐために行われるものである。

「強制執行による差押命令」とは、民事執行法に基づき、差押債権者による債権差押命令申立てを受け、地方裁判所が発するもの（民事執行法第2条及び第143条）であり、差押命令の送達から一定期間経過すると、当該差押債権者が第三債務者に対してその債権を取り立てることができるようとなる（民事執行法第155条）。「差押処分」とは、少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行の場合に簡易裁判所の書記官が行う処分である（民事執行法第167条の2）。

2 運用

(1) 命令に向けた調査

公安委員会は、財産凍結等対象者が有する特定債権に対し差押命令又は差押処分が発せられたと認めた場合には、差押債権者が財産凍結等対象者に対して有する債

権が仮装のものでないか、当該特定債権の内容、差押債権者と財産凍結等対象者との関係等から、当該差押えが法第9条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的であるかどうかを調査し、債務履行禁止命令をするか否かを判断する必要がある。

(2) 命令方法等

債務履行禁止命令は債務履行禁止命令書（施行規則別記様式第15号）を交付して行うものとする（施行規則第23条）。債務履行禁止命令書を交付し、又はその受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

債務履行禁止命令をした場合は、差押債権者に対して、債務履行禁止命令通知書（施行規則別記様式第16号）を送付してその旨等を通知することとする（法第16条第1項後段及び施行規則第25条）。この送付の方法は、第5の3（5）と同様に、原則として、普通郵便で行うものとし、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

当該差押債権者の所在が判明しないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を官報により公告するものとされているところ（法第16条第2項）、この公告は「都道府県公安委員会告示」として行うものとし、その手続については次のとおりとする。

- 国立印刷局への官報掲載依頼については、警察庁においてとりまとめて行うものとする。各都道府県警察は、官報掲載依頼をするに当たり、警察庁に対して、官報に掲載すべき事項を連絡するものとする。
- 官報に掲載された事項の正誤については各都道府県警察において確認し、誤りがある場合には警察庁に連絡するものとする。

(3) 命令の取消し

公安委員会は、法第16条第1項の財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったとき、又は同項の財産凍結等対象者と差押債権者との関係その他の事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る債務の履行を受けたとしても当該債務の履行により取得した財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認めるときは、債務履行禁止命令を取り消さなければならないとされており、当該財産に係る認定については、第4の3（1）と同様、当該財産凍結等対象者の区分に応じて行われることとなる（法第16条第3項）。

すなわち、当該財産凍結等対象者が公告国際テロリストに該当する場合には、当該財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないことが債務履行禁止命令の取消しの基準となり、当該財産凍結等対象者が公告大量破壊兵器関連計画等関係者に該当する場合には、大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが基準となる。

「大量破壊兵器等の開発等」の具体的な内容に関しては、第4の3（1）と同様、安保理決議の内容を踏まえ、北朝鮮に係る安保理決議に基づき指定された者については、核兵器、化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器及びそれらの運搬手段となり得るロケット等の開発等を射程とし、イランに係る安保理決議に基づき指定された者については、拡散上機微な核活動を射程としている（施行令第8条）。

なお、当該財産凍結等対象者が公告国際テロリストと公告大量破壊兵器関連計画等関係者の両方に該当する場合には、当該財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが債務履行禁止命令の取消しの基準となる。

「財産凍結等対象者と差押債権者との関係」は、債務履行禁止命令の取消しの考慮要素の例示として規定されているもので、「その他の事情」とは、例えば、差押債権者の財産が更に財産凍結等対象者とは関係を有しない別の者から差し押さえられている場合等が想定される。したがって、例えば、財産凍結等対象者と差押債権者が当初協力関係にあったが当該関係が断ち切れている場合、差押債権者の財産が更に国又は地方公共団体から差押えを受けている場合等には、当該命令に係る財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認定することができると考えられる。

債務履行禁止命令を取り消したときは、債務履行禁止命令を受けた者に対して書面を送付してその旨を通知するものとする。この送付の方法は、第5の3(5)と同様に、原則として、普通郵便で行うものとし、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

第7 規制対象財産の仮領置（法第17条関係）

1 趣旨

財産凍結等対象者が所持している規制対象財産の一部が、法第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する公安委員会は、当該財産凍結等対象者又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる（法第17条第1項関係）。

仮領置は、財産凍結等対象者が規制対象財産を所持していれば、これが公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあるため、この危険を回避する治安上の必要性から、公安委員会が規制対象財産の所持者から当該財産の提出を受けて、これを一時的に保管するものである。仮領置はこうした緊急の必要性により行われるものであるから、全て行政手続法第13条第2項第1号に当たると考えられ、同条第1項に規定する意見陳述のための手続をとる必要はない。

2 仮領置の対象となる財産

仮領置の対象となる規制対象財産の要件は、

- ① 財産凍結等対象者が所持していること
- ② 携帯することができること
- ③ 法第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められること

である。

①に關し、「所持している」とは、ある者が物を事實上支配していると認められる状態にあるときをいい、別の者と共同で所有し又は管理したり、別の者に指示をして所有させ又は管理させたりしている場合であっても、その物が事實上その者の支配下

にあれば足りる。すなわち、財産凍結等対象者が単独又は共同で直接的又は間接的に所有し又は管理しており、事実上その者の支配下にあると認められる物は仮領置の対象となる。例えば、財産凍結等対象者が経営する会社に設置している金庫に金銭を保管しており、それを当該会社の部下に管理させている場合、当該金銭は仮領置の対象となる。

②に関し、仮領置の対象となる規制対象財産は、規制対象財産から携帯することができない財産として土地、建物、自動車（法第17条第1項）のほか船舶及び航空機（施行令第9条）を除いていることから、金銭、有価証券（法理上、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利は当然に除かれる。）、貴金属等、前払式支払手段、手形、小切手となる。これらはいずれもその額面が1万5,000円を超えていることが必要である（法第9条第1号）ところ、価額の算定方法は、第4の1(2)のとおりである。

③に関し、法第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められる規制対象財産の考え方については第4の3記載のとおりであり、生活費に関しては、基準となる66万円を超えて手持ちの所持金を有している場合には、その超える額の所持金が仮領置の対象となる。例外的に、使途が明らかであり、公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがないと認められる場合には、66万円を超える所持金を有していたとしても、その超える分について仮領置しないこととする。

仮領置の対象となり得る規制対象財産が複数ある場合、金銭は生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられることに鑑み、その価額の多寡にかかわらず、金銭以外の規制対象財産を優先して仮領置するものとする。すなわち、例えば、財産凍結等対象者が使途先不明の50万円相当の白金と30万円の現金を所持していた場合、50万円相当の白金を優先的に仮領置するものとする。

仮領置の対象となる規制対象財産の中には、その価額が変動するものがあることに鑑み、当該価額変動があり得る規制対象財産について財産提出命令をするに当たっては、当該財産の価額が確実に1万5,000円を超えるものであることを確認するものとする。

3 財産提出命令の対象となる者

規制対象財産の提出命令（以下「財産提出命令」という。）の対象となる者は、規制対象財産を所持している財産凍結等対象者又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者である（法第17条第1項）。

財産凍結等対象者に加えて、「これに代わって規制対象財産を管理する者」を命令の対象としたのは、財産凍結等対象者は、その性質上、所在不明であることが想定されるところ、仮領置をより実効あるものとするためである。したがって、運用上、財産提出命令は、規制対象財産を所持する財産凍結等対象者に対して行うことを原則としつつ、その者が所在不明等で財産提出命令を行うことができない場合に限り、規制対象財産の管理者に対してこれを行うこととする。

4 財産提出命令・仮領置の方法

財産提出命令は、規制対象財産提出命令書（施行規則別記様式第17号）を交付して行うものとする（施行規則第26条）。

規制対象財産の提出を受け、これを仮領置した公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者に対し、仮領置書（施行規則別記様式第18号）を交付するものとする（施行規則第27条第1項）。規制対象財産提出命令書又は仮領置書を交付し、又はこれの受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

規制対象財産を提出した者が、財産凍結等対象者に代わって当該規制対象財産を管理する者である場合には、財産凍結等対象者の権利保護の観点から、その者の所在が判明している場合に限り、同人に対しても仮領置書の写しを送付するものとする（施行規則第27条第2項）。この送付の方法は、第5の3（5）と同様に、原則として、普通郵便で行うものとするが、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

5 仮領置した財産の管理

仮領置した規制対象財産の管理は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき押収した物の管理に準ずるものとする。すなわち、公安委員会は、仮領置した規制対象財産に関し、善良な管理者の注意義務が課せられることとなる点に配意し、これを適正に管理することが求められる。

なお、公安委員会が仮領置している規制対象財産について、市場価格の変動、時効の到来等の事情によりその価値に変動が生じるなどして、仮領置を受けた者等に損失が生じたとしても、善良な管理者の注意義務に違反するものではない。

6 仮領置した財産の引継ぎ

規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者の住所地等が他の公安委員会の管轄区域内にあることが判明した場合において、当該規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、当該規制対象財産を当該他の公安委員会に引き継ぐことができる（法第17条第2項）。

「規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認める」に当たっては、

- 規制対象財産を提出した財産凍結等対象者の生活の本拠たる住所地と仮領置している公安委員会の所在地の距離等から判断して、返還の申請や返還の手続を円滑に実施できるかどうか
- 同一の財産凍結等対象者から提出を受け仮領置している規制対象財産を複数の公安委員会が分散して管理している場合には、その財産凍結等対象者に係る仮領置財産全体の把握の困難性等から判断して、返還の判断を適正に行うことができるかどうか

等を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、当該判断をするに当たっては、事前に警察庁と十分に協議するものとする。

仮領置した規制対象財産の引継ぎは、仮領置財産引継書（施行規則別記様式第19号）によって行うものとする（施行規則第28条）。他の公安委員会への規制対象財産の引継ぎ方法は、原則として、直接交付によるものとするが、規制対象財産の種類に応じ、現金書留等の方法によることも可能とする。

引継ぎを受けた公安委員会は、引き続き当該規制対象財産を仮領置した上で、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者に対し、仮領置財産引継通知書（施行規則別記様式第20号）を交付し、その旨を通知するものとする（法第17条第2項後段及び施行規則第29条）。この場合において、仮領置財産引継通知書を交付し、又はこれの受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

7 仮領置した財産の返還

法第17条第4項、第5項又は第7項の規定による返還は、仮領置財産返還受領書（施行規則別記様式第22号）と引換えに行うものとする。この場合において、当該返還をした公安委員会は、請求があったときは、その写しを当該返還を受けた者に交付しなければならない（施行規則第31条）。

ア 財産凍結等対象者からの申請に基づく返還

(ア) 総論

規制対象財産を仮領置した公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者からその返還の申請があった場合で、これが仮領置後の事情の変化により法第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない（法第17条第3項及び第4項）。「仮領置後の事情の変化」とは、生活費その他の所要の出費により所持金を費消したこと等をいう。

(イ) 提出書類

返還申請時の提出書類は、仮領置財産返還申請書（施行規則別記様式第21号）のほかに、法第17条第3項の規定による申請に係る規制対象財産が法第11条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類、代理人によって申請をする場合にあっては、その権限を証する書類を添付する必要がある（施行規則第30条第1項及び第2項）。これらの書類の意義は、第4の2(4)ア及びウのとおりである。

仮領置財産返還申請書の記載要領については、許可申請書に準ずるものとする。また、返還申請に係る規制対象財産の法第11条第1項各号の該当性の判断については、許可基準の例による。

(ウ) 返還申請者及び返還に係る規制対象財産の受領者

仮領置に係る規制対象財産の返還申請及び返還に係る規制対象財産の受領は財産凍結等対象者に限られている。ただし、財産凍結等対象者の代理人、使者による返還申請又は規制対象財産の受領は可能である。この場合における公安委員会の留意点は、許可申請が代理人、使者によって行われる場合と同一である。

イ 財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったことに伴う返還

(ア) 返還に係る規制対象財産の受領者

規制対象財産を仮領置した公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったときは、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなければならない（法第17条第5項）。

「その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者」とは、具体的には、当該規制対象財産を財産凍結等対象者であった者から譲り受けた現所有者の

ほか、当該規制対象財産を財産凍結等対象者であった者に貸与していた者等が想定される。

なお、刑事訴訟法上の押収物の還付についても、被押収者還付を原則としていることに鑑み、本法においても、運用上、当該規制対象財産の返還は、原則として、財産凍結等対象者でなくなった者に対してするものとし、その者が所在不明であるなど当該規制対象財産の返還が困難である場合に限り、その者以外の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対してするものとする。この場合において、仮領置した時点から当該規制対象財産の権利関係が明らかでないときは、改めてその権利関係について調査することが望ましい。

財産凍結等対象者でなくなった者以外の仮領置に係る規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し当該規制対象財産を返還しようとする場合において、その者が財産凍結等対象者である場合には、その者の財産について法第11条第1項各号の該当性を判断した上で、同項各号のいずれにも該当しない部分について引き続き仮領置し、その他の部分については返還するものとする（法第17条第7項）。この場合において、公安委員会は、その者に対し、継続仮領置書（施行規則別記様式第23号）の交付により、引き続き仮領置する旨を通知するものとする（法第17条第7項後段及び施行規則第32条）。

(イ) 返還不能な規制対象財産の都道府県への帰属

財産凍結等対象者でなくなった者又はその者以外の仮領置に係る規制対象財産の返還を受けるべき者のいずれもが、法第3条第5項において準用する同条第4項の規定による公告があった日、指定の有効期間が満了した日又は法第7条第2項において準用する法第5条第1項の規定による公告があった日から起算して一年を経過してもなお、その所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安委員会が置かれている都道府県に帰属することとなる（法第17条第6項）。

ウ 規制対象財産に該当しなくなったことに伴う返還

仮領置した規制対象財産の価額が低下したことに伴い、これが規制対象財産に該当しなくなった（価額が1万5,000円以下になった）場合には、公安委員会は、当然にこれを返還しなければならない。この場合における返還先及び返還の優先順位については、財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったことに伴う返還の場合と同様とする。また、運用上、規制対象財産に該当しなくなった財産を返還したことを確実に担保するため、仮領置財産返還受領書と引換えに行うものとし、当該返還をした公安委員会は、その写しを当該返還を受ける者に交付しなければならないこととする。

なお、公安委員会は、仮領置した規制対象財産の価額に関し、その後の市場価格の変動状況等を勘案しながら、必要に応じて確認するものとする。

第8 資料の提出等の求め及び立入検査（法第19条及び第20条関係）

1 趣旨

財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置を実施するためには、財産凍結等対象者の生活・活動状況や財産の保有状況を把握することが不可欠である。とりわけ、許可や仮領置の判断に当たっては、財産凍結等対象者が所持する財産の価額、所在地等を把握する必要がある。このため、法第19条において、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対する資料の提出その他必要な協力の求めを規定し、法第20条第1項において、財産凍結等対象者に対する報告又は資料の提出の求め、又は財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産への立入検査を規定している。

前者は、財産凍結等対象者以外の者を対象とする措置であり、相手方がこれに応じなかつたとしても、そのことに対する罰則等は設けられていないが、法的な回答義務は生じると解される。

後者は、財産凍結等対象者を対象とする措置であり、これに応じなかつた場合には罰則が設けられている。

なお、これらの調査権はあくまでも財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置を実施するためのものであるため、例えば、国際テロリストである疑いがある者に対し、指定をすることができるかどうかを判断するためにこれらの調査権を用いることはできない。

2 資料の提出等の求め（法第19条関係）

（1）要求内容

「関係のある公私の団体その他の関係者」とは、金融機関、財産の共同所有者等財産凍結等対象者の収入や保有する財産の状況等を知り得る立場にある者が想定される。

「必要な協力」に特段の制限はない。したがって、資料の提出のほか、その閲覧、謄写等はもとより、口頭で説明を求め、場合によっては調書化するなどの必要と認められる協力は全て含まれる。

具体的には、

- 財産凍結等対象者が住居を有する市町村の長に対し、当該財産凍結等対象者の住民登録、社会保障給付等の状況が分かる資料を提出するよう求めること。
- 金融機関に対し、財産凍結等対象者の口座の保有状況、残高の変動状況等が分かる資料を提出するよう求めること。
- 財産凍結等対象者の財産の共同所有者に対し、当該財産の取得状況等について説明を求める事。

等が想定される。

（2）要求方法

資料の提出その他必要な協力の求めの方法について規定はないので、電話等による照会も禁止されていないが、特段の事情がない限り、書面で行うことが望ましい。

書面で提出要求等をするときは、資料提出等要請書（施行規則別記様式第24号）を用いるものとする（施行規則第33条）。この書面には、協力を求める理由を明確に記載し、協力を求める内容については、当該理由に照らして合理的なものと記載するものとし、提出要求等をするに当たっては、相手方の事務に大きな支障を生ず

ることのないよう配慮することが求められる。

3 立入検査（法第20条関係）

(1) 報告又は資料の提出の要求

報告又は資料の提出の要求は、原則として書面で行うものとする（様式は問わない）。報告が口頭で行われる場合には、これを調書化するなどの必要な措置を講ずるものとする。資料の提出を受けた場合には、提出資料目録（施行規則別記様式第25号）を作成し、その写しを提出者に交付しなければならない（施行規則第34条第1項）。また、当該提出資料は、必要がなくなったときは、これを速やかに提出者に返還しなければならない（同条第2項）。この場合の返還は、資料受領書（施行規則別記様式第26号）と引換えに行わなければならず、その写しを提出者に交付しなければならない（同条第3項）。

(2) 立入検査・質問

ア 立入検査の対象

立入検査の対象となる場所は、財産凍結等対象者が所有し、又は占有する不動産である（法第20条第1項）ところ、これは、財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置を実施するため必要があると認めると限り認められることから、真に必要な範囲に限定して行うものとする。

イ 立入検査・質問の実施者

立入検査や関係者への質問を行うのは、警察職員である。したがって、警察官のみならず、必要に応じて、技術吏員が立入検査等を行うことも可能である。

ウ 立入検査・質問の実施

立入検査や関係者への質問は、原則として、早朝又は深夜には行わないものとする。ただし、緊急に立入検査等を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

立入検査又は関係者への質問をする警察職員は、その身分を示す証明書（施行規則別記様式第27号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない（法第20条第2項及び施行規則第35条）。

立入検査を拒否、妨害、忌避された場合には、説得に努めるとともに、当該事実が処罰対象である（法第30条第2号）ことを念頭に、その事実を立証するため必要な措置をとる必要がある。忌避するとは、立入検査を直接的に妨害するのではなく、例えば、あらかじめ関係書類を隠匿するなどの間接的な手段、方法により、実質的に立入検査の目的が果たせないような妨害行為をすることをいう。居留守を使うこともこれに該当する。

立入検査又は関係者への質問を実施したときは、事後において報告書を作成・保存するものとする。

エ 検査の対象

検査の対象は、「帳簿書類その他必要な物件」である（法第20条第1項）。「帳簿書類」とは、具体的には、会計帳簿等を指し、「その他の必要な物件」とは、財産凍結等対象者の財産状況等を明らかにするために必要な一切の物件を指す。

オ 留意事項

立入検査又は関係者への質問は調査の手段であり、その実施は、財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置の実施のため必要があると認めるときに限られていることから、犯罪捜査のために認められたものと解してはならず(法第20条第3項)、また、その他の行政目的の達成のために行うこともできない。したがって、例えば、公告国際テロリストの関係者を新たに指定するべく、必要な資料を入手又は検査するために立入検査等を行うことはできない。また、立入検査等を実施するに当たり、いやしくも不当に職権を濫用するようなことがあってはならない。

なお、法第19条の規定による報告又は資料の提出の求めで調査目的が十分に達せられる場合には、立入検査の必要はないものと解される。

第9 国家公安委員会への報告（法第23条関係）

公安委員会は、法第23条及び施行規則第37条に規定する事由が生じたときは、同規則第38条に規定する事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

この報告は、警察文書伝送システムにより警察庁警備局警備企画課長宛てに行うものとする。

公安委員会は、この規定の趣旨である法の適正な運用に資するため、国家公安委員会に報告すべき事由が生じた場合は速やかに報告するとともに、報告に係る事項の通報を受けた場合は、これを適切に整理することとする。

第10 損失補償（法第24条関係）

法第15条の規定による行為の制限に関し、損失補償が必要な場合としては、次のような例が考えられる。

- Aから土地・建物を賃借し、現に居住していたBが、Aが公告・指定されたことにより、土地・建物の賃借の更新ができなくなり、これにより移転費用等が生じるなどの損失を受けた場合
- Aから土地を賃借していたBから建物を賃借していたCが、Aが公告・指定され、AB間の土地の賃借の更新ができなくなったことにより、Bとの建物の賃借ができなくなり、移転費用等が生じるなどの損失を受けた場合

次に、法第17条の規定による仮領置に関し、損失補償が必要な場合としては、次のような例が考えられる。

- 所有する希少な宝石をXに所持させていたYが、Xが公告・指定され、その宝石が仮領置されたことにより、新たに代替物を購入する必要が生じたなどの損失を受けた場合

なお、法第15条の規定による行為の制限又は法第17条の規定による仮領置であっても、財産凍結等対象者の損失は補償されない。

「当該行為のうちその相手方の請求があった場合に限りすることが約されているもの」とは、例えば、普通預金契約に基づく預金の払戻しのように、預金をいつでも払い戻すことは口座開設契約時に当事者間で約されているが、少なくとも実際に預金を払い戻す行為は行為の相手方である財産凍結等対象者が履行の請求をした後であるような行為を想定している。

損失の補償は、これを受けるとする者からの損失補償申請書（施行規則別記様式第29号）の提出を受けてから判断される。具体的に損失を補償するかどうかについては、要件該当性のほか、受けた損失の程度、損失を受けた経緯等の事情を総合的に考慮して判断されることとなる。

第11 適用範囲（法第25条関係）

1 国外である行為の適用範囲（法第25条第1項関係）

この法律の規定は、属地主義の原則から、日本国内で行われる行為については、その行為主体の如何を問わず当然に適用されるが、日本国外である行為であっても、日本国内に住所地等がある者が行えば、この法律の規定が適用されることとなる（法第25条第1項）。

日本居住者が、外国において、財産凍結等対象者に対し金銭を贈与する行為などがこれに該当する。ただし、こうした行為について当該外国において規制されていれば、当該外国の規制が及ぶこととなる。

2 外為法との関係（法第25条第2項関係）

この法律は、関係する安保理決議に関し、外為法で規制されてない部分に対応することとされているが、法第9条及び第15条の規定による行為の制限は、必ずしも外為法で規制される対外取引を除いているわけではないため、法第25条第2項で外為法における規制との調整を図り、外為法の適用がある行為については法の適用を除外している。国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者に関する外為法の規制は、以下のとおりである。

第16条第1項・第3項：支払等の制限

第19条第1項・第2項：支払手段等の輸出入

第21条第1項 : 資本取引等の制限

第24条第1項 : 特定資本取引の制限

第25条第6項 : 役務取引等の制限

第48条第3項 : 輸出の制限

第52条 : 輸入の制限

法第9条各号に掲げる行為に該当する行為で、外為法の規定により許可又は承認を受ける義務を課される行為の例としては、

○ 国内居住者である財産凍結等対象者が、非居住者から現金の贈与を受ける行為（外為法第16条第1項（支払の受領）の適用）

○ 国内居住者である財産凍結等対象者が、非居住者から金銭の貸付けを受ける行為（外為法第21条第1項（同法第20条第2号の資本取引）の適用）

等があり、法第15条各号に掲げる行為に該当する行為で、外為法の規定により許可又は承認を受ける義務を課される行為の例としては、

○ 国内居住者が、非居住者である財産凍結等対象者に対して現金を贈与する行為（外為法第16条第1項（支払）の適用）

○ 国内居住者が、非居住者である財産凍結等対象者に金銭を貸し付ける行為（外為法第21条第1項（同法第20条第2号の資本取引）の適用）

等がある。